

十六年十一月現在予算的処置も講ぜられないで放置されている。しかして、その工事費は西條市地先海面に二十一年度以降施行中の旧西條工区及び二十五年度着手の西條西工区の干拓建設事業の二十五年度予算二三、〇〇〇、〇〇〇円のうち一、八七〇、〇〇〇円を転用したものであり、しかもこれを転用しなければ旧西條工区は完成していたと認められるのに、本来の工事の一部を中止して差当り急施を要しない計画外の本件楠河地区の捨石工事を施行し、本来の工事の進ちよくを遅らせたのは処置当を得ない。

(五七四) (五七八) 経費の年度区分をみだつたもの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)土地改良事業費 外一科目

京都外二農地事務局で、昭和二十五年度内に工事が完成しないのに完成したものととして、請負代金の全額を支出したものが左のとおりある。

農地事務局	工	事	請負代金	支出年月	年度内出来高	完成年月
(五七四)	京	都	長良川農業水利事業大江開門門扉増設及び排水機場塵除	二、三九九、〇〇〇円	二六、四月	三五% 二六、九月
(五七五)	岡	山	阿知須干拓建設事業第一号幹線道路(遠石島外側)	二、六二〇、〇〇〇	シ	四八% シ
(五七六)	熊	本	八代干拓建設事業附帯工橋りよう、架樋、樋門	一、八七〇、〇〇〇	シ	一四% シ

又、金沢農地事務局で、工事の完成しないうちに請負代金の全額を請負人に支拂い、年度末に至つても工事が完成しなかつたものが左のとおりある。

工	事	請負代金	支拂完了年月	支拂完了当 時の出来高	完成年月
(五七七)	常願寺川農業水利事業常東用水右岸水路第四号の一開きよ	一、三〇〇、〇〇〇円	二五、一二月	八八%	二六、四月
(五七八)	六日町開拓建設事業泉盛寺暗きよ	二、六二五、〇〇〇	二六、二	九三%	シ

工 事 (五七九) — (五九六)

(五七九) (五八二) 工事の施行に当り処置当を得ないもの

(大蔵省) (米国対日援助見返資金特別会計) (款)援助資金支出 (項)公企業支出

(五七九) 仙台農地事務局で、昭和二十五年十一月西松建設株式会社に請け負わせた三本木開拓建設事業頭首工及び法量用水幹線工事の代金として、十二月から二十六年四月までの間に二六、八五〇、〇〇〇円を支出し、又、二十六年四月同会社に請け負わせた三本木開拓建設事業頭首工制水門すを付工事の代金として一、三〇〇、〇〇〇円(うち河川締切水替費八六七、〇〇〇円)を支出したものである。

右工事は、青森県上北郡十和田村大字法量に三本木開拓地区用水幹線水路の取入施設及び水路の一部を築造するものであるが、早期に巻揚機の入手手配をせず同年二月に至りようやくこれを発注したため、二十五年工から取入口制水門の巻揚機及び門扉の取付工事を切り離し、これを二十六年度の請負に付さなければなら



なくなつたもので、このため再度奥入瀬川の締切水替を施行し、その経費八六七、〇〇〇円を更に支出するよ  
うな不経済な結果を招いたものである。

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)開拓事業費

(五八〇) 熊本農地事務局で、昭和二十五年六月から二十六年三月までの間に、清水建設株式会社外一名に請け負  
わせた金剛干拓建設事業汐受堤とう、工事の代金として、二十五年七月から二十六年四月までの間に二四、七三  
九、八九六円を支出したものである。

右工事は、表石垣六、〇九五平米四二、裏石垣五、九六四平米二一、中詰栗石七、七三九立米七七を施行する  
もので、このうち表石垣の裏込コンクリートは厚さ一〇糎として総量六一四立米五三八(工事費一、六七六、六  
九三円)を施工するものであるが、二十六年七月本院においてその実地を調査したところ、裏込コンクリート  
の厚さが不足した部分があり、総量九三立米一四三(工事費相当額二五五、二二五円)が出来高不足となつてい  
た状況である。

(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)農業施設災害復旧事業費

(五八一) 同局で、昭和二十五年七月豊洋建設工業株式会社に請け負わせた西国東干拓姫島採石設備災害復旧工事  
の代金として八月及び九月に一、一一〇、〇〇〇円を支出し、又、農林省西国東干拓建設事業所で直営施行した  
貯石場災害復旧工事費として八月及び九月に七二〇、〇〇〇円を支拂つたものがある。

右両工事は、二十四年六月の台風により災害を受けた大分県東国東郡姫島村所在大海、明石両採石場のさん橋  
二基及び貯石場石垣二箇所を復旧するものであつて、二十五年七月に着工し九月に完成したものである。

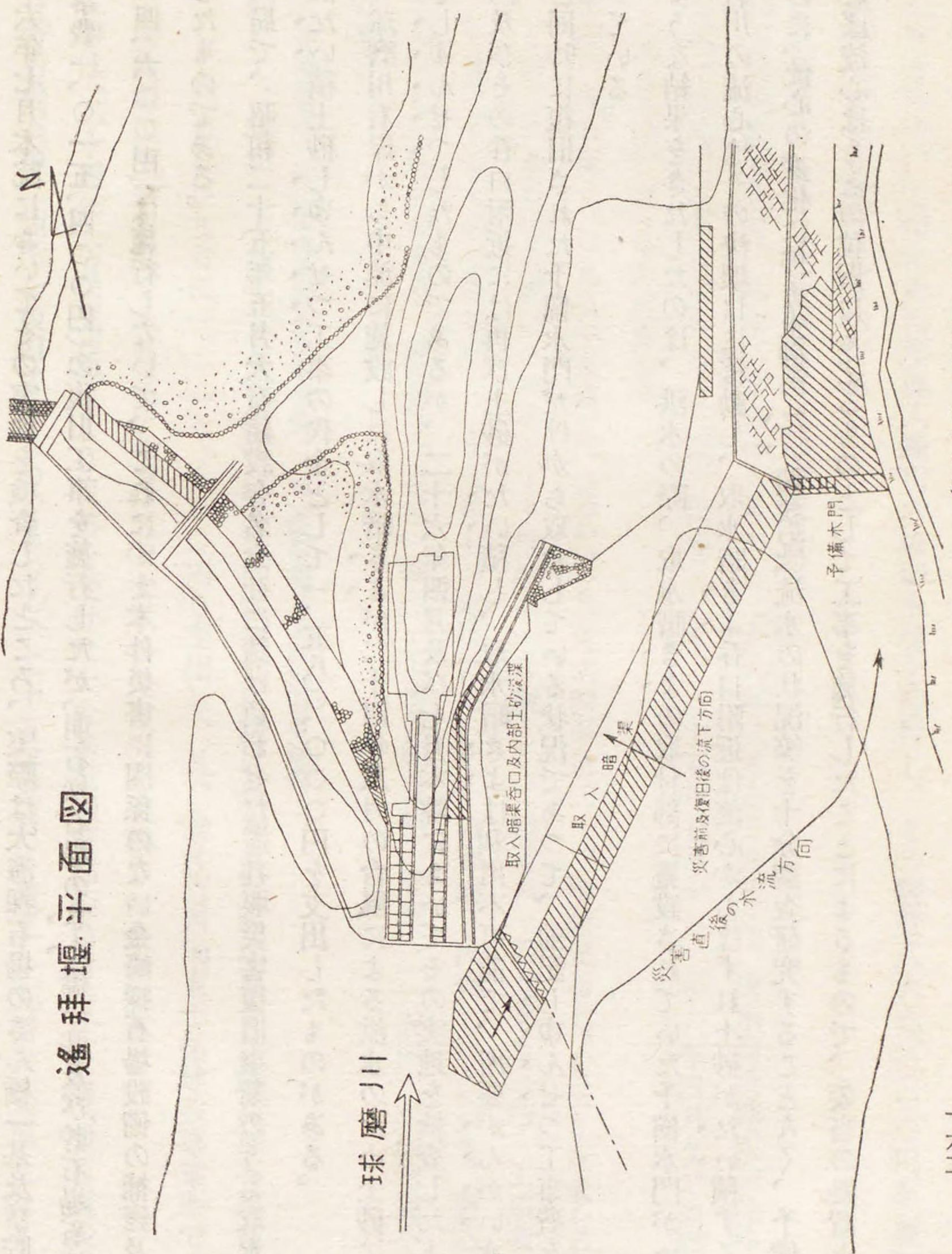
が、二十六年七月本院においてその実地を調査したところ、実際は大海採石場のさん橋一基及び貯石場石垣一  
箇所(工事費一、〇一五、四〇〇円)の復旧工事を施行したが、明石採石場のさん橋一基及び貯石場石垣一箇所(工  
事費八一四、六〇〇円)は施行しないで、これにかえ本件災害に關係のない金崎採石場設備の補修及び増設工事  
を施行したものである。

(五八二) 同局で、昭和二十五年五月大石建設合名会社に請け負わせた遙拜堰災害復旧事業のうち取水暗きよ呑口  
及び内部たい積土砂しゅんせつ、工事の代金として一、五八〇、〇〇〇円を支出したものである。

右は、球磨川右岸から中流に施設した取水暗きよが二十四年八月の台風による洪水のため土砂により閉そく  
したのをしゅんせつしたものであるが、二十六年四月及び七月本院においてその実地を調査したところ、取水  
暗きよ内及びその呑口附近には再び土砂がたい積し、取水暗きよは利用不可能で、所要かんがい水は本件しゅ  
んせつと同時に復旧された予備水門だけから取水している状況であつて、前記しゅんせつ工事費を徒費した結  
果となつている。

このような結果をきたしたのは、洪水の際、取水暗きよの取付部に施設されていた予備水門が決壊したた  
め、球磨川の流心はその決壊口に移動し、取水暗きよ呑口附近は流心からはずれ土砂がたい積する位置となつ  
ていたのに、流心の変化に伴う土砂のたい積状況、流水の状況等を十分調査研究することなく、予備水門を復旧  
さえすれば流心はもとの位置にもどるものとして工事を施行したことによるもので、妥当の処置とは認められ  
ない。





図面 坪堰 拜 逸

(五八三) 工事費の積算当を得ないもの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)開拓事業費

岡山農地事務局で、昭和二十五年十二月新清土木株式会社に請け負わせた高梁川干拓建設事業玉島地区第一区堤とう、盛土工事の代金として二十六年二月及び四月に五、九二二、二八五円を支出したものがあ

右工事は、サスペンションドレツチャー(一基三、五〇〇、〇〇〇円)を使用して堤とう、盛土三九、四八一立米九を施行するものであつて、その盛土立米当り一四五円の算出内容を見ると、機械損料三一円五〇、機械運転諸経費七五円、土砂の沈下流失による損失三五円一四、その他三円三六となつていて、機械損料三一円五〇は右機械のか働総量を一〇〇、〇〇〇立米、残存価格を一割として計算したものであるが、農林省農地局の調査によれば、この種機械のか働能力は総量一四四、〇〇〇立米であるからこれにより計算すれば、右損料は二一円八八、土砂の沈下流失による損失は三一円九七となり立米当り概算一三二円二二で足り、本件請負価格は立米当り約十三円総額約五十万円高価となつてゐる。

(五八四) 工事契約の更改当を得ないもの

(大蔵省) (米国対日援助見返資金特別会計) (款)援助資金支出 (項)公企業支出

仙台農地事務局で、昭和二十五年九月株式会社田中工業に請け負わせた三本木開拓建設事業のうち木下用水幹線工事の代金として、二十五年十月から二十六年四月までの間に一五、九九五、〇〇〇円を支出したものがあ



右は、二十五年九月予定価格を一四、二九〇、〇〇〇円として指名競争に付し前記会社に工事費一四、〇〇〇、〇〇〇円をもつて請け負わせたものであつて、水路二、二八六米一二の土工、巻立工等の工事を施行したものであるが、二十六年三月に至り工事内容に何ら変更もないのに天候不順のため著しく工費が増大をきたしたという理由で契約を更改し一、九九五、〇〇〇円を増額したものである。しかし、特に著しい天候不順とも認められないのに、單に天候不順の理由をもつて請負代金の増額をしたのは当を得ない。

(五八五) 委託工事の施行に当り処置当を得ないもの  
(五八七)

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)開拓事業費

(五八五) 仙台農地事務局で、宮城県に委託した伊豆沼代行干拓第三工区の事業費として、昭和二十二年度から二十五年度までの間に二二、〇五〇、九四九円(うち二十四年度以前の分一、〇五〇、九四九円)を支出したものである。

右事業は、伊豆沼の西南隅の一部に第一号締切堤防延長二、一二六米五(盛土一四三、三三三立米四)及び第二号堤防延長一、二九二米(盛土三三三、五二三立米七)を築造するもので、二十五年までに第一号締切堤防延長二、一二六米五(一〇八、八九二立米一)及び第二号堤防延長一、二九二米(七、〇三五立米八八)の盛土工事を施行したものであるが、二十六年六月本院においてその実地を検査するに、第一号堤防において盛土量七、八九五立

米一が沈下している状況である。その原因は、基礎地盤が泥土であるため、盛土による土圧によつて地盤の泥土が堤防法尻に隆起し、堤体が沈下したもので、その復旧については改めて地質調査を実施し、その結果により具体的な計画をたてようとしている状況であつて、このような結果をきたしたのは、地質調査が不十分で沈下を防ぐための地盤の移動防止を考慮しなかつたことに因るものである。

(五八六) 同局で、昭和二十五年中に、福島県に委託した五百川地区農地開発事業の建設工事費として六、〇五三、〇〇〇円を支出したものである。

右工事は、二十一年度に着工し、総工費約八千万円をもつて福島県安達郡熱海町外三村地内開田一九九町歩のかんがい用水路として開きよ、延長一九、三三二米八四、ずい道延長三、一五八米九九、その他附帯工事を施行するもので、二十五年において延長五〇七米七の上流部開きよほ装、延長五七米の上流部ずい道巻立等を施行したものであるが、その構造を見ると、開きよは三平米七〇四五(うちコンクリート部分〇・八七九平米)、ずい道は四平米二(うちコンクリート部分一平米三二四)の断面積を有し、その水路勾配等から計算するとき、毎秒優に二立米四七を通過できるものであつて、開田地域の所要水量が毎秒一立米二三であるのに比べ、水路途中における開きよへの承水を考慮しても構造は過大であると認められる。

右につき本院において注意した結果、二十六年以降未施行の分は、その断面積を開きよ二平米八四一三(うちコンクリート部分〇・七一二平米)、ずい道三平米〇九二(うちコンクリート部分一平米一五二八)と縮少し



た設計により施行することとしたが、二十五年実施分も同様の断面積によつたとすれば、更に二六四、八〇〇円を節減することができた計算である。

(五八七) 東京農地事務局で、茨城県に委託した涸沼代行干拓建設事業のうち縮切堤とう工事費として、昭和二十三年度から二十五年までの間に、六、四九三、九四五円(うち二十四年度以前の分七〇三、九四五円)を支出したものである。

右工事は、涸沼の一部約二十町歩を干拓するため縮切堤とう延長一、一九二米(一〇六、六五〇立米)を築造するもので、二十五年まで盛土五五、九九七立米三八を施行したものであるが、二十六年六月本院においてその実地を検査したところ、堤とう一、一九二米のうち二五〇米が決壊していた。その原因は、盛土による土圧のため地盤泥土が両側に隆起し堤体が沈下していたところを風波により浸害されたものであつて、このような結果をきたしたのは本決壊箇所が試掘の結果泥土層であることが判明していたのに沈下を防ぐための十分な基礎工事を行うことなく盛土を施行したことによる。ことに、同年一月から三月までの間に施行した盛土一二、〇三七立米(工事費九八一、〇一五円)は堤体が沈下を始めたことを知りながら沈下防止の手段を講ずることなく盛土を続行したもので当を得ない。

(五八八) 補助金の交付に当り処置当を得ないもの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)土地改良事業費

(五八八) 農林省で、昭和二十五年五月から二十六年二月までの間に、北海道に対し江別町農業協同組合外一〇組

合の施行する軌道客土事業費補助金(補助率六割)として三九、〇四一、四〇〇円を支出したものである。

右工事は、六五、〇六九、〇〇〇円をもつて江別町江別太外一五地区六六町歩の軌道客土を施行するものであつて、その設計書によると三、六七四、五〇〇円をもつて客土のために敷設する軌道延長一六、一二二間の道床盛土(天端幅六尺、敷幅七尺二、厚さ平均一尺二)を施行することとしているが、二十六年九月本院において江別太外四地区の実地を検査したところ、土取場からの軌道運搬について特に道床盛土の施行を要するような地形ではなく、又、これを施行した形跡が認められなかつた状況であり、その他の地区についてもほとんどこれを施行しなかつたものと認められるのに、精査もしないで道床盛土工事に対する補助金相当額二、二〇四、七〇〇円を全額交付したのは当を得ない。

(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)農業施設災害復旧事業費

(五八九) 農林省及び北海道で、昭和二十三年七月から二十六年一月までの間に、忠別川水温上昇施設東川第一遊水池災害復旧工事費補助金(補助率六割五分)として、東和土功組合に対し二二、四四二、四八五円(うち二十四年度以前の分八、〇三四、三五四円)を支出したものである。

右工事は、二十二年水害により決壊した同施設を復旧するため、二十三年以降総工費三四、五三〇、七二八円をもつて築堤四一、三九五立米及び附帯工事を施行することとし、二十四年度までに一二、三六三、九八五円、二十五年において二二、一六六、七三三円をもつて二十六年三月工事を完成したこととなつてあり、国は



申請設計による前記総工費を基本として補助金を交付したものである。

本件工事の主体である盛土は、申請設計によると往復二籽一から四籽程度へだたつてゐる土取場で採土の上馬車運搬することとし、馬車賃一〇、五四五、五二五円(立米当り二二二円五〇)かと三三三円(五)を積算し、又、採土から仕上までの人夫賃を立米当り歩掛二十三年度一人、二十四年度一人又は一人二三、二十五年度一人二三として総額一〇、四五五、二六三円(立米当り一四〇円から二八九円〇五)を積算しているが、二十六年九月本院會計実地検査の際調査したところ、実際の土取場は一部往復三籽一程度の距離にあるものの外は〇・五籽から一籽二程度の距離にあり、又、各年度の盛土工事はほとんど同様の工程であつて、その間の歩掛に差等を付する理由がなく、申請設計は馬車賃及び人夫賃だけでも相当大な積算となつてゐるのに、これをそのまま容認して補助金を交付したのは当を得ない。現に、前記土功組合は馬車賃を六、八六三、二二七円、人夫賃を八、五九二、七六五円、総工費を二六、九七二、〇九六円とした実施設計をたて、株式会社田中組に請け負わせ二四、五九六、五〇〇円をもつて工事を完成してゐる状況であるから、これに対する補助金は一五、九八七、七二五円で足り、六、四五四、七六〇円が補助超過となつてゐる。

(五九〇) 熊本農地事務局で、昭和二十四年十月から二十六年三月までの間に、島原市に対し二十二年水害復旧事業費補助金(補助率六割五分)として七、五二〇、三五五円(うち二十四年度分五、六九一、三三五円)を交付したものがあつた。

右工事は、二十二年の水害により長浜堤と、五二七米が決壊したため、同市が事業主体となり工事費一一、五七〇、五三〇円で復旧したものであるが、二十六年二月本院においてその実地を調査したところ、堤と、うの根固護岸復旧などを施行した外、更に堤と、うの天端に幅二米五〇、延長五二三米のコンクリートほ装工事を施行してゐて、被災前なかつた堤と、うの天端にコンクリートほ装を施工したのは原形復旧の程度をこえたものである、したがつて、右ほ装工事を災害復旧事業とし、その工事費五五四、三八〇円を補助基本額に算入して補助金を交付したのは当を得ない。

(五九一) 宮城県で、昭和二十六年四月公共団体である県に対し、同県柴田郡槻木町外三町二箇村災害復旧事業費補助金(補助率六割五分)として三、三四七、五〇〇円を交付したものがあつた。

右工事は、宮城県が槻木町外三町二箇村大規模かんがい排水事業として二十三、二十四兩年度に完成した白石川左岸堤防沿いの開きよ用水路のうち延長一五〇米(測点五一から五九まで)が、二十五年八月の台風に伴う同川の増水により地下水のゆう、水はなはだしく、開きよの石積護岸が倒壊し堤防の法面土砂が崩壊したので、これを工事費五、一五〇、〇〇〇円をもつて暗きよに復旧するものであるが、開きよ用水路を砂質土の堤防に接近して新設すれば、河川の水位が上昇した場合当然その浸透によるゆう、水の虞があることは明らかであるから、堤防法尻に平場を設けて裏込を十分にし空石張として施行するかあるいは暗きよとすべきものであるのに、堤防法尻に開きよ用水路を施設したため石積護岸が倒壊するに至つたもので、明らかに設計の不備に基づく



ものと認められ、これを災害復旧事業として補助金を交付したのは当を得ない。

(五九二) 高知県で、昭和二十六年四月同県幡多郡小筑紫町耕地事業組合に対し二十一年震害耕地復旧事業費補助金として六四八、五五〇円を交付したものがあつた。

右は、前記組合が事業主体となり、工事費二、二六三、〇〇〇円で南海震災により荒廃した耕地七町三反を復旧する工事に対する補助金(補助率八割五分)一、九二三、五五〇円のうちであつて、岡山農地事務局が二十五年十一月一、二七五、〇〇〇円を交付したものの残額を県が国の委任により交付したものであるが、二十六年五月本院においてその実地を検査したところ、客土計画量四三、〇三一立米に対し約一万八千立米を施工しているに過ぎなかつたばかりでなく、本件工事は当初計画が過大で、実際は約二万八千立米の客土(工事費約百五十万円、補助金約百二十七万五千円)を施工すれば足りたものであるのに、これらの事情を考慮することなく前記補助金六四八、五五〇円を交付したのは当を得ない。

(部)公共事業費 (款)昭和二十五年発生災害復旧事業費 (項)昭和二十五年発生災害復旧事業費

(五九三) 同県で、昭和二十六年四月同県吾川郡秋山村新川川耕地整理組合に対し二十五年耕地災害復旧事業費補助金(補助率六割五分)として一、五七三、〇〇〇円を交付したものがあつた。

右工事は、二十五年九月の台風、高潮波により甲殿川河口の農業用施設が災害を受けたため、右組合が事業主体となり、工事費二、四二〇、〇〇〇円で河口導流堤の復旧、汐止樋門門扉の修理、汐止樋門下流のしゅんせつ

及び汐止樋門下流左岸護岸の新設等を行つたものであるが、二十六年五月本院においてその実地を検査したところ、右のうち、護岸工事は従前護岸施設のなかつた樋門下流の左岸二三〇米に土砂流入防止のための護岸を新設したものである。したがつて、右護岸新設工事を災害復旧事業とし、その工事費一、二三六、七三二円の全額を補助基本額として補助金を交付したのは当を得ない。

(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)漁港災害復旧事業費

(五九四) 農林省及び愛媛県で、昭和二十五年八月から二十六年四月までの間に、同県伊予郡下灘村に対し豊田漁港施設災害復旧事業費補助金(全額補助)として四、四〇〇、〇〇〇円を交付したものがあつた。

右工事は、二十一年南海震災により豊田漁港の舟ひき場が沈下流失し、漁船のけい、留出漁に支障をきたしたため、下灘村が事業主体となり総工費一、二一〇、〇〇〇円で舟ひき場の一部一、〇八〇平米を石張で復旧し、沈下した防砂堤の一部をかさ上げする外、新たに延長八二米の防波堤を築造するものであるが、二十六年五月本院においてその実地を検査したところ、本港の原形は延長二四米の防砂堤二基が約百米をへだてて存し、この二基により保護されていた砂だまりを舟ひき場として利用していたに過ぎなかつたものであつて、旧防砂堤に接続して防波堤を築造するのは災害にかつた漁港の施設を原形に復旧するものとは認められず、旧施設を原形に復旧することが著しく困難なためこれに代るべき必要な施設をするものとも認められない。したがつて、前記防波堤築造工事を災害復旧事業とし、その二十五年工事費四、三八一、三九八円を全額国庫負担としたの



は妥当でない。

(五九五) 補助工事の施行当を得ないもの  
(五九六)

(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)農業施設災害復旧事業費

農林省所管の公共事業費補助工事で、事業主体の工事の施行が当を得ないため、補助の目的を達していないものが次のとおりある。

(五九五) 福島県東白河郡高城村が事業主体となり、総工費九、〇〇〇、〇〇〇円(うち昭和二十五年分三、八〇〇、〇〇〇円、補助率六割五分)をもつて施行した同村道ヶ作堰災害復旧工事は、二十四年水害のため流失した同村東館堰及び道ヶ作堰の代替施設として延長一〇八米四のコンクリートえん堤及び延長一、一三〇米の水路を築造するもので、えん堤は工費五、六六〇、〇〇〇円をもつて二十五年六月完成したところ、八月の水害により左岸側約三十三米が決壊した。

右工事は、地盤が岩盤であるとして基礎コンクリート最深一米の設計により施行したのであるが、決壊箇所は岩盤が意外に深く、当初設計のままでは基礎コンクリートが硬質の岩盤に達しないことは工事施行途中において判明したと認められるのに、設計変更もしないで完成したため八月の出水により基礎の下部が洗掘され決壊をきたしたものである。

(五九六) 熊本県阿蘇郡長陽村が事業主体となり、総工費二、九〇〇、〇〇〇円(うち二十五年分二、二二〇、〇〇〇

円、補助率六割五分)をもつて施行した同村竹田井堰災害復旧工事は、二十四年水害のため流失した井ぜきの復旧として延長二三間の野面石張練積えん堤を築造するもので、二十四年十二月完成したが、二十六年七月の水害により全面にわたり決壊した。

右工事は、えん堤の表面を野面石練積とし、中詰として玉石コンクリートを充てんする設計であるが、本院において決壊直後の実地を検査するに、十分なコンクリート工事を実施したものと認められない。県当局者の説明によれば、仮締切工事が完全にできなかつたため工事中にセメントが流失したものであるというが、コンクリート工事を施行するに当つて、セメントを流失させるような不十分な仮締切のまま施行したのは、その施工方法が、さうであつたものと認められる。

物 件

(五九七) 工事用物件の購入処置当を得ないもの  
(五九九)

(大蔵省) (米国対日援助見返資金特別会計) (款)援助資金支出 (項)公企業支出

(五九七) 東京農地事務局で、昭和二十五年九月から十二月までの間に、日製産業株式会社外二名から購入したドラグライン五台の代金として十月から二十六年二月までの間に二〇、六五四、三九九円を支出したものがあ



る。

右機械は、農林省印旛沼手賀沼干拓建設事業所の印旛疏水路掘さく工事用として購入したものであるが、二十六年三月本院会計実地検査の際調査するに、水路掘さく用としては全く使用されていない状況である。

本件工事地帯は、同事業所で工事開始前地質調査をした結果によると、地盤支持力平米当り二、三屯に過ぎない湿地帯で、接地圧力の大きい重機械は使用に適しないと認められるのに、接地圧力が五、六屯もあるような本件ドラグラインを多数購入し、その目的に使用することができないような事態を招来させたのは当を得ない。

(五九八) 同局で、昭和二十五年九月株式会社渡辺製鋼所から購入したディーゼル発電機船一隻の代金として十月及び十一月に九、八〇〇、〇〇〇円を支出したものである。

右は、印旛沼手賀沼干拓建設事業のうち、二十五年十二月に着工した大和田疏水路七三、九二五立米のしゅんせつ工事用のしゅんせつ船に電力を供給するため購入したものであるが、本件購入当時既にしゅんせつ船の所要電力を満たすに十分な専用送電施設を十二月に完成する計画があり、現に、同月完成したものであつて、しかも右しゅんせつ船は一時間六〇立米、一日三交替として九六〇立米のしゅんせつ能力を有するものであるから、右送電施設の完成を待つて前記しゅんせつ工事に着手するとしても、年度内にこれを完成することができたものと認められ、本船は本工事用としては購入の必要がなかつたものである。

(五九九) 金沢農地事務局で、昭和二十五年九月株式会社米井商店外一名から購入したコンクリート打上用ミキシングプラント二基の代金及びそのすえ付費として十一月から二十六年三月までの間に一五、五一八、〇〇〇円を支出したものである。

右は、二十五年八月九頭龍川農業水利事業に対し米国対日援助見返資金二五〇、〇〇〇、〇〇〇円の割当があり、頭首工工事の主要部分を年度内に完成することとなつたので、そのためには約九十日間にコンクリート三六、〇〇〇立米を打ち上げる必要があるとして、一日平均打上量各二〇〇立米の能力のある機械二基を購入したものであるが、右二基を運転して一日四〇〇立米のコンクリートを打ち上げるには砂利四〇〇立米、砂二〇〇立米程度を要するのに、附近にはせいぜい一基分の所要量を採取できる程度の場所しかない状況であり、又、他から運搬するとしても相当の困難を伴うものであるから、このような機械二基を購入してもこれを十分に活用できないことは予測できたものであり、現に、年度内の使用実績は一日間に一、四〇一立米を打ち上げたに過ぎず、二十六年度の使用実績も四月から七月までの間に七、二五六立米に過ぎない状況であつて、二基のうち一基は購入する必要はなかつたものと認められる。

(食糧管理特別会計)

未 収 金

(六〇〇) 輸入とうもろこし粉の売渡に当り処置当を得ないもの



(款)食糧管理収入 (項)食糧売拂代

埼玉食糧事務所で、昭和二十四年十二月中島酒造合名会社に売り渡した輸入とうもろこし粉八五屯〇〇八の代金二、五九三、五九八円のうち一、九二五、四四一円は二十六年十月末現在まだ収納に至っていない。

現品が長期貯蔵のため品質が低下するなどにより急速に引き渡さなければならぬ事情があつたとしても、法令に根拠なく代金後納を認められたのは当を得ない。

物 件 (六〇一)―(六一四)

(六〇一) 加工用でん粉の売渡及び売渡後の処置当を得ないもの

(款)食糧管理収入 (項)雑収入

食糧庁で、昭和二十五年十二月栄食糧工業株式会社外一三名に対し、でん粉めんの加工買取契約の違約金として、でん粉の原材料用売渡価格一一六、三九九、六七六円と総合配給用売渡価格六九、四九二、四五三円との差額四六、九〇七、二二四円を徴収決定し、このうち四、六九〇、七一五円は二十六年一月収納し、四二、二一六、五〇九円は九月末現在まだ収納に至っていない。

右は、食糧庁で二十四年十月から十二月までの間にでん粉めん加工原料として、でん粉四九八、一七四貫を総合配給用価格六九、四九二、四五三円で食糧配給公団を通じ前記加工業者に売り渡し、製品を二十五年三月

までに全量買い取ることとしたが、その製造規格も買取価格も決定しないまま売り渡し、売渡後もすみやかにこれを決定しなかつたことなどのため、加工業者により右でん粉を他の用途に処分されるに至つたものである。

(六〇二) 甘しよ、でん粉の売買に当り処置当を得ないもの

(款)食糧管理収入 (項)食糧売拂代

茨城外一八食糧事務所<sup>(註)</sup>で、食糧庁の指示により昭和二十五年度中に食糧配給公団澱粉局に原材料用として甘しよ、浮粉一、四二二、三二九貫九九七を三二二、〇一〇、〇九七円で売り渡したものがあつた。

右は、二十五年二月食糧庁と日本諸類工業会との間に浮粉の加工及び売買に関する契約を締結し、食糧配給公団澱粉局を通して同工業会に総合配給用浮粉加工原料用として二十四年産甘しよ、並でん粉を一〇貫当り二、二七三円で売り渡して浮粉に加工させ、これを一〇貫当り二、四八〇円又は二、四九三円で同工業会から買い入れたものを二十五年四月から十月までに前記のように食糧配給公団に原材料用として二、二八〇円で売り渡したものであるが、加工契約当時は既に食糧事情が好転しでん粉の配給辞退が増加していたのであるから急いでこのように多量を加工する必要はなかつたものと認められ、結局総合配給用として使用することなく原材料用として低価に売り渡さなければならなくなつたのは当を得ない。

いま仮に、当初から甘しよ、並でん粉のまま原材料用として売り渡したとすれば総額四三、三五八、二二四円が



有利となつた計算である。

(註) 茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、愛知、三重、和歌山、広島、徳島、香川、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各食糧事務所

(六〇三) 玄そばの売渡に当り処置当を得ないもの

(款)食糧管理収入 (項)食糧売拂代

青森外一三食糧事務所(註)で、昭和二十五年十月から二十六年二月までの間に、玄そば二、五一三屯八〇四を三八、六九四、五三七円で東京都麵類協同組合外一組合に売り渡したものである。

右は、前記組合が着地において食糧配給公団に売り渡し、業務用として配給を受けることを条件として食糧庁に買受申請をしたのに対し、同庁の指示により売り渡したもので、その価格の決定に当つては発着地間の平均運賃を政府売渡価格の四％から一三％までとし四、〇四一、七二二円、又、再包装費及び数量の欠減を一〇％と算定し四、七四八、四七三円総額八、七九〇、一九四円を値引したものであるが、本件は着地において食糧配給公団に貨車乗渡で政府売渡価格をもつて売り渡させることにしたもので、結局前記組合に発着地間の運送をさせたに過ぎないものであるから、これを食糧庁が運送したとすればその運賃は約三百三十四万円足り、全量を再包装したとしてもその経費は約二百九十万円程度と認められるから、外に多少の雑費を見込むも前記値引額八、七九〇、一九四円は多額に失するものである。

(註) 青森、山形、茨城、新潟、石川、愛知、滋賀、大阪、岡山、広島、山口、高知、熊本、宮崎各食糧事務所

(六〇四) 甘しよ粉の購入に当り処置当を得ないもの

(款)食糧管理費 (項)事業費

食糧庁で、昭和二十五年二月及び三月に、日本諸類工業会外一名から購入した二十四年産甘しよ粉一、七三二、六七七貫三の代金として二月から五月までの間に二七五、七一九、七三六円(うち二十四年度分一八四、八二〇、四五〇円)を支出したものがある。

右は、総合配給用として購入したものであるが、そのうち三四、六〇〇貫を総合配給しただけで、残量は二十五年四月に総合配給不適食糧に指定して、六月から二十六年二月までの間に原材料用として買入価格から一、五三二、二八一円を値引して売り渡したものである。本件買入当時は既に食糧事情が好転し甘しよ粉の配給辞退が増加していたのであるから、急いでこのように多量を買入入れる必要はなかつたものと認められ、結局その大部分を総合配給用として使用することなく原材料用として低価に売り渡さなければならなくなつたのは当を得ない。

(六〇五) 食糧の管理当を得ないもの

(六一四)

宮城外九食糧事務所で、食糧の管理当を得なかつたため保管者によりほしいままに処分されたものが左のとおりある。







食糧事務所で直接加工し、東京食糧事務所へ運送すれば高価な県外運送は一回で足り、県外運送と県内運送との運送賃差額約八十六万円を節減することができたものである。

(六一七) 同庁で、茨城食糧事務所が昭和二十五年九月及び十月に筑波郡小野川農業協同組合倉庫外二三一箇所から昭和产业株式会社赤塚工場外六箇所へ運送させた五等小麦 四三、一九三俵の運送賃として二、四〇七、九六一円を支出したものである。

右小麦は、品質粗悪のためすみやかに製粉する要があるとして産地倉庫から加工工場へ運送させたものであるが、同年九月十九日付同庁から五等小麦は品質粗悪であるから原麦のまま農家還元等に売り渡すようにとの通ちようがあつたため、二十六年三月から七月までの間に茨城県販売農業協同組合連合会外一二名に原麦のまま飼料用等として売り渡したものである。この種規格の小麦は品質粗悪で、二十四年産のものについては規格外として購入せず二十五年産から五等麦と格付して購入したもので、その用途については前記通ちようがあるまでは何らの指示がなかつたものであるのに、指示を待たずに加工のため運送し、むだな運送賃を支拂う結果をきたしたものである。

#### (国有林野事業特別会計)

本会計の昭和二十五年年度損益計算書によると十四億千二百余万円の利益を計上しているが、この外に固定資

産の処分益六億六千余万円を減価償却引当金に計上したものである。又、貸借対照表上の減価償却引当金中には、前記処分益の外、造林不足又は過伐の場合の引当金二十七億三千五百余万円が含まれているが、これらは別個の科目を設置して処理することが望ましい。

同年度の立木(用材)売渡量は千二百二十万余石(三十億七千七百余万円)、素材売渡量は千百二十八万余石(八十六億七千六百余万円)で、立木の六四%、素材の七七%は随意契約により処分されているが、随意契約による売渡価格は必ずしも市場価格に順応していないので、その価格の決定に当り市場価格の変動、入札価格等を常にしんじやくする必要がある。

本会計の経理に關し不当と認められた事項は次のとおりである。

#### 工 事

#### (六一八) 工事費の精算に当り処置当を得ないもの

(款)国有林野事業費 (項)管理費

都城営林署で、昭和二十五年七月都城市溝川某に請け負わせ十二月完成した豊満鹿倉林道延長線新設工事の代金として七月から十二月までの間に三、六一九、七二七円を支拂つたものがある。

右工事は、宮崎県北諸県郡中郷村大字安久地内に幅三米六、長さ一、七〇三米の林道を新設するもので、そ



のうち岩石切取工事費については硬岩四、二〇四立米、軟岩二、三四四立米と予定し、工事完成後出来高に応じ立米当り硬岩四四五円、軟岩二五〇円として支拂うことに契約し、硬岩四、三九九立米(一、九五七、五五五円)、軟岩二、二八四立米(五九六、〇〇〇円)を切り取つたものとして計二、五五三、五五五円を精算の上支拂つたものであるが、二十六年四月本院会計実地検査の際調査したところ、実際の硬岩切取量は二三立米に過ぎず、四、三七六立米は軟岩を切り取つたものであるから、右精算額は硬岩二三立米、一〇、二三五円、軟岩六、七六〇立米、一、六九〇、〇〇〇円計一、七〇〇、二三五円とすべきであり、差引八五三、三二〇円が過大に支拂われたものである。

物 件

(六一九) パルプ用材の売渡に当り処置当を得ないもの

(款) 国有林野事業収入 (項) 業務収入  
帯広管林局管内釧路、上士幌両管林署で、昭和二十五年十二月から二十六年三月までの間に、苫小牧製紙株式会社外二会社に対しパルプ用材として松丸太二二、三一五石を一七、六五六、五〇〇円で売り渡したものがあ

る。右は、予定価格を一七、六〇四、七八九円として前記価格で売り渡したものであるが、同管林局管内において

は、売渡材に一、二等材が六〇%以上混入している場合は一〇%以内、八〇%以上混入している場合は二〇%以内の割増を加算して予定価格を算出することとなつていたのを、本件においては一、二等材が六三%から八四%混入していたのに右の割増を加算しないで予定価格を算定し、これとほとんど同額で売り渡したもので予定価格低きに過ぎ、ひいては売渡価格が低価となつたものである。

いま仮に、割増を加算して予定価格を算定し売り渡したとすれば二、〇九四、六一五円高価に売り渡すことができた計算である。

そ の 他

(六二〇) オガリツト製造工場の新設当を得ないもの

(款) 国有林野事業費 (項) 管理費

秋田、前橋両管林局で、昭和二十四年度及び二十五年度に工費七、九六九、三四一円(うち二十四年度分七、四九六、九〇五円)をもつて、秋田県二ツ井及び栃木県奥日光にそれぞれオガリツト製造工場を施設したものがあ

る。右は、終戦後ひつ迫した薪炭需給の緩和と森林資源の枯渇防止の一助として、**あがくず**を固形化し燃料として活用を図る目的で施設したものであるが、二ツ井工場は二十五年八月操業を開始したところ採算割れのため



二十六年八月以降作業を休止してあり、奥日光工場は二十五年三月完成したところ採算の見込みが立たないで全然生産に着手していない状況である。

右工場設立計画当時においては、既に薪炭は滞貨し、政府は二十四年二月に薪及び木炭の買入を制限又は停止し、八月及び二十五年三月にはその需給調節をも廃止している状況で、右両工場に先んじて二十三年八月に操業した東京オガリット工場の成績をよく調査すれば、オガリットのような代用燃料が需要に適せずその製造事業の採算の見込みが立たないことは予見できたことと認められるのに、本件工場を施設したのは当を得ない。

(一) 一般会計

(国有林野事業特別会計)

(国营競馬特別会計)

不正行為

(六二一) 職員的不正行為に因り国に損害を與えたもの

京都競馬事務所小倉競馬場外二箇所で、昭和二十四年五月から二十五年十一月までの間に、関係職員により歳出金、前渡資金等をほしほしに領得されたものが、左のとおり三件計二、九一五、六五五円ある。

名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(六二二) 京都競馬事務所小倉競馬場	臨時事務員 井 某	二五、七月	一〇二、〇〇〇円
(六二三) 林 野 斤	薪炭課 農林事務官 菊 某	二五、一一	五七四、八六四
(六二四) 金 木 營 林 署	庶務課長 農林事務官 齊 某	二四、五から 二五、七まで	二、二三八、七九一

(右の外前渡資金に七三三、八四八円の不足があり、これにつき齊川某は同署の諸行事その他の費用に充てたというが、これを立証する資料はない。)

計 二、九一五、六五五

是正させた事項

未 收 金

(六二四) 賠償金を徴収していなかったもの

(食糧管理特別会計) (款) 食糧管理収入 (項) 雑収入  
食糧庁で、昭和二十五年十月から十二月までの間に、兼松株式会社外一会社から購入したタイ米一二、一九一屯一六三について売買契約に定めた碎米混入率を超過していたのにこれに対する賠償金を徴収決定していなかったので注意したところ、二十六年十一月までに賠償金として一三、〇四五、七五八円を収納した。



物件

(六二五) 食糧の売渡に当り価格の決定を誤つたもの  
(六二七)

(食糧管理特別会計) (款)食糧管理収入 (項)食糧売拂代

神奈川外二食糧事務所で、食糧を売り渡すに当り価格の決定を誤つていたものを是正させたものが左のとおりある。

食糧事務所 売渡品名	数量	売渡年月	売渡価格	正当売渡価格	差額	売渡先	摘	要
(六二五) 神奈川 粳 玄米 (醸造用)	四七五〇俵	二年三月	一、一五三、〇〇〇 円	三、八〇二、二五〇 円	二、六四八、二五〇 円	神奈川県酒造協同組合	一俵二、六九五円を徴収すべきところ一俵二、三四八円を徴収したもの	原材料用価格(一〇〇 疋当り四、三四〇 円)で売り渡すべきところ総合配給用価格(一〇〇 疋当り三、七〇〇 円)で、外に包装代袋当り三〇〇 円で売り渡したもの
(六二六) 兵 庫 マイロス タ ーチ (紡績用)	三〇、二六 疋	〇	一、三三、四六〇	一、三〇九、〇〇 四	二七、五五 四	柏澱粉工業株式会社		
(六二七) 大 分 粳 玄米 (醸造用)	一、四〇 俵	二年、二〇から 二六、二まで	四、一六八、八〇〇	四、三三三、八〇〇	一、四四、〇〇〇	大分県酒類工業協同組合	銘柄による加算額一俵当り三〇〇 円を徴収すべきところ二〇〇 円を徴収したもの	

役務

(六二八) 輸送料金の徴収に当り処置当を得ないもの

(国有林野事業特別会計) (款)国有林野事業収入 (項)業務収入

名寄外四営林署で、昭和二十五年四月から十月までの間に、国有森林鉄道及び貨物自動車による木材の輸送料として四、三九〇、三三七円を徴収したものがあつた。

右は、売渡立木九四、五〇八石及び素材一〇、八二四石を買主の依頼により森林鉄道又は貨物自動車によつて運搬した対価として徴収したものであるが、その料金は買主がみずから運搬に当つた場合の使用料相当額であつて、営林署が運搬に要する燃料費及び人件費相当額を加算していなかつたので注意したところ、二十六年八月までに八三八、七六三円を収納した。

(註) 名寄、奥土別、神楽、金山、古母別各営林署

財務諸表

(六二九) 財務諸表の過誤を是正させたもの  
(六三二)

(国有林野事業特別会計)

国有林野事業特別会計の昭和二十五年年度損益計算書及び貸借対照表の過誤を是正させたものが次のとおりある。

(一) 未収金を脱漏していたもの

(六二九) 旭川外一〇営林局で、昭和二十二、二十三兩年度において自作農創設特別措置特別会計の所屬に移した土地九五、



五〇四町〇八一七、台帳価格二七、六九四、五七二円を固定資産から減額するとともに資産除却費として損費に計上して、たのでこれを自作農会計延納金に計上させた。

(註) 旭川、北見、帯広、函館、青森、前橋、東京、名古屋、大阪、高知、熊本各営林局

(二) 固定資産から減額していなかったもの

(六三〇) 旭川営林局で、昭和二十三、二十四、二十五各年度において土地を自作農創設特別措置特別会計の所屬に移したのに伴い売り拂つた土地の立木一、八一二、〇五三石二、台帳価格三、五〇九、三七八円を固定資産から減額することなくこれを減価償却引当金に繰り入れ又は利益に計上してしたのでこれを固定資産から減額させた。

なお、東京営林局において災害を受け使用に耐えなくなつた信濃沢林道六〇〇米台帳価格六四一、一七九円を資産として計上していたのでこれを固定資産から除却させた。

(三) 誤つて負債に計上していたもの

(六三一) 同局で、自局国有林から見返資金種苗木に受け入れた苗木四、五五三、〇〇〇本価格三、〇〇九、六四七円を他局からの転換受物品として負債に計上していたので負債勘定から減額させた。

(四) 誤つて資本を減額していたもの

(六三二) 前橋営林局で、昭和二十三年度に自作農創設特別措置特別会計の所屬に移した土地一二、七〇三町八二七、台帳価格一〇、六三八、七六〇円を固定資産及び資本から減額していたのを訂正するに当り自作農会計延納金に計上し同額を減価償却引当金に繰り入れていたので減価償却引当金を減額させ資本を増額させた。

その 他

(六三三) 米穀買入価格加算額等を過拂したもの  
(六三六)

(食糧管理特別会計) (款)食糧管理費 (項)事業費

食糧庁で、米穀の買入価格加算額、追加拂金等を支拂うに当り、計算を誤つたり、支拂証券を二重発行したりなどして過拂となつていたものを是正させたものが左のとおりである。

食糧事務所	支出事項	支出年月	支出額	正当支出額	過拂額	支出先	摘
(六三三)	米穀買入価格加算額	年月	二六、三	二〇、三三三	一〇〇、七六六	全国販売農業協同組合連合会	供出町村から特別指定倉庫所在地市町村までの距離の算定を誤つたことに因るもの
(六三四)	新潟 同	二六、二	三、四四四、六〇〇	一、八七五、九四一	一、五六八、七六六	全国販売農業協同組合連合会外一組合	同
(六三五)	埼玉 米穀購入代金追加拂金	二五、八から二六、五まで	六、七四一、六六三	九三、一六五	六二、三三〇	埼玉県販売農業協同組合連合会	支拂証券を二重発行したことに因るもの
(六三六)	青森 特殊荷役賃	二五、二〇	三六、六六八	二〇、七四九	一五、九一九	全国販売農業協同組合連合会	請求書を二重に提出させそのまま支拂つたことに因るもの

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事項は次のとおりである。



(一) 昭和二十四年度決算検査報告第五章第二節掲記の分

一〇九頁(四七九)農業水利費分担金の徴收処置当を得ないもの

仙台外四農地事務局 徴收決定未済額のうち東京農地事務局の分八〇〇、〇〇〇円についてはまだ徴收決定の報告に接していない。又、収納未済額のうち仙台外四農地事務局の分一一五、五七〇、八四三円についてはまだ収納の報告に接していない。

一一六頁(四九〇)収納未済が多額のもの

林野庁管下各木炭事務所 収納未済額一、一五五、一三八、五七六円のうち、一、一三一、三五八、八六九円についてはまだ収納の報告に接していない。

(二) 昭和二十四年度決算検査報告第五章第四節第一掲記の分(昭和二十三年年度決算検査報告第五章第二節参照)

一三四頁(四八七)農業水利費分担金の徴收処置当を得ないもの

東京外二農地事務局 収納未済額四二、八六七、四四九円のうち、東京外一農地事務局の分三四、〇九七、九八四円についてはまだ収納の報告に接していない。

”(四九一)国の財産を無償で貸し付けているもの

北海道 建物貸付料についてはまだ決定の報告に接していない。

一三五頁(五一〇)再保険料等の徴收処置当を得ないもの

農林省 農業勘定で製糸業者等の納付すべき負担金の二十三年度分収納未済額一三、九一二、三〇五円のうち、八、二二三、九三四円についてはまだ収納の報告に接していない。

”(五一一)農地等の購入代金の支拂及び売渡代金の徴收に当り処置当を得ないもの

農林省、各都道府県 収納未済額二七、八三二、七二三円のうち、北海道外一都一八県の分七、七三一、八一九円についてはまだ収納の報告に接してゐない。

### 第八 通商産業省

#### 不当事項

##### (一) 一般会計

##### 予算経理

(六三七) 補助金の交付に当り処置当を得ないもの

(部)産業経済費 (款)商工工業費 (項)中小企業庁  
通商産業省で、昭和二十六年四月関西自転車サイドカー事業協同組合に対し中小企業共同施設設置費補助として九一七、〇〇〇円を交付したものがあつた。



右は、同組合において自転車サイドカー用の鋼管、鋼板、鋼棒の製作加工のため、ドローベンチ外四基の機械類を施設するに要する経費を一、八三五、五〇〇円と査定し前記金額を補助したものであるが、七月本院会計実地検査の際調査するに、右組合ではドローベンチ部品等三一〇、四〇〇円を購入したに過ぎない状況である。

本件補助金は、その施設が二十六年三月末までに完成することを条件としているものであるのに、補助金交付当時において完成していないことが明らかなものに対し、これを交付したのは処置当を得ない。

なお、本件施設は完成の見込がなく、八月交付済の補助金を返納させることにしたが、十月末現在まだ収納に至っていない。

物 件

(六三八) 不急の物品を購入したもの

(昭和二十四年度) (部) 産業経済費 (款) 商工業費 (項) 電気試験所

工業技術庁で、昭和二十五年二月関東繊維工業合資会社から購入した白色絹糸線一四〇、〇〇〇米の代金として三月に六三〇、〇〇〇円を支出したものである。

右は、同庁電気試験所で積算電力計の検定用封印線として使用するため購入したものであるが、購入直前一月末の在庫量は三〇七、四〇五米であつて、従来の使用実績と検定能力から見ても、一年以上の需要を満たすに

十分な量があつたばかりでなく、当時封印偽造防止のため、白色線の使用をとりやめて染色線を採用することが着想され、早急にその実施に至ることが予想されていたのであるから、本件購入の要はなかつたものと認められるのにこれを購入したため、染色線の使用に改められた二十五年六月において三七七、九〇三米を差当り使用見込のないまま保有している状況である。

不正行為

(六三九) 職員の不正行為に因り国に損害を與えたもの

(六四一) 四国通商産業局外二箇所で、昭和二十五年四月から十一月までの間に、関係職員により歳出金及び前渡資金をほしいままでに領得されたものが、左のとおり三件計三、六四七、八九一円(うち二十六年十月末現在補てんされた額二、二七五、七一九円)ある。

庁 名	関 係 職 員	不正行為期間	不正行為金額
(六三九) 四国通商産業局	総務部会計課 通商産業事務官 梶 某	二五、四月 一〇日まで	一、八四〇、五三七
(六四〇) 工業技術庁電気試験所	庶務課 三 善 某	二五、八	四七八、四六七
(六四一) 大阪支所	庶務課 通商産業事務官 北 浦 某	二五、九から 一二日まで	三二八、八八七
計			三、六四七、八九一



(貿易特別会計)

物 件

(六四二) 輸入故衣料の売渡に当り処置当を得ないもの

(款)貿易取引費 (項)諸支出金

通商産業省で、昭和二十五年三月から五月までの間に輸入した故衣料七九九、九九六点(七船分)のうち、第一船分八〇、三二二点を丸菱通商株式会社(以下丸菱という。)に売り渡し、同年四月その代金八〇、四二七、二五二円を徴収したのに、丸菱で処分の見通しがつかなかったため、右第一船処分残品四七、五二一点価額五〇、五四四、三九五円を引き取り、別に丸菱が代金を納付しないで処分した第二船分三、八四五点価額二、七一九、一九二円を差し引き、四七、八二五、二〇三円を六月から九月までの間に丸菱に返還したものである。

右故衣料の輸入は、ニューヨーク市ダドリアン輸出会社と丸菱との間に行われた商談に基くもので、民間貿易の性質をもつていたものであるが、当時民間貿易は許可されていなかったため政府貿易の形式をとり、取引上の責任は一切丸菱が負担することとし、通商産業省は單なる名義人として二十四年十二月前記輸出会社とパートナー契約を締結し、入港後船側渡の条件で、右七船分の全量を丸菱に売り渡す形式をとつたものであり、通商産業省は、右条件に基き前記のとおり第一船分を丸菱に売り渡しその代金を徴収したものであるのに、丸菱

の要請をいれ同輸入故衣料の処分残品を引き取り、既に徴収した代金の一部を返還したのは当を得ない。

なお、通商産業省はこのようにして輸入した故衣料の全量のうち、丸菱に対する前記売渡分三六、六三六点を除いた七六三、三六〇点を二十五年九月に至り三月にさかのぼつて引き受け、輸入実務委託契約に切り替えることを余儀なくされたものである。しかして、通商産業省は、右故衣料の処分に際し、当初は入札に付したが発行不振のため大半は原価に比べ約一五%値引で随意契約によつた結果、総原価五六六、〇三一、二二一円に對しその総処分価額は四三八、五八九、七七二円(前記丸菱に売渡の分を含む。)にとどまり、差引一二七、四四一、四四〇円の損失を負担する結果となつたものである。

そ の 他

(六四三) 清算勘定の整理に当り処置当を得ないもの

(清算勘定) (款)食糧貿易公団清算収入 (項)食糧貿易公団清算収入 外三科目

通商産業省で、昭和二十四年六月旧原材料貿易公団から承継した資産のうち、二十六年十月末現在なお確認し得ない債権が二二、六〇八、八五八円ある。

右は、通商産業省が同公団から承継した債権について長期間にわたり整理を怠つたことなどのため、前記金額のうち八、六九一、三八二円についてはクレームの発生その他の理由に因り、又、一三、九一七、四七五円につ



いては債権の内容が明らかでないため、その債権額を確認することができないものである。右の外、回収困難となつていゝるものが七、六八八、八六〇円に上つていゝる。

なお、本件の整理が遅延したのは、同公団及び食糧貿易公団から引き継いだ貸借対照表が不正確で、現に、原材料貿易公団において売掛金二二、八四三、四四六円を過剰に計上し、食糧貿易公団において売拂代金二一、四五六、五二六円を脱漏してゐたのを本院で指摘したものがあつたことにも因るが、整理の促進方についてはしばしば注意を促したにもかかわらずこれを怠り、両公団の解散後既に二箇年半を経過してゐるのに、食糧貿易公団及び原材料貿易公団解散令(昭和二十四年政令第七十三号)による通商産業大臣の承認も行われていない状況である。

(米国対日援助物資等処理特別会計)

未 收 金

(六四四) 物品の売渡に当り処置当を得ないもの

(款)米国対日援助物資等処理収入 (項)援助物資等関係収入

通商産業省臨時通商業務局で、昭和二十五年五月旭皮革株式会社に牛皮五、五四〇枚、一〇、四〇二、一五九円を売り渡し、代金納入前に現品を引き渡したものがあつたことにより、二十六年十月末現在において九、三六一、九四三円

がまだ収納されていない。

是正させた事項

物 件

(六四五) 干甘しよの購入に当り検收当を得ないもの

(アルコール専売事業特別会計) (款)アルコール専売事業費 (項)事業費

東京通商産業局で、昭和二十五年五月日本アルコール原料株式会社から購入した干甘しよ、一六、六七三俵の代金として一五、六七二、六二〇円を支出したものがあつた。

右干甘しよは、前記会社に賃貸してゐた同局石岡アルコール工場倉庫に三月以降搬入されてゐたものをそのまま引き取つたものであるが、八月本院会計実地検査の際その現品を調査した結果、異物又は不良品と認められるものが多量混入されてゐたので注意したところ、二、六九三俵を返還し、その代金相当額二、五三二、四二〇円を二十六年三月までに歳入に納付させた。

第九 運 輸 省

(1) 港湾関係公共事業費の昭和二十五年度支出額は、五十九億六千六百余万円で、そのうち国が直接施行した港



湾事業費は二十三億六千余万円であつて、三十六億六百余万円は地方公共団体が施行した事業費に対する補助金及び国庫負担金である。

国が直接施行した工事のうち、特にそのしゅんせつ、工事については、国所有の作業船舶の大半が老朽であるため作業能率が上らず、したがつて、工事を経済的に遂行するためのあい路となつてゐる。又、港湾工事に使用した労務者の使用実績について工種別に確認するに足りる資料の整備が十分でないものがあるし、又、労務の効率についての管理が十分でない認められる事例も見受けられる。

地方公共団体が施行した港湾工事について、運輸省の査定が適切でなかつたり、又、都府県が国の機関として補助金及び負担金を交付するに当り、査定対象外のものを含めた工事費を基本として補助金及び負担金を交付しているものがあり、その概要は後述のとおりである。

(2) 資金前渡官吏は三百七十余人で、その前渡資金取扱額は三十三億二千百余万円に達しているが、支出官からの資金の交付状況を見ると、その資金計画を十分に検討せず、要求額をそのまま交付している結果過剰資金が保管され、又、その支拂、保管等の事務について監査が十分行われていないうらみがあり、不正な費消、一時流用等の事故発生の原因ともなつてゐる。前渡資金の交付及び出納保管については十分な検討と嚴重な監督を要するものがある。

## 不 当 事 項

### (一) 一般会計)

#### 予 算 経 理

#### (六四六) 経費の年度区分をみだつたもの

(部)行政部費 (款)電気通信省 (項)航空保安庁  
航空庁で、羽田送信所建設工事が年度内に完成したものととして昭和二十六年四月請負代金の全額二、〇〇九、〇〇〇円を支出したが、年度内には全然着手さえしていなかつたものである。

#### 工 事 (六四七)―(六七二)

#### (六四七) 灯台関係工事の施行に当り処置当を得ないもの

(六五七)

昭和二十五年年度における灯台関係工事(灯台、同通信所、無線方位信号所等)は工事箇所数二七四箇所事業費八億四百余万円、これに対し本院で会計実地検査を実施したものは八一箇所事業費二億七千七百余万円であ



るが、その検査の結果によれば、架空工事又は便乗工事があつたり、工事に手拔があつたり、又、出来形が相違するのにもそのまま検收したり、未完成工事を完成工事として代金を支拂つたものがきわめて多いが、そのおもなものをあげると後述のとおりである。

なお、右の外、競争契約によつてゐるため、結果的な批判は困難ではあるが、予定工事費額の見積において、工事材料、人工、運搬費等で算定緩に過ぎ、論議の余地のあるものと認められるものがあつた。

いまここに、灯台関係工事について、以上のような不当事項の発生を考察すると、二十五年事業費金額八億四百余万円のうち約半額の四億二千余万円は第三・四半期以降成立の予算によるもので、急激な膨脹予算を施行するについての海上保安庁及び各管区本部における配意の不十分なところがあつたと認められ、すなわち工事設計が現場調査不十分のまま机上設計によつた場合でありながら、実施に伴う設計変更及び工事費増減などの調整的処理が考慮されておらず、予算繰越の処置が指示されていなかったり、はなはだしいのは予算外工事を指示したりしてゐる状況であり、又、実施部門においても工事仕様において現場係官の指示に委す部分が多い場合でありながら現場係官の工事監督が不十分で請負人に乗せられたり、設計によらないで工事を施行させたり、請負人からの工事完成報告をもつて未検査のまままで完成の取扱をしたりするなど適正な工事施行及び会計経理の遂行についての心構えの不十分な点があつたものと認められる。

なお、灯台等に使用する機器類は、主として海上保安庁本庁において調達し現地に送付しており、年間にお

ける購入契約総額は二億八千余万円に及んでゐるが、そのうち年度末の二十六年三月に購入契約したものの十万円以上のものだけでも一億三千余万円に達し、その四六%五に當つてゐる。したがつて、物品の工事現場への納入が遅延し、ひいては工事の遅延をきたしてゐる状況である。又、購入物品の代金の支拂についても契約上は工事現場納めとなつてゐるのに、製造業者の工場で製品検査をして納入の扱いをし契約金額の全額を支拂つてゐる事例が湯沸岬灯台、積丹岬灯台通信所、厚岸灯台(以上第一管区海上保安本部)、生地鼻灯台関係(第九管区海上保安本部)においてあつた。

(一) 架空の名義により工事代金を支拂つたもの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)海上保安施設費  
(部)行政部費 (款)運輸省 (項)海上保安管区本部

(六四七) 灯台の改修又は補修工事を施行することとして契約を締結しながら、その全部又は大部分を実施しないで  
(六四八) 契約金額の全額を支拂つたものが左のとおりある。

管区海上保安本部	工 事	請 負 金 額	支 出 年 月	摘 要
(六四七) 第 三	第三海堡灯台改良改修	四二二、〇〇〇 円	二五、一一 月	鉄板製電池格納室(工費約十四万六千円)を施行しただけである。
(六四八) 同 計	野島崎灯台補修	一四七、五〇〇	六	全く施行してない。
		五六九、五〇〇		

(二) 便乗工事を施行したもの

第二章 第四節 第九 運輸省 (六四七—六四八)



(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)海上保安施設災害復旧事業費 外一科目

(六四九) 灯台の災害復旧工事の施行に当り、うちには事情の了とすべきものもないではないが、予算経理上は災害  
(六五三) 復旧には関係のない便乗工事といわなければならない工事を施行したものが左のとおりある。

管区海上保安本部 工 事 請負金額 支出年月 摘

(六四九) 第一、二、三、五、七 潮岬灯台災害復旧外九件 四、三三三、六〇〇 二五、九から 二六、四まで 五五一、二六五四で各灯台に災害復旧に  
関係のない暴風標識を新たに施設している。

(六五〇) 第二 石巻東及び西防波堤灯台災害復旧 二九四、〇〇〇 二六、四 約二十七万円で災害復旧に關係のない  
灯籠の新規取替、灯塔の踊り場の拡張、鉄梯子取付等の諸工事を施行して  
いる。

(六五一) 第四 掛塚灯台災害復旧 六八二、〇〇〇 二五、八 約四十五万円で国費支弁とすべきでない  
五島灯台の復旧整備工事を施行して  
いる。

(六五二) 第八 経ヶ岬灯台災害復旧 三八九、〇〇〇 二六、四 約三十一万円で災害復旧に關係のない  
飲料水用一二〇石入コンクリート造貯水池を構築している。

(六五三) 同 立石崎灯台災害復旧 二九二、五〇〇 二六、四 全額で災害復旧に關係のない飲料水用  
一二〇石入コンクリート造貯水池を構築  
している。

計 五、九九一、一〇〇

(三) 工事の検収当を得ないもの

(大蔵省) (米国対日援助見返資金特別会計) (款)援助資金支出 (項)公企業支出

(運輸省) (一般会計) (部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)海上保安施設費 外二科目

(六五四) 工事が設計どおり施行されていないで、請負人の手拔と認められるもの、出来形相違と認められるもの、

設計が実際の必要に適合しないため施行上変更しているものでありながら設計どおり完成したものととして検収し  
工事代金の全額をそのまま支拂つたものが、第一管区海上保安本部で二箇所、第二管区海上保安本部で一箇  
所、第三管区海上保安本部で九箇所、第六、第八、第九各管区海上保安本部でそれぞれ一箇所計一五箇所に上  
つている。

(四) 工事代金の支拂当を得ないもの

(大蔵省) (米国対日援助見返資金特別会計) (款)援助資金支出 (項)公企業支出

(運輸省) (一般会計) (部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)海上保安施設費

(六五五) 工事はまだ完成していないのにこれを完成したものとしての取扱をし、年度内に請負代金を支拂つたもの  
(六五七) が多いが、そのうちおもなものをあげると左のとおりである。

管区海上保安本部 工 事 請負金額 支出年月 摘

(六五五) 第一 神威岬無線方位信号所無線 一、〇五七、〇〇〇 二六、三 二十六年六月八日現在配線照明設備空  
中線工事は完成していない。  
(年度未出来高五五%)

(六五六) 同 霧多布無線方位信号所機器取付 三三八、〇〇〇 四 二十六年六月十八日現在着工していな  
い。

(六五七) 同 松前小島灯台改修 一、九〇八、〇〇〇 四三 二十六年八月十日現在退息所電灯工事は  
完成していない。  
(年度未出来高四〇%)

計 三、三〇三、〇〇〇



(六五八)  
(六六〇)

港湾工事の効果についての審査不十分なもの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)港湾事業費 外一科目

運輸省が、地方公共団体の施行する港湾の災害復旧工事又は修築工事に対する国庫負担金あるいは国庫補助金の交付について、工事の査定に当り審査不十分であつたもの、又、運輸省の査定後事情変更により工事効果が達せられなくなつたことを知りながら、県が国の機関としての処置に不十分であつた事例が次のとおりある。

(六五八) 岩手県田老町が、国の機関としての同県から昭和二十五年度中に、事業費三、三二八、〇〇〇円の全額国庫負担金の交付を受けて、田老港二十三年災害復旧工事を施行したものである。

右工事は、総工費一六、三四一、五〇〇円をもつて同港のしゅんせつをする計画のもとに運輸省の査定により二十五年度分として二二、五二〇平米の水域について水深マイナス一米、土量一四、三六一立米分を実施したので、二十五年四月着工、二十六年三月しゅん功したものとされている。

しかるに、八月本院会計実地検査の際においては、右のしゅんせつ区域はその大半は埋没しているばかりでなく、二十五年四月ごろ立案され十月から施行された農林省所管の田老漁港修築による導流堤の構築のため、その漁港の外側となり使用されておらず、しゅんせつの効果を達成していない状況である。

右は、同一区域内において運輸省所管の災害復旧工事と農林省所管の修築工事がそれぞれ無関係に実施さ

れたことに因るもので、このような場合国の機関としての県は運輸省所管の災害復旧工事についてはすみやかに中止の処置をとるべきものであつたと認められる。

(六五九) 公共団体である徳島県が、昭和二十五年度中に、事業費八、六三八、〇〇〇円の全額国庫負担金の交付を受け、二十四年災害小松島港防砂導流堤及びしゅんせつ工事を施行したものである。

右工事は、総工費二七、六九三、五〇〇円をもつて赤石航路の防砂堤の復旧と同航路筋六〇〇米について航路幅二五米水深マイナス二米、土量二一、一三〇立米のしゅんせつをする計画のもとに運輸省の査定によりその一部の工事を二十五年度分として実施したものである。

しかし、しゅんせつ区域は既に二十四年十二月から第三港湾建設部において、国費をもつて維持補修工事として、同航路を港口から五〇〇米にわたり航路幅二〇米、水深マイナス二米、土量一〇、〇〇〇立米を直営でしゅんせつし、更に二十五年度においても、前年度に引き続き航路及び物揚場前面延長八一〇米にわたり、土量一三、〇〇〇立米のしゅんせつを実施し、これにより当面の需要を満たすことができるものとしていたのであるから、県の計画したしゅんせつ工事については、たとえ航路の拡幅の部分はあつたとしても運輸省は本件を災害復旧工事の対象とする必要はなかつたものである。

なお、本件災害復旧計画のうち航路しゅんせつ工事は二十六年以降本院の注意によりこれを中止することとなつた。



(六六〇) 公共団体である徳島県が、昭和二十五年度中に、事業費六、〇〇〇、〇〇〇円に対し国庫補助金一、二〇〇、〇〇〇円の交付を受け橋港維持補修工事を施行したものである。

右工事は、同港東中浜地先を水深 マイナス三米、土量二五、〇〇〇立米をしゅんせつする計画で運輸省の査定を受け実施したものである。

しかし、同港における船舶の港湾利用状況を見ると、本件しゅんせつは必要がないもので、結局右しゅんせつ目的はその土量をもつて東中浜地先の廃塩田地域の一部を埋め立てることが主眼となつていゝもので、このよ

(六六一)

災害復旧工事の原形超過工事費等を全額国庫負担の対象としたため負担金の超過交付をきたしたものの

(六六八)

(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)港湾災害復旧事業費 外一科目

地方公共団体の維持管理する港湾の災害復旧工事に対する昭和二十五年度国庫負担金は、原形復旧工事費分は全額、又、原形復旧をこえる改良工事費分は超過工事として三分の二の取扱となつていゝ。

しかして、地方公共団体から運輸省には原形復旧工事分と改良工事分とを区分して工事目論見書を提出すべき取扱であるのに、この区分が明確でないものが提出され、運輸省でもそのまま工事目論見書の総体計画により当該年度の事業費を査定する場合があるため、これに基き府県が国の機関として地方公共団体に当該年度の事業費全額の国庫負担金を交付するときは自然超過工事に対しても全額国庫負担となることになるし、又、地方

公共団体においては、原形復旧の工事目論見書を提出しながら、工事実施の際に復旧工事と改良工事とをあわせ施行する場合があるため、府県が全額負担として交付した国庫負担金が過渡となるもので、これらはいずれも工事費の精算に当つては一部を返納させなければならぬ事態である。本院会計実地検査の結果によれば、石積コンクリート張防波堤を方塊積としたもの、防波堤、捨石堤の延長を増加したもの、護岸法線を原形に比べ移動改良したものなどの超過工事又は災害復旧に係のない工事に対し全額国庫負担金を交付した事例が左のとおりあつて、それぞれ注意を與えた。

府県名	工 事	二十五年事業費	同上に対する国庫負担金交付額	原形超過工事費	国庫負担超過交付額
(六六一) 神奈川県	真鶴港二十四年災害復旧	四七、八一四、六七五	四七、八一四、六七五	一、〇五九、九三四	三五三、三一一
(六六二) 静岡県	熱海港二十四年災害復旧	一五、五〇〇、〇〇〇	一五、五〇〇、〇〇〇	五、二三一、一一三	一、七四三、七〇三
(六六三) 同	舞坂港二十四年災害復旧	七、八五〇、〇〇〇	七、八五〇、〇〇〇	三九七、九九八	一三二、六六六
(六六四) 新潟県	沢根港二十四年災害復旧	二、五一二、一四〇	二、五一二、一四〇	三三二、七〇〇	一〇七、二三三
(六六五) 石川県	七尾港二十三年災害護岸復旧	四、四七二、五〇〇	四、四七二、五〇〇	三五三、五七二	三五三、五七二
(六六六) 大阪府	堺港二十五年災害復旧	二、四六〇、〇〇〇	二、四六〇、〇〇〇	三〇一、三五〇	一八〇、八一〇
(六六七) 高知県	高知港地盤変動対策	四、七六九、六二〇	四、七六九、六二〇	二、〇八〇、七五二	六九三、五八四
(六六八) 同	高知港二十三年災害復旧	三、五五〇、〇〇〇	三、五五〇、〇〇〇	一、一七八、〇〇〇	三九二、六六六
計		八八、九二八、九三五	八八、九二八、九三五	一〇、九二四、四一九	三、九五七、五四五

備考 石川県では原形超過工事費は全額災害復旧に係がなく、又、大阪府では一部に係ない。



(六六九) 港灣事業費補助金の返納を要するもの  
(六七二)

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)港灣事業費

都府県が、国の機関として地方公共団体に対しその施行する港灣改修工事の事業費の一部につき国庫補助金を交付したもので、地方公共団体が工事の実施に当り補助の対象となつた修築工事とは関係のない船舶の修繕等の経費を事業費から支拂つてゐる事例がある。

これらの経費については、精算に当り補助基本額から控除し補助金相当額を返納させなければならぬものであつて、本院会計実地検査の結果により注意したものは次のとおりである。

なお、右事例については運輸省及び当該都府県においていづれも返納処置をとる旨の回答があつた。

都府県名	工 事	総 事 業 費	補助対象事業費	補 助 金	補助対象外とすべき事業費	返納を要する補助金相当額
(六六九) 東京都	東京港改修	一八七、一五〇、〇〇〇円	二九、一〇〇、〇〇〇円	三八七、〇〇〇円	三、七三三、六六六円	一、三三〇、〇〇〇円
(六七〇) 大阪府	岸和田港改修	二〇、七〇〇、〇〇〇	一三、一〇〇、〇〇〇	五、二八〇、〇〇〇	六八、五五五	二五、一四一四
(六七二) 福岡県	博多港改修	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
計		二二七、八五〇、〇〇〇	一五二、二〇〇、〇〇〇	四九〇、〇〇〇、〇〇〇	四、一七三、二二一	一、五六六、五〇四

不正行為

(六七二) 職員の不正行為に因り国に損害を與えたもの  
(六七三)

東京管区氣象台外一箇所で、昭和二十五年四月ごろから十一月ごろまでの間に、関係職員により前渡資金をほしいままに領得されたものが、左のとおり二件計二、一三九、六七九円(うち二十六年十月末現在補てんされた額一五〇、九二六円)ある。

庁 名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(六七二) 東京管区氣象台	総務課出納係長 運輸事務官 野崎 某	二五、四月 四、一三九、六七九円	二、一三九、六七九円
(六七三) 第二管区海上保安本部 戸海上保安部	監理係長 二等海上保安士 祐川 某	二五、四月から 一〇まで	一〇七、七四五
計			二、一三九、六七九

第十 郵 政 省

(一) 郵政事業特別会計

本年度事業収入は、予算に比べ十億九百余万円の減をきたし、事業支出も十四億五千三百余万円の減となつてゐる。

事業収入が減となつたのは、郵便収入は二十一億四千四百余万円の増収となつたが、切手収入十九億七千九百余万円、雑収入三億四千三百余万円、その他八億三千三百余万円計三十一億五千四百余万円の減収となつた結果であり、書状の利用者がはがきに移行する傾向が昭和二十四年度より更に顯著となつてゐる。



事業支出は、事業収入に比べて一億三千五百余万円の支出超過となつてはいるが、これを損益計算について見ると、八億千九百余万円の利益金を予定していたのに対し、決算においてはかえつて二億七千二百余万円の欠損を生じている状況で、結局二十五年度末における欠損金の総額は二十四年度までの繰越欠損金五十億六千八百余万円を加え五十三億四千百余万円となり累増している。これは収入減に加えて給與ベースの改訂等による支出の自然増加がそのおもな原因となつてはいるものであるが、他方年度末における貯蔵品の事業品への振替予算使用額は平月の約四倍に当る七億六千六百余万円となつて不急の事業品の過大保有となつてはいるものがある。本年度予算執行の実情を見ると、後述のとおり支出の規制及び予算の効果的使用に留意しなければならぬものがある。

又、電気通信省に支拂う電信電話料金としての通信費予算額十三億円に対し、その使用額は四億九千九百余万円に過ぎず、その残額八億余万円のほとんどは被服費、補食費、厚生施設、自動車、自転車その他備品等の購入に充当されている。

(二) 簡易生命保険及郵便年金特別会計

(1) 保険勘定の本年度純剰余金は予定額八億八千九百余万円に対し、決算額十億二千百余万円で、一億三千六百余万円の剰余金増となつてはいる。これは死亡率の低下による死差益等による利益勘定に対して、附加損等の損失勘定との差益超過により剰余金を生じたものであつて、終戦以来累年赤字を続けていた保険勘定が初めて黒字に転換したものであるが、まだ附加費に関する限り赤字を免れないものがある。

事業再建の方途として契約更新等を急速に推進したことにより、契約金額は二十五年度末四千二百六十九億三千五百余万円となり、これを二十三年度末千四百四十二億九千二百余万円に比べると著しい増加をきたしているが、その反面において少からぬ契約の失効、解約を生じてはいる。このような事態は事業計画上に著しいそごをきたすものであるから、良質契約の募集と維持についての善処が望まれる。更に契約更新と関連して契約の失効、解約の増大に伴い保険費還付金は、当初予算額二十一億三千二百余万円に対し、実際支出となるべき額は四十億六千百余万円でこれは予算額に対し一九〇%に当つており、ために保険費決算額は二十五年度の繰替拂補てん未済額として二十四億千四百余万円を二十六年度に持ち越している状況である。事業委託経費として郵政事業特別会計に繰り入れた百六億千三百余万円は収入保険料に対し三〇%に当り、なお規定の附加率を相当超過している実情ではあるが、二十四年度の四三%と比較すると大幅の低減をきたしている。しかし、事業費のうち新契約費は四十三億九千六百余万円(事業費の四三%)を予定しておき、このうち募集手当等の特殊経費は二十四億二千七百余万円を占めている状況であるが、事業の特殊性にかんがみ、特に新契約費については適度の規正が望ましい。

(2) 年金勘定における掛金収入は予算額に対し三四%にしか当つていないので、これが成績を高めるにつき余地があるものと認められるし、他方事業費は予算額のとおり郵政事業特別会計に繰り入れられていて、この



事業費繰入については収入と見合による調整の処置が望ましい。

不 当 事 項

(郵政事業特別会計)

未 収 金 (六七四)―(六七六)

(六七四) 解約による違約金の収納に至らないもの

(款)事業収入 (項)業務収入

郵政省で、昭和二十五年七月富士絹織株式会社と締結した事務服地一一〇、〇〇〇碼価額一四、三〇〇、〇〇〇  
○円のもの購入契約を八月相手方の申出により解除しながら、契約條項に基く違約金二、八六〇、〇〇〇円を  
徴収していなかつたので注意したところ、二十六年九月徴収決定したが、十月末現在まだ収納されていない。

(六七五) 簡易生命保険募集手当の返納が遅延しているもの  
(六七六)

(款)事業収入 (項)業務収入

各郵政局で、昭和二十四、二十五兩年度において発生した簡易生命保険募集手当の要返納推計額一億五千七百  
二十七万余円のうち、返納に至らないものが二十六年三月末で約二千六百八十八万余円の多額に及んでいる。

右は、兩年度で募集した簡易生命保険契約のうち第二回以降の保険料が拂い込まれないため、契約が失効した  
り又は解約等の事由により契約が消滅したため、この保険契約を募集した職員に支給した募集手当を返納させ  
なければならなくなつたものであるが、この返納の処置について返納させなければならぬ事実が発生した際  
直ちに返納させることをしないで、その後の新契約募集分に対し支給する募集手当のうちから順次差し引いて  
返納させることとしている事例が多く、このような取扱に当つても新規の募集手当の全額について行わないた  
め返納処理がこのような停滞しているものであつて、ことに二十四年度中に返納を要する事実が発生している  
のに、二十五年度末においてなお返納に至らないものが七、〇二四、八九二円あるのは、徴収処置として緩慢で  
ある。

特に著しい事例をあげれば次のとおりである。

(六七五) 松山郵政局管内徳島郵便局で、同局保険課外務員落合某外七名が、昭和二十四年十月から十二月までの  
間に、三、五四七件(保険金額一六七、四五五、〇〇〇円)の架空の保険契約を成立させ、不正に支給を受けた募集  
手当一、一一四、三五八円を返納させなければならぬものがあつたので、同人等が二十五年四月から二十六年  
四月までの間に正規に募集した保険契約の募集手当四一九、五八九円は全額右の返納に充てさせるべきものと  
認められるのに、うち一四七、三八三円を返納に充てさせただけで、残りの二七二、二〇六円をそのまま支給し  
ている。



(六七六) 札幌郵政局で、昭和二十四年度分の要返納額一、六六一件についての三、〇一〇、四六五円のうち、約二八%に相当する八三七、七三四円は二十六年六月末においてもなお返納に至っていない。

予算経理 (六七七)(六七八)

(六七七) 渡切経費の経理当を得ないもの

(款)事業支出 (項)事業費

各郵政局で、管下各特定郵便局に対し積立貯金掛金の集金雑費として昭和二十五年度中に四千七百三十万三千円を渡切をもつて支給しているが、そのうち千九百九千円は窓口取扱に対する支給分であつて、本件経費は外務員に対する集金のための諸経費を見込んだものであるから、窓口当務者に対してはその支給の必要を認め難い。

(六七八) 架空の名義により支出したもの

(款)事業支出 (項)事業費

東京鉄道郵便局で、昭和二十五年度中に、架空の名義により乗務員固定服務旅費として六〇五、二一〇円を支出したものがあつるが、これは非乗務職員の給與又は部内懇談会費等に使用したとしている。

物 件 (六七九)―(六九五)

昭和二十五年度中における貯蔵品の購入額は二十六億六千三百余万円で、貯蔵品の使用額は二十九億八千二百余万円であつて、貯蔵品の翌年度繰越額は十四億七千八百余万円となつており、前年度に比べ繰越額は漸減しているが、なお保有量に対する規制の余地はあるものと認められる。

本年度中の物品の調達及び受拂経理等の状況を見るに、貯蔵品又は事業品の調達については数量、価格等が適当でないもの、不急又は不適品を調達したもの、貯蔵品又は事業品の保有受拂については貯蔵品を必要以上に事業品として拂い出したもの、事業品の退蔵となつているものなどがあり、その他現品と帳簿面とが符合していないものが見受けられる。

これらのおもな事例をあげれば次のとおりである。

(六七九) 郵袋の調達及び管理当を得ないもの

(六八四)

(一) 外国郵袋を長期間にわたり退蔵しているもの

(六七九) 郵政省及び東京中央郵便局で、外国郵袋三一、七七五個(時価三千万円)を昭和二十年以降退蔵していたが、簿外品となつていたためその在庫に気付かず、本省では年別に新品を調達の上東京中央、横浜、名



古屋中央、大阪中央、神戸中央、門司、博多七局の外国郵便取扱局に対し所要量を交付していた。

横浜郵便局で、二十六年七月本院会計実地検査当時外国あての通常郵便を取り扱っていないのに、外国あての通常郵袋を二十年以降四、一三一一個(時価約四百万円)保有し、又、二十二年度に五、〇〇〇個(時価約五百万円)の交付を受け、ともにこれを簿外に退蔵していた。

(二) 外国郵袋の現品と帳簿面が符合しないもの

(六八〇) 大阪中央郵便局で、昭和二十六年七月本院会計実地検査の際現品と郵袋出納日報面残高との間に不符合があり、過剰分が通常郵袋外四種五、六二一個(時価約五百万円)、不足分が小包郵袋乙五六二個(時価約六十万円)となっていた。

(三) 外国郵袋を過大に交付したもの

(六八一) 郵政省で、昭和二十五年中に東京中央外五郵便局<sup>(註)</sup>に対し外国郵袋四一、三五五個(価額一一、六六一、五九三円)を交付しているが、交付を受けた各局の二十六年三月分郵袋出納月報によれば、保有量は九四、〇七二個となつて月平均差立数の八倍から一八倍に当つており、現に、大阪中央郵便局では二十五年九月及び十二月に交付を受けた四、三〇〇個を二十六年七月本院会計実地検査当時に至るも、なおこん包のまま簿外品として保有している状況であつた。

(註) 東京中央、横浜、名古屋中央、大阪中央、神戸中央、博多各郵便局

(四) 外国郵袋を過大に調達したもの

(六八二) 同省で、昭和二十五年中に生地一〇、九七七、七二三円のものを買給して南総繊維株式会社外四会社に外国郵袋三二、一四七個の生産を請け負わせ、その代金として一、〇六一、三五九円を支拂つたものがある。

右は、前記のとおり退蔵品その他の簿外品に気付かず調達しているものであるが、仮にこの簿外保有量を計算外としても、同年度末の現業局及び本省在庫手持数は九五、九八三個であつて、これから本件調達数を差し引いた六三、八三六個は同年度首に保有していたものであり、これは常備保有量を一八、九〇〇個(月平均差立数の四倍)と認めても、かれこれ二倍余過剰に保有していたこととなる。これを各種郵袋別に見れば左のとおり

品名	単位	二十五年末保有量	二十五年末調達数	差引二十五年 度首保有量	常備保有量	差引過剰数 (△調達必要数)
書留郵袋	個	二六、八〇七	二、一五〇	二四、六五七	五、四二〇	一九、二二七
小包	個	三八、一〇七	四、〇〇〇	三四、一〇七	五、二六〇	二八、八四七
航空	個	三一、〇六九	二五、九九七	五、〇七二	八、二二〇	△ 三、一四八
計		九五、九八三	三三、一四七	六三、八三六	一八、九〇〇	四四、九三六

で、本年度においては航空郵袋約四千個を調達すれば足り、その他の郵袋は全く調達の要はなかつたものと認められる。

(五) 内国郵袋を過大に交付したもの

(六八三) 同省で、昭和二十五年中に各現業局に対し内国郵袋(長、白郵袋を除く。)二三三、三二二一個(価額六九、



五〇〇、七三〇円)を交付したものである。

本件郵袋の同年度現業局必要手持数は一、一三六、一九八個(二十五年十二月末運転数七五七、四六六個とこれに対する五割の予備数三七八、七三二個の合計数)あれば足りるものであるが、一方二十四年度末における現業局手持総数は一、四六一、七〇五個であつて、これから二十五年中の棄却数一〇三、一六一個(実数)を差し引いてもなお過大保有となつてゐるのに更に交付したことになるものである。

なお、これを各種郵袋別に見れば同年度では並郵袋乙並びに錠郵袋甲及び乙の合計約四万四千個を交付すれば足り、その他の郵袋約十九万二千個(価額五三、七七四、〇〇〇円)は交付の要がなかつたものと認められる。

(六) 不急の内国郵袋を調達したもの

(六八四) 同省で、昭和二十五年中に生地七、七七五、九四〇円のものを買給して並郵袋甲一二、〇〇〇個の生産を賀川株式会社外二会社に請け負わせ、その代金として六四八、〇〇〇円を支拂つたものがある。

本品の同年度における需給計画上の新規交付必要数は約九百個と見込まれていたものであるから、二十四年度末の在庫数三八、七九九個のうちからこれを交付すれば足り、新たに調達する要は全くなかつたものである。

(六八五)  
(六八九)

被服類の調達及び受拂経理等当を得ないもの

(一) 粗悪な物品を購入したもの

(六八五) 熊本郵政局で、昭和二十五年十一月共栄ゴム化工株式会社からゴム半長靴七、七〇〇足を単価四八〇円で購入し、その代金として三、六九六、〇〇〇円を支拂つたものがある。

本品は、貸與期間を二箇年として管内現業職員に貸與の目的をもつて調達したものであるが、二十六年四月本院会計実地検査の際調査するに、貸與総数七、七〇〇足のうち二、四八五足(約三二%)が貸與後使用日数五日から三〇日程度で使用不能となつてゐる実情で、これが補充のため五月日本ゴム株式会社から三、二〇〇足(単価六七〇円)を購入してゐる状況である。

右は、購入に際し一定の規格を定めて契約したのに、納品に対する検収が当を得なかつたことに因るものである。

(二) 物品を高価に購入したもの

(六八六) 同局で、昭和二十五年二月熊本市田所某と随意契約をもつて帽子乙六、七〇〇個を購入し、四月その代金として一、四七四、〇〇〇円を支拂つたものがある。

右帽子乙の購入単価二二〇円を、松山郵政局で同月購入した同種品の単価九五円に比べると、主要材料である生地は松山の太綾九号に対し、熊本は細綾三号類似のもので、購入時期において多少の相違はあるとしても、松山の生地代四四円余に対し本件は一四〇円と見積つていて高価であるばかりでなく、製品の出来上りも良



ことは認められなす。

右は、調達に際して調査が十分でなかつたため購入価格の決定を誤つたもので、現に、東京、大阪、広島、仙台各郵政局でも、ほぼ同時期にいずれも一個当り二一〇円内外で購入していて、これらは大体適当な価格と認められるものである。

(三) 不急の物品を調達したもの

(六八七) 郵政省で、昭和二十五年六月から九月までの間に、作業服二九、九八六組帳簿価額四五、〇五六、二九二円のものと同省被服工場で生産し又は部外発注したものがある。

右調達品のうち最小型(二号)は七、三二三組価額一〇、九八八、三四五円となつていて、これは発注当時判明した着用対象者の体位実態調査を基準として号型割合を推定し、二十六年分所見分として調達したものであるが、もともと本件被服類の調達については、各郵政局から二十五年九月末までに提出される準備要求書に基づき計画数量を決定すべきことになつていたのでこれによらなかつたもので、もしこれが発注をしばらく差し控えて右基礎資料を点検したとすれば、二十六年分所見分込数七、八三五組に対し、これに充て得べき見越在庫数は八、二五四組となること判明したのであるから、本件調達の要はなかつたものである。

右の調達に基き各郵政局に交付した結果、現に、二十六年五月本院会計実地検査当時仙台、札幌両郵政局では、二十六年分貸與後も両局の必要在庫量五二〇組に比べ七倍余に当る三、八一組を保有している状況で

ある。

(四) 物品の調達に当り官給材料を過大に交付したもの

(六八八) 同省で、昭和二十五年十二月片岡産業株式会社外二〇会社に盛夏上衣(半袖開襟シャツ)一型号二〇、五〇〇着、二型号三四、一〇〇着及び三型号一三、七〇〇着計六八、三〇〇着の裁縫を三、〇〇五、二〇〇円で請け負

わせ、生地一五九、八二二碼価額三三、五六二、六二〇円のものをお官給したものである。

右生地は、一着当りの入尺を平均二碼三四と算定して官給したものであるが、本院の調査によれば、型入の組合せを一部変更し、且つ、配置を切り詰めるなどについて工夫すれば、各号型別の入尺は一型号で二碼二六、二型号で二碼二〇、三型号では二碼〇七となり、前記六八、三〇〇着の生産に対しては一四九、七一〇碼程度で足りる計算となるので注意したところ、将来は本院の注意に基き処理する旨の回答があつた。

(五) 事業品で貯蔵品への組替をしなかつたもの

(六八九) 広島郵政局で、昭和二十五年年度末の決算整理に当り、管内現業局から規格、寸法等の相違又は過剰交付の事由で返納された冬服甲五九二着外二四品目価額五、四三九、九五二円のものをお貯蔵品に組替の処置をとらなかつたため資産に計上もれとなつていものがある。

(六九〇) 式紙類その他の調達及び受拂経理等当を得ないもの  
(六九五)

(一) 不急の物品を調達したもの



(六九〇) 郵政省で、昭和二十五年六月及び十二月に岡村印刷工業株式会社に原紙(証券用B本二二〇听)価額三、五三五、七六一円のものをお官給して保険証書(養老)用紙四、六七二、五〇〇枚の生産を請け負わせ、その代金として四、二七二、九七五円を支拂つたものがある。

右は、二十五年年度の所要量を七、九〇〇、〇〇〇枚と見込み、本省の繰越保有量三、〇一〇、〇〇〇枚に対する不足分として調達したものであるが、保険証書(養老)用紙は二十四年度に各地方簡易保険局に一五、〇八〇、〇〇〇枚交付しており、各地方局は同年度に約八百三十二万円の契約を成立させているから、これに書損など一五%を認めても同年度では九百五十六万八千枚あれば足り、差引約五百五十一万二千枚を二十五年年度に繰り越されることが見込まれ、これに本省の繰越保有量三、〇一〇、〇〇〇枚を考慮すれば、同年度中の所要見込量七、九〇〇、〇〇〇枚を差し引いても、なお六二二、〇〇〇枚の余裕がある計算であるから、本品のうち二十五年十二月発注分の三、六七二、五〇〇枚については追加生産するまでの緊要性はなかつたものと認められる。

(六九一) 同省で、昭和二十五年年度中に奥田産業株式会社外九会社に口金外三点価額一四、八四二、二三四円のものをお官給して集配かばん(皮革製品)四四、二三八個の生産を請け負わせ、その代金として九九、九〇四、五〇〇円を支拂つたものがある。

本品の調達に際し本省では、全国集配区数約三万六千区に年末年首繁忙期の臨時増区等を含め全国集配区数を約四万五千五十区と見て、一区一個当りの割合で約四万五千五十個を要するものと見込み、これに対し二十四年度末の現業局手持総数は三三、三五六個、本省及び郵政局在庫数は五、九一三個であつたが、現在現業局手持のものは大体経年のため更新を要するものとして前記のとおり調達したものである。

しかし、現業局手持数のうち一〇、三三二個は皮革製品で二三三、二四四両年度中に交付したもので、皮革製品は五年程度の使用に耐え得るものであるから本年度において全部を更新する要はないものであり、又、二週間位の使用期間の臨時増区分約九千個については、現在手持のものの中で補修して使用させることができ、ものであるから、翌年度への繰越量を仮に前年度とおり約五千九百個認めるとしても、新規調達は約二万六千個で足りたものと認められ、約一万八千二百個価額約四千七百二十一万八千八百円のは過大に調達したことになる。

(二) 解除物件の購入に当り処置当を得ないもの

(六九二) 札幌郵政局で、郵政省の指示により昭和二十五年五月株式会社山田商店から板ガラス(三耗厚)五〇〇箱を単価三、五八〇円で購入し、その代金として一、七九〇、〇〇〇円を支拂つたものがある。

右板ガラスは、郵政省が同年三月特別調達庁から解除物件一、〇五八箱余(単価二、一五三円)の割当を受け、前記山田商店の負担において現品を入手させたものであるから、この購入価額については特別調達庁の売渡価額一、〇八七、二六五円に同店が要した運送諸掛一八一、〇八〇円及び手数料(一〇%)をいんしやくした計百四十万円程度が適当と認められるのに、郵政省において価額まで指示しなかつたため、同局はこれを一、七九〇、



〇〇〇円で購入する結果となつたものである。

(三) 事業品で貯蔵品への組替をしなかつたもの

(六九三) 東京、金沢、熊本、札幌各郵政局管内三〇三普通郵便局で、昭和二十五年度末に事業品として標準在庫量(四箇月分)を著しくこえて保有しているものが保険契約申込書外一八六品目価額九、三七四、七八九円あるが、これらは各郵便局が紙類の統制によりこの種物品の入手難を考慮して郵政局に対し過大の交付要求をしたためこのように多量に保有する結果となつたもので、差当り使用引当がないものであるから貯蔵品に組替の処置をとるべきものと認められる。

(四) 使用済内国郵袋用封鉛の回收当を得ないもの

(六九四) 郵政省で、管下各郵政局に拂い出した内国郵袋用封鉛は昭和二十四年度では一三三屯五、二十五年度では一五九屯一五九計二九二屯六五九であるが、このうち約八〇%のものは使用済と認められるのに、回收されたものは従前拂出の分を含め二十四年一月以降二十五年度末までにわずかに八六屯一八四に過ぎない状況で、現下重要資材の回收処置として緩漫と認められる。

(五) 現品が帳簿面と符合しないもの

(六九五) 東京郵政局で、同局保管の貯蔵品について昭和二十六年八月本院会計実地検査の際調査したところ、帳簿面と対照し現品の過剰となつているものが保険契約申込書外五〇品目価額二、四〇七、四六三円あり、又、不

足しているものが定額貯金預入申込書外一一品目価額一、二二三、二二八円あつて、いずれも帳簿数量と現品が符合しなかつた。

右不都合は、保管物品についての受拂処理が適確に行われていなかつたことに因るものと認められる。

## 役 務

(六九六) 郵便専用自動車請負料の見積が当を得ないもの  
(七〇一)

(款) 事業支出 (項) 事業費

各郵政局においては、専用自動車による郵便物の取集、運搬及び配達作業を日本郵便運送株式会社外六二二業者に請け負わせ、昭和二十五年年度における請負料支拂額は九億四千八百二十六万余円に達しているが、その請負料の基礎をなす作業の実態について本院会計実地検査の際調査するに、名古屋外四郵政局においては、その配車計画が適当でないもの、必要のない悪路割増料を支拂っているもの又は就業時間もしくは荷量の算出が適当でないもの、出発時刻及び車両の指定が適当でないものがあるなどのため、次のとおり請負料において約六百七十万円が高価な見積となつている。

なお、右のうち出発時刻もしくは車両の指定が当を得ないもの又は荷量の算出が適当でないものについては、前年度本院会計実地検査の際郵政局に対してはその都度注意したところであり、本省においてもこれによ



り各郵政局に対し通達をもつてこれが調整についての注意を促していたのであるから、二十五年十月請負契約更改時においては、十分調査の上是正の処置をとるべきであつたものである。

(一) 配車計画が適當でないもの

(六九六) 熊本、札幌両郵政局で、昭和二十五年六月から二十六年三月までの間の諫早局、駅間外八区間の郵便専用自動車請負料として八百三十二万余円が支拂われているものがある。

右は、二両配車の区間において相互の配車を効率的に変更すれば待合時間を短縮することができ、又、門司から配車している八幡市内小包取集便は、これを折尾から配車することに変更すれば走行料及び就業時間を減少することができるもので、見積において総額約五十四万余円は高価に當つている。

(二) 悪路割増料の算出が適當でないもの

(六九七) 熊本、松山、札幌各郵政局で、昭和二十五年七月から二十六年三月までの間の熊本、伊倉間外二区間の郵便専用自動車請負料支拂額のうち悪路割増料として百七万余円を算入したものがある。

右は、悪路と認められない良好な区間に対しても悪路割増を認め又は終戦直後の調査のままその後道路が改修されたにもかかわらず、引続き悪路割増料を支拂つているもので、見積において約四十八万円は高価に當つてゐる。

(三) 就業時間の算出が適當でないもの

(六九八) 名古屋郵政局で、昭和二十五年六月から二十六年三月までの間の名古屋中央、昭和間外一区間の郵便専用自動車請負料として三百六十九万余円が支拂われているものがある。

右は、始業時刻前又は終業時刻後において出発前準備時間及び帰着後処理時間各一時間を除き全く働かなし時間に対しても次便待合時間として運送費に積算し、且つ、これに深夜割増料をあわせて算入したため、見積において約四十三万円は高価に當つている。

(四) 出発時刻の指定が適當でないもの

(六九九) 熊本郵政局で、昭和二十五年十月から二十六年三月までの間の博多、西戸崎間外四区間の郵便専用自動車請負料支拂額のうち深夜割増料として八万余円を算入したものがある。

右は、郵便専用自動車の車庫出発時刻が適當でないため、いずれも深夜作業の五分から十分の端数を一時間に切り上げて深夜割増料を算定したものであるが、もし出発時刻を五分から十分繰り下げて出発させることにすればこれを見積る要がなかつたものである。

(五) 車両の指定が適當でないもの

(七〇〇) 熊本、松山、仙台、札幌各郵政局で、昭和二十五年十月から二十六年三月までの間の熊本、竜門間外二五区間の郵便専用自動車請負料として二千四百三十二万余円が支拂われているものがある。

右は、郵便物積載荷量に対し過大な車種を指定したこと、必要以上の配車両数を認めたと、荷量が著減し



ているのに車種の変更を行わなかつたことなどによつて、見積において約四百五十四万円は高価に當つてゐる。

(六) 荷量の算出が適當でないもの

(七〇一) 仙台、札幌両郵政局で、昭和二十五年十月から二十六年三月までの間の仙台局、駅、長町間外二七区間の郵便専用自動車請負料支拂額のうちに積卸費として百十八万余円を算入したものがあつた。

右は、積卸費の算出基礎となる荷量を荷量調査期間の平均荷量によらないで、期間中の最高又は二、三位のものを基準として算出したり、あるいは二十五年三月及び九月の荷量調査によれば荷量は著しく減少をきたしている状況であるのに、小包便等の利用がはなはだしく膨張してゐた当時の荷量がそのまま採用されたりしたため、見積において約六十七万円は高価に當つてゐる。

### 資 金 管 理

(七〇二) 貯金利子の元加組入を受けていないもの

郵政省貯金局で、昭和二十五年末において大蔵省預金部郵便貯金預金の同年度分郵便貯金利子三、〇三五、九四八、九四九円(郵便貯金利子三、〇一八、七五五、八七〇円、郵便振替貯金利子一七、一九三、〇七九円)を同預金に元加処置を受けていないものがある。

従来郵便貯金は、大蔵省預金部に預入して、毎年度三月末日までの郵便貯金利子は、その翌年度に貯金局からの請求により同預金部において郵便貯金預金に元加組入してゐたものである。しかるに、二十六年四月からは郵便貯金の経理については新たに設置された郵便貯金特別会計で、又、郵便振替貯金の経理については郵政事業特別会計で取り扱い、貯金はいずれも資金運用部(大蔵省預金部改組)に預託しその預託金の利子を歳入とし、貯金者に対する支拂利子等を歳出とすることとなつたのであるから、郵便貯金、郵政事業特別会計においては当然二十五年末の郵便貯金利子を元加した郵便貯金預金しりをもつて引き継ぐよう処置すべきであつたのにこの利子元加がもれてゐる。

なお、資金運用部資金法附則第三項によれば、大蔵省預金部の負債は資金運用部に帰属することになつてゐるのであるから、これを資金運用部に請求すべきであると認められるのに、二十六年九月本院会計実地検査當時まだ請求もしていない状況であつた。

### 財 務 諸 表 (七〇三) — (七〇七)

郵政事業特別会計の昭和二十五年末の決算整理に当り、損益計理が適確でないもの、減価償却費を過少に計上したもの又は固定資産の計上額を誤つたものなど事業成績及び資産状態を財務諸表に適確に表示しないものが次のとおりある。



(七〇三) 未収金の計上をもらしたもの

郵政省で、電気通信省から支拂を受けるべき電気通信公報配付料金のうち昭和二十五年十月から二十六年二月までの分七、六六六、七九四円を二十五年年度の未収金に計上していなかつたものがあるが、右は、各月徴收決定の上計上すべきものであるのに、ようやく二十六年六月に至り一括徴收決定したものである。

(七〇四) 経費に計上すべきものを未達科目で処理したもの

郵政省で、昭和二十五年年度貸借対照表の借方未達科目に計上しているものうち六、七三二、二二五円の大部分は、二十五年十月から二十六年三月までの間に各郵便局出納官吏が割増金付定額貯金の割増金として支拂つたものであるが、これらの支拂金額について郵政省貯金局においては各月それぞれ支出決定の同年度の経費に計上すべきものであるのにその計上がなされなかつたもので、支拂額のうち一部不符合を生じたことを事由として支拂全額を未達科目に処理したものである。

(七〇五) 減価償却費を過少に計上しているもの

東京、名古屋、大阪、熊本各郵政局で、昭和二十四年六月一日から二十五年年度末までに、買収等により取得した既設建物、工作物の減価償却に当り、その耐用年数を新設のものと同じく一律に木造は二五年、鉄筋コンクリート造は六〇年と定めて償却を行つていたため、減価償却費計上額で概算約百四十万円だけ過少となつて

いるものがある。

(七〇六) 工作材料の年度末残額の決算処理が適当でないもの

長野、松山、仙台、札幌各郵政局で、昭和二十五年年度中に工作勘定支弁で購入した工作材料の年度末使用残高一、〇四二、五五九円のは、決算に当つて当然貯蔵品に組み替え資産に計上すべきものであるのに雑損処理したものがあるが、そのため年度の損益区分が不正確となつていりばかりでなく、前記の工作材料は簿外資産として取り扱われることになつて当を得ない。

(七〇七) 固定資産の計上額を誤つたもの

札幌郵政局で、昭和二十五年年度中に企業用財産である建物その他を普通財産に組み替えるに当り、誤つて除却整理したため、固定資産勘定において組替財産相当額四、〇〇一、二七四円が過少に計上され、損費項目において同額だけ過大に計上されたものがある。

不正行為

(七〇八) 職員の不正行為に因る欠損を補てんしたもの

(七二八)

(款)事業支出 (項)事業費

郵政省貯金局で、郵政官署における職員の不正行為に因る繰替拂現金の事故金に対し昭和二十五年年度中に欠損補てんしたのは、一二、三二八、五二〇円(うち二十六年三月末現在回収された額二、八二〇、一一一円)であ



つて、そのうち十万円以上のものは左のとおり二二件計一〇、九〇七、四二三円である。

郵便局	不正行為者	不正行為時期	事故金額	回収金額	欠損補てん金額
(七〇八) 美山	事務員 那須 某	二二、 <sup>年</sup> 八から 二四、一まで	四、〇〇四、三〇三	六二七、一二一	三、四六五、六二九
(七〇九) 神戸川崎造船所 構内	通信事務官 谷川 某	二四、 二四、五まで	二、三〇一、〇八三	〇	二、三〇一、〇八三
(七一〇) 曲淵	局長 柳沢 某	二四、 二四、五	一、〇二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇
(七一〇) 弘前松森町	事務員 久保 某	二二、 二四、一から 二四、三まで	一、五〇五、五六八	八五五、八七五	六八九、一〇三
(七一一) 東十郷	通信事務官 佐川 某	二二、 二四、一から 二四、四まで	四三三、七〇二	二三、二六六	四一〇、四三五
(七一二) 京橋通	同 樋口 某	二二、 二四、一から 二四、一まで	三六七、四九〇	一一、〇〇〇	三五五、四九〇
(七一三) 榎原	事務員 中西 某	二四、 二四、一から 二四、一まで	三一一、二〇〇	一五、九一九	三〇五、二八〇
(七一四) 四谷新宿三	事務員 大久保 某	二二、 二四、一から 二四、四まで	三〇四、四五一	二九、五〇〇	二七四、九五一
(七一五) 桐生本町	郵政事務官 鈴木 某	二四、 二四、一	二七八、〇〇〇	三一、三一五	二四六、六八五
(七一六) 小倉	同 本吉 某	二四、 二四、一から 二四、一まで	二〇四、三〇〇	六、三〇〇	二〇三、三〇〇
(七一九) 三輪	事務員 田中 某	二二、 二四、一から 二四、八まで	二五八、六一〇	七三、二二七	一九〇、三八三

(七二〇) 大館	郵政事務官 石戸谷 某	二四、 二四、六まで	一九〇、〇〇〇	〇	一九〇、〇〇〇
(七二一) 宝塚	事務員 島本 某	二四、 二四、一から 二四、一まで	一八九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一七九、〇〇〇
(七二二) 西淀川歌島橋	同 藤田 某	二二、 二四、一から 二四、六まで	一九〇、二六九	五六、五六九	一四一、七〇〇
(七二三) 門司駅前	郵政事務官 瀬々 某	二四、 二四、一から 二四、一まで	一一五、五〇〇	〇	一一五、五〇〇
(七二四) 小金、小金馬橋	通信事務官 倉持某外一名	二二、 二四、三から 二四、三まで	一一二、〇九九	〇	一一二、〇九九
(七二五) 下関	事務員 高橋 某	二四、 二四、九	一五二、二二〇	四四、二二〇	一〇八、〇〇〇
(七二六) 下谷入谷	同 北原 某	二二、 二四、八から 二四、八まで	一〇五、一三〇	〇	一〇五、一三〇
(七二七) 尼崎下坂部	同 川口 某	二二、 二四、一〇から 二四、六まで	一一〇、二一〇	一九、五〇〇	一〇二、二一〇
(七二八) 長万部	通信事務官 高田 某	二二、 二二、三から 二二、二まで	一一二、九五〇	一一、七五六	一〇一、三九三
計			二二、六五六、九八七	二二、〇〇七、四二一	一〇、九〇七、四二三

(簡易生命保険及郵便年金特別会計)

その他

(七二九) 保険金額の制限を超過して契約し保険金を支拂つたもの



(款) 保険支出 (項) 保険費

簡易生命保険法第十七條の規定による保険金額五万円の制限を超過する契約に関しては、本院の注意に基き処置のとられたものはあるが、なお制限超過の契約を締結したものもあり、又、契約金額の超過部分に対する適切な処置をとらなかつたため、保険事故発生に際しそのまま超過保険金を支拂う結果となつた事例が相当見受けられる。

いま、東京、岐阜両地方簡易保険局管内の事例をあげると左のとおりである。

地方簡易 保険局	取扱郵便局 数	支拂通知書 発行年月	支拂件数	一被保険者に対する		合計	支拂保険金	超過部分に 相当する支 拂保険金
				保 險 金	契 約 個 数			
東 京	六	年月 二五、一から 二六、八まで	三	二〇万円まで	一九〇	六三九、七二四	四九四、三〇八	二二七、三二〇
			五	三〇万円まで	三三	一、四九七、七六〇	八二四、四七〇	六七、二七〇
			六	五〇万円まで	四九	二、四五四、〇〇〇	五二五、六〇〇	四三三、九八五
岐 阜	四	年月 二六、一から 二六、七まで	一	五五万円	一一	五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
			二	三〇万円	二二	一〇八、四六八、七四	六八三、〇三七	三八七、四四六、五
			一	三〇万円 三五万円 四〇万円 四〇万円 一〇〇万円	六	三〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
合 計	六五		四		三三三	二、八六六、八七四	八〇九、三六八	
								四九八、七六五

この外東京、岐阜、善通寺各地方簡易保険局管内で、昭和二十五年十月以降二十六年六月までの間に保険金

額制限を超過して契約し、現に継続中のものが八三件(保険金額制限超過額一七、六〇〇、〇〇〇円)ある。

(郵政事業特別会計)

(簡易生命保険及郵便年金特別会計)

不正行為

(七三〇) 職員的不正行為に因り国に損害を與えたもの

(七三三) 大宮桜木町外三郵便局で、昭和二十三年九月から二十五年十二月までの間に、関係職員により収入印紙売さばき手数料相当額等をほしほしに領得されたものが、左のとおり四件計四、八一九、〇五四円ある。

庁 名	関 係 職 員	不正行為期間	不正行為金額
(七三〇) 大宮桜木町郵便局	特定郵便局長 郵政事務官 森野 某外一名	二二、九 二二、九から 二五、一 二五、一まで	一、四七九、四一六
(七三一) 大宮高鼻	同 大 野 某	二四、九 二四、九から 二五、一 二五、一まで	七一九、〇四六
(七三二) 世田谷	保険課 郵政事務官 市 川 某	二二、一〇 二二、一〇から 二五、三 二五、三まで	一、六八九、〇五五
(七三三) 東京鉄道	局長 郵政事務官 青木 某外一名	二二、一〇 二二、一〇から 二五、一 二五、一まで	九三一、五三七

(なお、東京鉄道郵便局においては、右の外、二十二年度ごろから二十五年九月ごろまでの間に、局長青木某及び部下職員)の共謀により、多額の公金を領得された事案があつて目下調査中である。



### 第十一 電気通信省

#### 不当事項

(電気通信事業特別会計)

予算経理 (七三四)―(七四六)

(七三四)  
(七四五) 架空の名義により支拂いこれをみだりに使用したもの

(款)事業支出 (項)建設改良費

電気通信省施設局建設部が、昭和二十五年度中施行した電信電話工事は九九件工事費四九四、五二九、〇〇〇円(外に貯蔵品使用額一、三七〇、九一六、〇〇〇円)で、これに対し本院で特に不当事項があると見て会計実地検査を実施したものは二七件工事費二九〇、八一九、〇〇〇円(外に貯蔵品使用額六一七、〇三九、〇〇〇円)である。しかして、そのうち二一件はすべて直営をもつて工事を施行したこととなつてはいるが、実際は一部を業

者に請け負わせ施行したとしている部分が一九、三一九、八七四円あり、賃金、旅費、需品費に付掛等をしてねん出した現金をもつて建設部本部の人夫賃等の財源に提供したり、部内外折衝費、現場職員慰労費、諸手当等を使用したとしているものなどが一〇、八六八、六九六円あり、これら正規の会計処理によらない金額は計三〇、一八八、五七〇円に達し、なお本院会計実地検査施行箇所以外のもので同様の事態につき電気通信省から報告のあつた金額一一、六〇三、七五六円を加えるときは総額四一、七九二、三二六円となり、工事費総額に対しては八%四五に及んでいる。

本件は、建設部長が資金前渡官吏に資金を交付し、工事長をしてその資金をもつて工事を施行させたものであるが、このような事態を発生した事由を考察すると、同建設部が二十二年元日本電信電話工事株式会社の業務を統合し、会社の職員の大部分をそのまま建設部職員としていたものであり、会社当時において工事の出来形が設計の図面及び仕様書に相違することがなければ工事費予定額の範囲内で任意に経費を使用できた便法を踏襲して官庁の予算統制及び経理規程を軽んじたことに基因し、建設部本部で定員以上に職員を使用し、その財源を各工事現場の工事費中に求めたり、又、各工事現場において地方官公署との折衝、その他部内職員の激励、慰労等にみだりに経費を使用するの弊を、じゆん致したことに因るものと認められる。

その概要は左のとおりである。



工事名 期間 資金前渡官 ねん出額 使用内訳 摘要

切投げ工事 本部へ人夫工事材料等 現場職員慰 賃として提 購入代部内 労費及び諸 外折衝費等 手当等

計

(実地検査を施行したもの)

(七三四) 市内電話施設 二年 六から 二〇、三九九、一五九 二、九九九、四六六 八、二〇一、八七四 三〇、九四四 三、五六八、六三三 四三、三三五 一三、一三三、二九二  
 工事(中継線) 二六、 三三まで

(七三五) 市内電話整備 二年 二から 一、九七八、一九九 八八〇、六五五 七五、〇〇〇 三〇、〇〇〇 二、九〇九五 一、六五三〇 八八〇、六三五  
 工事(線六、武蔵境) 二六、 五三まで

(七三六) 三條、新潟間 四年 四から 一〇、五一〇、一五〇 三、七五三、九六五 二、一〇〇、〇〇〇 二、五五、〇〇〇 一、〇七五、九六五 二、七二一、〇〇〇 三、七五三、九六五  
 市外電話施設(線路) 二五、 一〇まで

(七三七) 新潟電話局改式工事(宅内) 二年 二から 六、〇二八、七四八 八三三、五五五 〇 一〇六、八八〇 四、五五〇、五六六 一、七二一、〇五〇 七、四二九、九六六  
 新潟電話局改式工事(宅内) 二五、 九三まで

(七三八) 金沢、七尾間 二年 一から 八、四〇七、〇六六 二、四〇三、五九九 二、一〇〇、〇〇〇 五、一〇一、〇 一、四〇一、七一九 二、一〇〇、〇〇〇 二、四〇三、五九九  
 市外電話施設(線路) 二六、 六三まで

(七三九) 大垣、河瀬間 四年 四から 一五、六四二、四九五 三、九八五、四三三 二、六四五、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 九七八、九六五 一、六一、四八八 三、九八五、四三三  
 市外電話施設(線路) 二六、 一三まで

(七四〇) 河瀬、膳所間 二年 一から 五、〇五七、七五五 一、九四二、六三三 〇 一四〇、〇〇〇 五、四四〇、四 〇 一、九四二、六三三  
 市外電話施設(線路) 二六、 三三まで

(七四一) 秋田、二ツ井間市外電話施設(線路) 二年 四から 二〇、五九八、七七七 四、九〇八、八五六 三、三六八、〇〇〇 三、七四、八八〇 八、〇六四、八〇 三、六一、一五〇 四、八七五、五〇〇  
 市外電話施設(線路) 二六、 三三まで

(七四二) 帯広、富良野間市外電話施設(線路) 二年 八から 二〇、一三七、二二七 七、九四、五〇九 〇 三、一〇、〇〇〇 三、五九、七一九 二、四八、〇〇〇 七、九四、五〇九  
 市外電話施設(線路) 二六、 三三まで

小計 賃金 三、七三二、八三九 一六、五五六、二三三  
 旅費 四、二四一、八三八 五、一〇六、六四二  
 需品費 三、三五一、九三九 八、〇六九、〇七六  
 請負費 〇 〇  
 賠償及び補償費 三、八九五、九九 〇  
 計 一〇、八七四、九五五 二九、七三三、〇一一

(報告によるもの)

(七四三) 加入者新增設工事(線一、線四、神戸) 二年 七から 四、六八八、〇五二 二、八七三、八四三 九、七九二、五三二 一、一八、一〇〇 一、〇三九、七三三 七、三六、七五八 二、八七三、八四三  
 加入者新增設工事(線一、線四、神戸) 二六、 三三まで

(七四四) 下関局江の浦本村区域合併工事(線路) 二年 七から 一〇、九四五、八九一 五、七六、四六五 三、七五〇、〇〇〇 二、五六、〇四〇 七、四〇一、一九〇 四三三、二〇五 五、一七八、四六五  
 下関局江の浦本村区域合併工事(線路) 二六、 三三まで

ねん出額と使用額との差額二五、二六五、〇〇〇円は、一五三、〇〇〇円は別途本部より受け入れたものであり、六五五円は工事長及び資金前渡官吏が負担したものである。

工事長が負担した額二四、四二四、〇四四円を合算し、ねん出額と使用額との差額は二、六六四、八八〇円、前六ヶ月に納付した。



工事名	期間	資金前渡官		使用内訳		計	摘要
		吏支拂額	ねん出額	切投げ工事	本部へ人夫工事材料等現場職員慰勞費及び諸手当等		
仙台局改式工 事(土木)	二五、 八から 二六、 三まで	四、四二、二〇〇 円	二、一四、五〇、五 六	一、三六、九〇〇 円	一、〇〇、〇〇〇 円	五九、六〇〇 五	二、四、五〇、五 六

小計	計			
	賃金	旅費	需品費	請負費
六、〇八、一、三 七	八、五三、一、〇 一	四、八五、四、八 五	一、八六、五、九 〇	〇
一九、六、五、二〇 三	一〇、一、九、七、三 六	二、二、八、六、一 〇	二、五、四、一、七 〇	二、三、七、五、九 七
二八、三、六、四、七 八	三、九、八、五、四、〇 六	五、〇、九、五、〇、二 八	一、八、六、二、一、 三	二、三、〇、〇、五 〇
二八、三、六、四、七 八	三、九、八、五、四、〇 六	五、〇、九、五、〇、二 八	一、八、六、二、一、 三	二、三、〇、〇、五 〇

備考  
 (イ)「実地検査を施行したもの」のねん出額の小計二九、七三二、〇一一円と本文中の「正規の会計処理によらない金額三三〇、一八八、五七〇円との差額四五六、五五九円は、本表掲記以外の秋田電話中継所機械工事外六工事のねん出額で本部提供分である。

(ロ)「報告によるもの」のねん出額の計一〇、一九七、三六四円と、本文中の「報告のあつた金額」一一、六〇三、七五六円との差額一、四〇六、三九二円は、本表掲記以外の仙台局改式工事(宅内)外二工事のねん出額で本部提供分である。  
 (ハ)ねん出額の合計三九、九一九、三七五円と、本文中の総額四一、七九二、三二六円との差額一、八六二、九五一一円は、本表掲記以外の工事のねん出額で本部提供分である。

なお、前掲使用内訳のうち「本部へ人夫賃として提供」の金額の合計二、三三〇、五五〇円は、前掲以外の工事について同様の方法によりねん出した現金計一、八八〇、五七六円(うち二十四年度繰越分一七、六二五円を含む。)をあわせ、本部ではこれを左のとおり使用したとしている。

使	途	金額
本部定員外事務員人夫賃及び手当	(二十五年四月分から 二十六年四月分まで)	三、六八五、〇〇五
工事材料雑品購入代その他		四七六、七九〇
部外折衝費		四九、三三〇
計		四、二二一、一二六

(七四六) 架空の名義により支拂つたもの

尾道海底線工事事務所で、昭和二十四年一月から二十五年四月までの間に、架空の人夫賃、旅費等の名義により支拂に立てた一九三、七六九円及び帳簿外に保有していた物品の売渡代金八三、〇〇〇円計二七六、七六九円を交際費等に使用した外、中国電気通信局に対し貯線用地買収費等の経費を要求するに当り正当支拂額に付掛して九五三、〇二九円を支出させ、付掛相当額五四四、六二九円を職員宿舍新築費等に使用したものである。



## 工 事 (七四七)―(七五八)

昭和二十五年建設勘定の予算額は二百二十二億五千四百余万円で、前年度から繰り越された金額四十九億千六百余万円を加え計二百七十一億七千余万円であるが、支出決定済額は百九十六億九千八百余万円に過ぎず、差額のうち七十三億八千五百余万円を翌年度に繰り越し八千七百余万円を不用額としている。

右の支出決定済額についてその内容を見るに、年間に工事を完成して固定資産の完成施設へ振替のもの九十七億千八百余万円、未完成工事へ振替のもの九十七億二百余万円、雑損に計上のもの一億四千八百余万円、財産除却費に計上のもの一億二千八百余万円であつて、未完成工事がぼう大な数字に上つている。

これを比率で示すと支出決定済額は予算額に対し七二%に過ぎず、更に完成工事の金額は予算額に対し三六%の僅少であり、完成工事、未完成工事、繰越工事の比率はそれぞれ三六%、三六%、二八%となつている。

又、これを繰越額を含まない当年度の新規工事費だけについて見ると、予算額に対する支出済額の比は六四%であり、このうち建築関係の分は三二%となり、工事の計画及び実施が著しく遅れ、又、完成工事が少くて工事が非能率となつてゐることが明らかである。

その原因のおもなものを考察すると次のとおりである。

(1) 前年度において工事遅延の原因として指摘した予算不達の後半期集中の傾向は大いに改善されたが、本年度においては工事命令が遅れたり、工事命令の内容が適切でなかつたりしたため、予算はあつても直ちに工事に着手できず、重要な工事の大半は年間の後半期に集中して施行された状況である。

たとえば、電気通信省施設局建設部で、二十五年八月から二十六年七月の間に工事費四七、八七四、〇〇〇円で施行した帯広、富良野間ケーブル布設工事は、年度当初発令の予定の工事命令が遅れて七月となつたため狩勝峠、鹿越等山越ルートの難工事を厳寒期に施行することとなり、又、同部で二十六年一月から九月の間に工事費二九、〇三三、〇〇〇円で施行した河瀬、膳所間ケーブル布設工事は、工事命令の内容が適切でなかつたためそのままでは工事を施行することができず設計変更のやむなきに至り、完成が予定工期より二箇月延引したものである。

(2) 総合的に進ちよくすべき関連工事施行につき、各部内間の連絡不十分のため、局舎の建築と局舎内に設備すべき機器類等の資材の到着とがおのおのは、行するなど、一方の遅延のため他の完成が妨げられた。

(3) 相次ぐ機構の変更があつて、二十五年九月管理所より取扱局へ事務の一部移管、十一月通信部の拡充、十二月建設部出張所の開設等のため建築関係の計画を変更したり、計画を延期したりしたものがあつた外、通信局段階以下の建設工事は建設部出張所の開設の遅延に因り著しく影響を受けた。

なお、二十五年建設工事費の賃金、旅費及び需品費の合計百三十五億八百余万円(管理費的のものを除く。)の時期的支出状況から見ても、前半期においては三十億三千九百余万円(二三%)が支出されたに過ぎず、百二



億六千九百余万円(七七%)は後半期に支出されている状況で、特に年度末の一箇月分で全支出額の三九%に当る五十二億五千六百余万円が支出され、そのうち四十五億七千二百万円は貯蔵品から事業品への振替額である。

しかして、工事の計画、設計及び施行等について見ると予算の使用計画当を得ないため局舎建築と機械工事等の関連工事が併行して施行されず不経済となつてゐるもの、工事の計画当を得ないもの、工事の設計当を得ないもの、工事の施行時期当を得なかつたため不経済な支出となつたもの、工事が設計どおり施行されてゐないもの、工事の進ちよくが、行しその完成が著しく遅延したもの又は工事が未完成であるのに完成した取扱をして代金の全額を支拂つたものなどがある。

そのおもな事例をあげると次のとおりである。

(七四七) 予算の使用計画当を得ないもの  
(七五一)

(七四七) 電気通信省施設局建築部で、昭和二十五年六月株式会社安藤組外三会社に世田谷電報電話局局舎新築その他工事を工事費四一、〇五六、八〇〇円(うち電話局の分三四、一三三、六〇二円)で請け負わせ、二十六年二月完成したものがある。

右は、前記施設局で、二十三年度において世田谷局周辺の各局の加入者区域を統合理し、新たに收容端子一〇、〇〇〇回線の分局開始を立案し、これに基づいて二十四年度第二・四半期に鋼筋コンクリート造局舎七〇

〇坪の認証を受け二十五年六月着工したものであるが、同年二月第二丸の内四〇、〇〇〇端子電話局の建設を優先施行する計画が確定し、右世田谷分局開始計画は中止のやむなきに至つたのに局舎だけを新築したもので二十六年十一月末現在全く遊休の状態であるばかりでなく、今後当分の間機械等の建設計画についても見通しが立つていない状況である。

(七四八) 関東電気通信局で、昭和二十五年六月桐生電話局改式工事(現在の三、二〇〇回線を四、八〇〇回線に増設して、共電交換局から自動交換局に方式を変更するもの)のうち、電力工事その工事費一〇、四九三、〇〇〇円(その後二十六年九月までに二二、二九八、九五三円に増額)の工事命令を受け、二十五年十二月着工施行中のものがある。

右電力工事は、現局舎の一部に電池すゑ付及び各種配電盤すゑ付を行いこれと関連して別途建築部において増築する新局舎に高圧受電装置、予備電源装置及び温湿度調整装置を設置するものであるが、局舎増築工事は二十五年年度においては予算処置がとられず、ようやく二十六年九月工事費八、五九八、〇〇〇円をもつて着工し、十一月十五日現在三〇%程度の出来高であるため、既に電池及び配電盤工事はそのほとんどが完成し、又、高圧受電装置等の工事は所要の物品が現場に到着してゐながら全く着手できない状況である。

(七四九) 東京都市電気通信部で、足立電話局電力設備工事を工事費一〇、七三六、〇〇〇円(うち貯蔵品使用額八、一〇八、〇〇〇円)で、昭和二十六年三月完成することとして重要機材類である二〇KW電動発電機二台



及び蓄電池二組外一・二点六、七六七、一六三円のものを購入したが、これを收容する予備電源用局舎の建設工事については二十五年年度は予算処置がとられず、購入品は二十六年一月代金支拂済であるのに製造業者の倉庫に保管され又は同電話局の通路等に置かれたままの状況である。

(七五〇) 電気通信省施設局建築部で、昭和二十五年三月清水建設株式会社に対し鳥取電話局局舎新築工事(鋼筋コンクリート造二階建延九一八平米五)を一一、九六七、三〇〇円(外に官給材五九四、六二五円)で請け負わせ、二十六年二月完成したものがあつた。

右工事は、現設備が磁石式で老朽のため、終局三、〇〇〇端子の自動電話局に改式すべく局舎を建設したものであるが、これと一連の工事であるべき機械設備工事は二十六年年度予算にも計上されていない。

(七五一) 電気通信省施設局施設部で、昭和二十四年度に市外回線増設計画の一環として一の関、盛岡間の搬送電話回線作製を計画し、東北電気通信局をして一の関電話中継所新築工事及びその附帯工事を工事費二、〇二三、五六〇円をもつて施行させ、同工事は二十五年四月に完成している。

しかるに、同中継所に設置すべき搬送装置の新設計画の決定が遅れ、電力工事(一、四四六、〇〇〇円)については二十六年八月二日、機械工事(一、〇五四、〇〇〇円)については九月二十六日予算が示達されたが、十月末現在なお工事は未着手のまゝであり、さきに完成した庁舎は遊休の状況にある。

#### (七五二) 工事の施行に当り計画当を得ないもの

電気通信研究所で、昭和二十六年三月円山建設株式会社に引込道路新設工事を請け負わせ、その代金として四、二二〇、〇〇〇円を支出したものがあつた。

右工事は、庁舎の玄関側敷地が公道に接していないため、公道との連絡のため株式会社グリーン・パーク所有の土地に幅七間、延長二四〇間の引込道路を新設したものであるが、本工事施行に当つては公道からほぼ直線をもつて玄関に向け施行すれば通路は延長二四〇間で足りたものであつたのに、途中約百五十間のあたりからわざわざ玄関を避け方向転換してグリーン・パーク球場(東京スタジアム)沿いに向い施行したため、別途なお約六十間(概算約百万円)の道路を増設しなければ玄関に連絡しないものになつていて、その工事計画当を得ないものである。

#### (七五三) 工事の設計当を得ないもの

(七五三)

(七五四) 北海道電気通信局で、昭和二十五年六月株式会社田中組に金山電話中継所庁舎その他第一期新築工事を

請け負わせ、その工事費として五、七八三、〇〇〇円を支出したものがあつた。

本件は、同月施工し九月完成したものであるが、二十六年一月寒気のため機械室、電源室、電池室等の床コンクリート及び配線溝にき裂凍上を生じ、二十五年十月から施行中の局内装置工事の機器等の施設が障害を受け工事の施行が不能となつたため、二十六年三月一一五、〇〇〇円で仮下水設置工事を、二二〇、〇〇〇円で



電池台基礎その他凍害応急処置工事を、十一月二、三〇〇、〇〇〇円で排水溝新設その他本復旧工事をそれぞれ施行しなければならなくなったものである。

本件庁舎用敷地の三方は隣地より平均五〇糎程度低く、特に境界線に接している電源室、電池室附近は六〇糎程度低く、地下水位もこの附近は地表下一〇糎程度と測定され、この種庁舎の立地条件としては最も危険な状態であるのに、設計に当つて凍害に対する考慮を欠いて盛土工事を施行せず、基礎工事の施行、排水工事の設計に粗漏があつたものと認められる。

(七五四) 関東電気通信局建築部で、昭和二十六年二月根津建設株式会社に四谷電話局増築工事(鋼筋コンクリート造二九坪二二)を工事費一、七五六、八〇〇円で請け負わせ、三月末完成したものである。

右工事のうち、木製窓取設工事三箇所約八坪五五工事費約十一万円は、設計を木製窓として建築許可の申請をしたところ、準防火地区であるので鉄製窓に設計変更することを条件として認可されたのであるが、これよりさき工事に着手し木製窓のまま工事を完成したもので、許可の条件に従つて直ちに工事の設計変更をすべき事態であつたのに、そのまゝ進ちよくさせたため木製窓取こわし工事費を含め、別途利用可能のガラス代を差し引き、約十一万円が不経済な支出となつたものである。

(七五五) 工事の施行時期当を得なかつたため不経済な支出となつたもの

北海道電気通信局で、昭和二十五年中北見峠、丸瀬布間市外電話施設工事の工事費として一八、七二六、

一一三円(うち貯蔵品使用額九、八八二、三一九円)を支出したものである。

右工事は、二十四年度施行の旭川、北見峠間工事に引続き北見峠、丸瀬布間亘長三二軒七五の在来ルートの電信電話統合と六通路路搬送化に要する線條整理を施行するもので、本省から二十五年六月に、十月までに完成すべき旨の工事命令があつたにもかかわらず、同通信局においては九月になつてようやく資材の具体的要求をしたため、主要資材である電柱等の入手が遅れ工事は十二月十五日着工、二十六年三月完成の運びとなり、寒地における悪条件の下に施行したので、適期に施行した場合に比べ、同通信局の計算によるも約百十万円多額に経費を支出する結果となつたものである。

(七五六) 工事が設計どおり施行されていないもの

東海電気通信局で、昭和二十五年中電路工業株式会社外二会社に、名古屋、大垣間三八対搬送ケーブル二條亘長三九軒六の布設を請け負わせ、その工事費として一一、一四〇、〇〇〇円を支出したものである。

右工事は、名古屋、大垣間を三工区に分け前記三会社に二十五年七月から十二月までの期間に施行させたものであるが、その仕様書並びに実施施工図によると掘さく深度はがい、装ケーブル直埋区間亘長三〇、四六九米一のうち一〇、五二八米六の間はケーブル土被一米二、又、一九、九四〇米五の間は土被一米の設計であるにもかかわらず、本院会計実地検査において土被を実測した結果土被一米二の間では〇・九五米から一米一であり、土被一米の間では〇・八二米から〇・八六米であつて、全工区にわたり設計土被に対し平均一六糎の開差があ



る。

右は、工事検査に当り注意が行き届かなかつたものである。

(七五七) 工事の進捗よくは行しその完成が著しく遅延したものの

近畿電気通信局で、京都下局加入者新增設工事(自動)を工事費六、〇九五、六七八円(うち貯蔵品使用額五、七二六、三六三円を含む。)で昭和二十五年十一月着工施行中のものがある。

右は、京都下局に加入者増設のため、加入者四〇〇端子及び中間機器を増設するもので、同年九月に二十六年一月完成予定として工事の認証通知があつたにもかかわらず、工事当初に必要なオーバーフローコンネクターボード三組のうち一組価額約三万円のもの一年経過後の二十六年十月現在まだ到着しないため、基礎工事だけ完成し、すべ付機器約五百万円のを現場に山積して、同年四月以降手待している状況である。

(七五八) 工事が未完成であるのに代金の全額を支拂つたもの

電気通信研究所で、昭和二十五年十一月日本電業工作株式会社(空中線建設)を請け負わせ、その代金として十二月一、九八五、〇〇〇円を支拂つたものがある。しかるに、二十六年八月本院会計実地検査の際調査したところ、同工事は二十五年十二月建柱及び諸材料を搬入したまま工事を打ち切り、現在に至るも架線工事を施行せずそのままの状況であるのに、本工事は完成した取扱をして代金の全額を支拂つているのは当を得ない。

物 件 (七五九) — (七六四)

電気通信省及び管下各局所における貯蔵品の受拂状況を見るに、昭和二十四年度末の在庫高は六十三億六千九百余万円であつたが、二十五年中資材の受入高は拂出高を上回り、年度末には七十億七千余万円の在庫高となり、年度中の総拂出高が百二十九億五千余万円であるのに対し、過大な在庫となつている状況である。

右の在庫高のうちには不適品であつてまだ処分されていないものが約四億八千八百万円、具体的に引当工事を決定した上調達した物品のうち計画変更又は過剰要求等のため地方電気通信資材部の配給局の倉庫に休眠しているものが約十六億四千五百万円含まれている状況であつて、貯蔵品の回転率を悪化し、資金を固定化し、貯蔵品取扱費の増大を招いているものである。

又、貯蔵品から拂い出され事業品として決算された物品の使用状況を見るに、年度末未使用のまま在庫となつているものが工事材料だけで三十三億四千三百万円に達し、そのうちには使用見込のないものが五億千三百万円も含まれている状況であつて、物品の効率的な使用について一層の留意が望ましい。

次に、貯蔵品の購入、使用及び処分の状況を見るに、高価に購入したり、粗悪な物品を検収したり、又、物品の売渡処置が当を得なかつたりした事例がある外、物品の調達と工事施行上の連絡不十分のため資産の休眠化を招いている事例が別項(工事に関する事項参照)記述のとおりある。



なお、契約に当り競争入札の方法を採るのが妥当と認められるもので随意契約によつた事例があり、これは将来適切な処置をとることが望ましい。

これらのおもな事例をあげれば次のとおりである。

(七五九) 不必要に高価な特別規格品を購入したもの

九州電気通信資材部で、昭和二十五年中熊本市大進興業株式会社外一会社から随意契約により地下ケーブル線防護用として鉄平石二條用一〇、〇〇〇枚を一、〇四五、〇〇〇円、コンクリート保護板二條用一〇、〇〇〇枚を一、二五〇、〇〇〇円、同一條用五、〇〇〇枚を六〇〇、〇〇〇円合計二、八九五、〇〇〇円で購入したものである。

右鉄平石及びコンクリート保護板は、他の電気通信資材部購入のものに比べ特別の規格としたため、鉄平石の購入単価は、関東、東海、信越各電気通信資材部で購入したものが二七円から六〇円であるのに対し、九八円又は一一〇円となつており、又、コンクリート保護板の購入単価は、中国、北海道両電気通信資材部で購入したものが四八円五〇から八三円であるのに対し、一二〇円又は一二五円となつている。しかし、鉄平石及びコンクリート保護板の使用状況を見るに、普通規格のもので何ら支障を認められないから、九州電気通信資材部の場合だけ特別の規格とする必要は認められない。

現に、購入品の大部分が二十六年四月本院会計実地検査当時なお在庫のままとなつていた状況であつて、こ

れは購入品の単価が高価なため施設部側で工事予算を超過するので使用せず、普通規格のものを差し繰り充当して工事を施行していたものである。

いま仮に、本品の購入にかえ普通規格のものを購入したとすれば約八十万円節約できたものである。

(七六〇) 物品を高価に購入したもの

電気通信省施設局資材部で、昭和二十五年十一月から二十六年二月までの間に、連合国軍売拂貨物自動車一〇〇台(四分の三屯ウエーポン・キャリヤ二台、同カーゴトラック九八台)を通商産業省から販売実務委託を受けた国際通商株式会社から購入し二七、六九〇、六八六円を支出したものである。

右自動車のうち、カーゴトラック八二台は、通商産業省が所定の整備をしたものを二十五年七月以降値下げして一台二三五、〇〇〇円としているのに、電気通信省では値下げ前の旧価格二五〇、〇〇〇円で契約したため、約百万円を高価に同会社に支拂つたものである。

(七六一) 物品の検収処置を得ないもの

同部で、昭和二十五年二月大同化工株式会社(大阪工場)に対し、ゴム価格一四〇、二四〇円のを官給して指定配給ゴム長靴と同一規格品質のもの九、九九八足を製作させ、その代価(単価は公定価格三五五円のうちから官給ゴム代一四円を差し引いた三四一円)として三、四〇九、三二八円を支拂つたものがあるが、現品の納入に際し規格品質についての検査が全然されなかつたため不良品が納入され、現に、関東電気通信資材部配



給局の在庫量一、五〇〇足については二十六年五月本院会計実地検査当時全量が使用できない状況である。

(七六一) 物品の売渡に当り処置当を得ないもの  
(七六三)

(七六二) 関東電気通信資材部で、昭和二十五年十月那須電機鉄工株式会社外五会社に随意契約により亜鉛地金二〇、二八四疋を二、九九一、八九〇円(単価疋当り一四七、五〇〇円)で売り渡したものである。

右地金は、前記業者が同資材部に納入する架線金物等の鍍金用として売り渡されたものであるが、当時この種非鉄金属は市場在庫量が少く価格騰貴が著しかったのであるから、国の利益を確保する観点からすれば発注製品の官給資材としての取扱をすべきであつたし、又、売り渡すとしても契約の際本件資材を使用した発注製品の納入価格の算定においては資材売渡価格を基準とする旨の條項を設けるべきものであつたと認められる。

しかるに、前記のような契約條項を明記しないで売り渡した結果として同資材部がその後前記業者から購入した架線金物等のうち、二十五年末までの分に使用された九、一〇四疋七六分については疋当り一六〇、〇〇〇円で算定してはいるものの、残りの一一、一七九疋二四のうち二十六年八月末までに納入された分については、八、六八四疋は疋当り二八〇、〇〇〇円、二二〇疋は疋当り三四〇、〇〇〇円、四四疋七一は疋当り三二〇、〇〇〇円、三七五疋九〇は疋当り二九五、〇〇〇円で算定して、売渡単価一四七、五〇〇円に比べて著しく不利をきたしてあり、一、八五四疋六三はなお業者の手持となつてゐる状況である。

(七六三) 近畿電気通信資材部で、昭和二十五年三月から七月までの間に、五回にわたり株式会社安田商店外二会社に硫酸銅四二屯三七七を八八九、五〇一円(単価疋当り一二二円から三四円)で売り渡してゐるものがある。

右硫酸銅は、電話事業には必要欠くべからざるものであり、近畿電気通信資材部の二十五年使用実績は約三十二屯で、うち二一屯六は十月以降電柱用として官給したものであるが、その以前官給しないで購入した硫酸銅注入電柱に使用された本品の単価は二一円から六〇円までであつて前記売渡価格を上廻つており、且つ、その数量も電柱一五、〇〇〇本分約六十五屯に及んでいるので官給資材としての取扱をすべきであつたし、九州電気通信資材部で、二十五年五月から十月までの間に七八屯を疋当り単価四一円から六六円までで購入してゐる実情から見ても、特に売渡の要はなかつたものである。

現に、二十六年六月に至り前記株式会社安田商店から一三屯を二、八八五、〇〇〇円(単価疋当り一四五円)で購入してゐる状況である。

(七六四) 物品の購入に当り契約手續当を得ないもの  
電気通信研究所で、昭和二十五年中丸日工業株式会社外一〇名から随意契約により衣、箱等価額一三、五七四、九二五円のものを購入したものがあつた。

右は、急迫の際で競争に付する暇がないものとは認められず、又、本件物品は衣、箱、机、椅子、じゅうたん、短靴、ゴム長靴、シャツ等通常の市販品であつて、契約の性質又は目的が競争を許さないものとは認められ



ず、しかも三十万円をこえる物品の買入であるから一般競争又は指名競争に付すべきであるのに、随意契約によつたのは当を得ない。

なお、前記衣こう箱三、九一〇、〇〇〇円のものの持込みは業者負担の契約であつたのに、同研究所で持込費八〇、九四五円を負担しているばかりでなく、同品が実際納入されたのは二十五年十二月であつたのに同年九月その代金全額を支拂つている。

役 務 (七六五)―(七七〇)

(七六五)  
(七六八) 物品運送費が高価なもの

電気通信省における物品運送契約は、昭和二十四年度約三億千八百万円、二十五年約二億三千四百万円に達して、その多くのものは随意契約によつて、契約価額の基本となつて、予定価格の算出内容を見ると相当不経済な見積となつて、そのおもな事例は次のとおりである。

(七六五) 電気通信省施設局資材部(昭和二十四年五月以前は通信省資材局)で、二十四年度中に物品運送費として約一億三千六百万円を、又、関東電気通信資材部で契約し、関東電気通信局で二十五年一月から三月までの間に物品運送費として二千七百五十三万九千余円を支出したものである。

右は、いずれも業者からの見積に対し、検討せずそのまま随意契約したため、運賃料金に関する統制額の適用を誤り、たとえば小口扱貨物の集配料の計算を荷車、リヤカーによらないで貨物自動車賃率によつたもの又は重量制とすべきものを専属制としたもの、貨車積卸料によるべきものを過大な上乗人夫賃を計上したものがあつたため、施設局資材部の計算によつてもなお前者において約二千六百万円、後者において約四百四十万円は高価に當つている。

又、関東電気通信資材部で契約し、関東電気通信局で二十五年に物品運送費として五五、六〇六、〇四六円を支出したものである。

右のうち、一六件契約金額五、六四五、一八一円のものについて見ると、これは二十四年度と全く同様な計算方法をもつて積算された予定価格五、七二二、二三七円に基いて随意契約されたもので、本院において検討した結果判明したものだけでも約百二十万円は高価に當つている。

なお、本院の注意により二十六年以降の分については是正された。

(七六六) 電気通信研究所で、昭和二十五年十月武蔵野新庁舎集中に伴う同所五反田本部及び神代、辻堂両分室からの貨物自動車による移転運送を株式会社通信遠藤組外二会社に請け負わせ、総額七、六七九、〇〇〇円を支出したものである。

右運送費は、貸切貨物自動車運賃率(昭和三十二年物価庁告示第三百四十三号)の重量制によつて予定価格を



神代、五反田及び辻堂につき、それぞれ普通物品一台当り三、九九四円、四、六四〇円、八、三五〇円とし、又、重量物品一台当り七、一六〇円、一〇、三八〇円、一四、九六〇円として、自動車所要数一、一七〇台と見込み総額七、九〇〇、六〇〇円として指名競争契約に付したものであるが、貨物の重量が詳細判明していなかつたもので所要台数が適当であるかどうかについての確認ができないばかりでなく、本件のように多量の移転荷物を短期間に運搬し、その運送区間も短距離で一日に一、二往復できる場合には同運賃率の専属制によつて実施するのが得策である。

いま仮に、右の運送を専属制によつたものとし、貨物重量は同研究所の見込んだ台数一、一七〇台がすべて満車するものとして四、六八〇屯と算定し、これを五反田、神代の分は二往復、辻堂の分は一往復運送するものとして、所要台数を八五六台と計算し、又、運賃割増率、運送距離を同研究所の当初の積算のとおりとし、貨物積卸料及び移送料を通運事業運賃(昭和二十五年物価庁告示第百二十号)により計算すれば、総額約六百万円となり、これを基本として契約したとすれば有利な結果を得たものと認められるものである。

(七六七) 同研究所で、昭和二十五年中貨物自動車による物品の運送を通信遠藤組外一会社に請け負わせ総額三、六八七、二一五円を支出したものである。

右は、業者からの見積りに対し検討をせず、そのまま随意契約したため、運賃、料金に関する統制額の適用を誤り、満車でない場合には満車運賃の八割とすべきであるのに満車したものとしての運賃を計算し、貨物積卸運搬に要する経費は貨車積卸料及び二〇米以上の横持作業については移送料とすべきであるのに上乗人夫賃を計上し、支拂う必要のない待時間料金を計算したものがあつたため、本院で検討した結果判明したもののだけでも約五十七万円は高価に當つている。

(七六八) 電気通信省施設局建設部で、昭和二十五年五月から十月の間に、株式会社三朝組外一会社に各種工事材料の荷造及び運送を随意契約で請け負わせ、その代金として総額一、二九九、七〇六円を支出したものである。右のうち、四一二、一四〇円は運送料金であるが、これについては走行料数及び積載重量が判明しているから重量制を適用することが得策であつて、重量制によつたものとするれば実車運賃八三、五四一円、空車廻送料三、一一一円、積卸料三二、八六五円計一一九、五一七円で足りるのに、すべて貨物自動車専属制による料金で見積り支拂つているため著しく高価になつている。

(七六九) 青写真焼付料の高価に失するもの

(款)事業支出 (項)建設改良費

電気通信省施設局建設部で、昭和二十五年中に一八回にわたり随意契約で合資会社五星舎に青写真の焼付を請け負わせ、その代金として一、六七四、二四九円を支拂つたものがある。

右契約の一枚当り単価は、同局資材部が前記業者と契約している同種の青写真焼付料に比べ、左のとおり著



しく高価なものとなつてゐる。

版 別	二十五年四月—七月		八月—十二月		二十六年一月—三月	
	建設部	資材部	建設部	資材部	建設部	資材部
全 版	五四	二七	四〇	二七	四〇	二八
1/2 版	三二	一八	二〇—二五	一八	二〇	一八
1/4 版	一九	一一	一六	一一	一六	一二
1/8 版	一一	七	一〇	七	一〇	八

右は、調査が十分でなかつたため契約単価が高価に失したものと認められ、もし、資材部の単価をもつて契約したとすれば約五十七万円は節減することができたものである。

(七七〇) 人夫賃高価に失するもの

(款)事業支出 (項)業務費

電気通信研究所で、昭和二十五年四月から二十六年七月までの間に、中村某外二名に同所五反田本部、辻堂、神代各分室及び武蔵野庁舎の清掃整理等の雑役作業を請け負わせ、その代金として総額三、三一七、三四〇円(うち二十六年分九四〇、〇〇〇円)を支出したものがあつた。

右請負契約によると、人夫賃単価は一般職種別賃金によることとなつており、作業の内容は雑役人夫による庁舎内外清掃整理等の作業であつて、軽作業に属するものが多いにもかかわらず、前記一般職種別賃金の雑役の職種中軽作業の賃金額(一二八円から一二三元、二十六年一月十日以降二三五円から二二五円)を勘案するこ

となく、いずれも重作業の標準額(二六〇円、二十六年一月十日以降二七五円)をこえ、うちには最高額(三二二五円、二十六年一月十日以降三四四円)をこえて支拂つてゐるものもある。

財務諸表 (七七二) — (七七五)

電気通信事業特別会計の財務諸表について科目計理の当否を見るに、管繕工事等につき建設勘定支弁とし固定資産の増として計理すべきものを、模様替工事として損益勘定支弁としているものが多く、又、未收金、未拂金の計上もれとなつてゐるもの、余剰物品について正規の処理がとられていないもの、使用済の物品について決算がされていないものなどがあり、そのため資産の増減及び事業の損益が適確に表示されていないこととなる。

又、損益勘定支弁の需品費の支出額は、例月平均七億四程度であるのに、昭和二十六年三月の支出額は四十億二千五百万円に上り、年間支出額百十七億八千八百万円の三四%に達している状況であるが、このうちには二十六年度に必要なものを二十五年予算でまかなつたものもあると認められ、そのため二十五年の損費を必要以上に増加計上していることになる。

又、建設勘定の工事直接費支弁の貯蔵品使用額は例月平均五億七千万円程度であるのに二十六年三月の支出額は四十五億七千二百万円に上り、年間支出額百八億六千九百万円の四二%に達している状況であるが、この



大部分は工事用として使用されることなくそのまま未完成工事に振り替えられており、予算消化上貯蔵品が未完成工事とされたに過ぎないものといわざるを得ない。

右についてもな事例をあげれば次のとおりである。

(七七二) 経費の支弁勘定科目及び固定資産の計理当を得ないもの

(1) 電気通信省経理局及び北陸、近畿、中国各電気通信局で、昭和二十五年十月から二十六年三月までの間に、それぞれ損益勘定支弁で施行した庁舎だん房設備工事計一三、〇四八、〇〇〇円はいずれも新たに石炭輸送装置、汽かん、パイプ、放熱器等だん房設備を施行したものであるから、建設勘定支弁として計理すべきものである。

なお、そのうち本省経理局及び北陸電気通信局分六、一四一、〇〇〇円は年度末に固定資産に計上されていない。

(2) 電気通信研究所で、二十五年中に損益勘定支弁で施行した武蔵野庁舎第四号館模様替工事外五件六三、一〇六、一三七円は、いずれも新営のものとはほとんど変らない程度に庁舎の模様替をしたものであるから、その経費は建設勘定支弁として計理すべきものである。

(3) 四国電気通信局で、二十五年七月実施した市外電話回線増設工事(局内)の物品使用額は八九九、九二九円が正当であるのに、使用物品価額を二重計理するなどの誤りにより一、二〇八、二六二円としたため三〇八、

三三三円だけ固定資産に過大計上となつてゐる。

(七七三) 経費の年度区分に関する計理当を得ないもの

(1) 信越電気通信局で、昭和二十六年三月診療用寝台三台外五〇二点価額四、九〇一、八一五円のを業務費で決算しているが、本件物品はこれを使用する予定の長野通信病院の庁舎建設が十一月着工、二十七年十二月完成の予定であるから、二十六年以降の業務費の対象となるべきものである。

(2) 東京丸の内七電気通信管理<sup>(註)</sup>所及び東京無線、東京国際無線両管理<sup>(註)</sup>所で、二十五年中に保守工事に必要な物品として、総額一二七、六六四、一七八円に上る貯蔵品の拂出を受け、そのうち約八千百万円のを年度中に使用箇所に拂い出しながら、二十五年予算による処理がされていない。

(註) 東京丸の内、東京京橋、東京新宿、東京大田、東京港、東京台東、東京豊島、東京墨田各電気通信管理<sup>(註)</sup>所

(七七三) 未収金に計上しなかつたもの

(1) 東京京橋電気通信管理<sup>(註)</sup>所で、銀座電話局の取扱に係る昭和二十五年中の警察電話の装置料及び専用料計一〇、〇二四、〇〇四円が未収金に計上されていないなかつたので、二十六年四月本院会計実地検査の際注意したところ未収金に計上した。

(2) 電気通信省経理局で、二十五年中に連合国軍及び国際連合軍関係のサービスを提供したもののうち、年度内に歳入の徴收決定をしなかつたため、未収金として計上されていないものがある。



すなわち、サービス提供額五、四三一、一八五、四四七円のうち代金が収納された二、六九九、一九四、九五二円だけを徴収決定し、他は年度末までに軍の認証がなかつたので徴収決定できなかつたとのことであるが、毎月のサービス提供額は翌月末軍に要求され、従来おちむねその要求額どおり認証されているので、年度末までの要求額四、八七三、六四八、五三六円のうち収納済額を差し引いた金額二、一七四、四五三、五八四円は未収金として計上すべきものと認められる。

(七七四) 未拂金に計上しなかつたもの

電気通信省経理局で、期末決算に当り一般会計繰入金一、四九二、〇〇〇円が未拂金に計上もれとなつてい

る。  
右繰入金は、労働省に対する特別会計失業退職手当負担金の第四・四半期分であつて、昭和二十六年三月三十日労働省から納入の告知を受けながら未拂金に計上する手続をとらなかつたものである。

(七七五) 余剰物品について正規の処理がとられていないもの

(1) 関東、九州両電気通信局で、昭和二十四、二十五両年度に建設勘定及び損益勘定支弁で貯蔵品から買受決算した工食用物品のうち、工事が既に完成しているのに未使用残品で未処理となつているものが、二十六年六月及び七月本院会計実地検査当時建設勘定で八、二五四、〇五〇円、損益勘定で六、八二二、一五二円ある。右のような残品は、工事完成後すみやかに貯蔵品へ売りもどし、決算計理を適確にすべきものである。

(2) 電気通信研究所で、二十四年度に施行した同所一号館改修工事に伴つて発生した撤去品鉄骨一三〇屯余価額約八十五万九千円のを二十五年十二月建築部から引継を受けながら資産に計上していな

不正行為

(七七六) 職員の不正行為に因り国に損害を與えたもの  
(七八五)

関東電気通信局管内東京丸の内電気通信管理所外九箇所で、昭和二十四年八月から二十六年六月までの間に、関係職員により保管金、電報電話収入金等をほしいまゝに領得されたものが、左のとおり一〇件計一五、五六一、九九六円(うち二十六年十月末現在補てんされた額三二五、七二四円)ある。

庁	名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(七七六)	関東電気通信局管内東京丸の内電気通信管理所	電気通信事務官 水越 某	二五、九から二六、三まで	一〇、〇〇〇、〇〇〇
(七七七)	武蔵府中電報電話局	同 中村 某	二五、三から二五、八まで	一九一、九四六
(七七八)	東海電気通信局管内四日市電報電話局	同 三輪 某	二五、五から二五、八まで	三二六、三八〇
(七七九)	近畿電気通信局管内大阪天満電気通信管理所	同 谷村 某	二五、三から二五、一三まで	五五五、一三八
(七八〇)	加古川電気通信管理所	同 神吉 某	二五、九から二五、一三まで	三二五、九八五
(七八一)	九州電気通信局	同 高木某外三名	二五、一〇から二五、一〇まで	二〇二、四五四



庁名	関係職員	不正行為年月	不正行為金額
(七八二) 九州電気通信局管内	電気通信事務官 田中 某	二五、五から 二六、二まで	五五一、〇〇〇 円
(七八三) 福岡東電話局	出納員 福島 某	二五、六から 二五、七まで	三八六、三二六
(七八四) 門司電話局	電気通信事務官 吉沢 某	二四、八から 二六、六まで	二、五六七、三六七
(七八五) 東北電気通信局管内 宮古電気通信管理所	同 中村 某	二五、四から 二五、八まで	四六五、四〇〇
計			一五、五六一、九九六

第十二 労働省

不当事項

(一般会計)

未収金

(七八六) 失業対策事業費補助金の超過交付となつているもの

(部)雑収入 (款)雑収入 (項)弁償及返納金

東京都で、公共団体である都が昭和二十四年度失業対策事業費を七一〇、七六七、二八五円として精算したも

のに対し、二十四年度に補助金四七四、四〇三、七五九円を交付しているが、本院においてその精算状況を検査したところ、二十五年三月元東京都主事補上田某のために、へん取された一、四八〇、〇〇〇円、二十六年四月東京労働基準局から返還を受けた労働者災害補償保険保険料一、六八六、一七二円計三、一六六、一七二円の補助対象とすべきでないものが補助基本額に含まれており、これに対する補助金相当額二、一一〇、七八一円が超過交付となつている。

予算経理

(七八七) 補助金の精算に当り処置当を得ないもの

(部)社会及労働施設費 (款)失業対策事業費 (項)失業対策事業費

宮崎県で、昭和二十四年九月から二十六年二月までの間に、同県延岡土木出張所及び延岡市が実施した失業対策事業の労力費に対する補助金(補助率三分の二)として公共団体である県に九、六七六、二五四円(うち二十四年度分一、二二五、八八七円)、延岡市に八、三一一、二八三円(うち二十四年度分六七七、二五〇円)計一七、九八七、五三七円を支出したものである。

右は、失業対策事業として実施した街路整備事業等に要した労力費を県の分一四、四九九、七四九円(うち二十四年度分一、八三八、八三〇円)、市の分一二、七三二、五九五円(うち二十四年度分一、二七八、一二二円)計二



七、二二二、三四四円として精算したものであるが、二十六年四月本院会計実地検査の際調査したところ、右補助基本額のうちには、架空の名義により又は重複して支拂つた賃金で補助の対象とすべきでないものが県の分二二四、〇八五円(うち二十四年度分三四、六三二円)、市の分一九八、五九三円(うち二十四年度分二二、七八一円)計四一二、六七八円あり、結局補助金二七五、一九九円が補助超過となつてゐる。

(失業保険特別会計)

予 算 経 理

(七八八) 架空の名義により支出したもの  
(七八九)

(款)業務取扱費 (項)職業官署業務費

(七八八) 東京都労働局で、昭和二十五年四月から二十六年七月までの間に、架空の名義により又は正当支拂額に付掛して自動車借上料、印刷代等一、二四四、九五三円(うち二十六年分八〇、一一〇円)を支出し、これを会議費、諸手当等に使用したものである。

(七八九) 大阪府労働部で、昭和二十五年五月から二十六年七月までの間に、架空の名義により又は正当支拂額に付掛して自動車借上料等四四一、〇四九円(うち二十六年分一五、三七〇円)を支出し、うち四一四、二九七円

を会議費、諸雑費等に使用し、残りの二六、七五一円は国の歳入に納付したものである。

(労働者災害補償保険特別会計)

(失業保険特別会計)

不正行為

(七九〇) 職員的不正行為に因り国に損害を與えたもの  
(七九八)

吉原労働基準監督署外八箇所、昭和二十四年九月から二十六年二月までの間に、関係職員により収入金、前渡資金等をほしきままに領得されたものが、左のとおり九件計六、四五七、一〇八円(うち二十六年十月末現在補てんされた額一、四〇二、一二三円)ある。

庁 名	関 係 職 員	不正行為期間	不正行為金額
(七九〇) 吉原労働基準監督署	分任収入官吏 労働基準監督官	二五、九 二六、二 月	四〇九、九七九 円
(七九一) 津公共職業安定所	庶務課 中山某外二名	二五、一 二六、一 五から 一まで	二〇〇、七〇八



第二章 第四節 第十二 労働省 (七九二―七九八)

庁名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(七九二) 洲本公共職業安定所	庶務課 藤田 某	二五、七から九まで	二三〇、四九七円
(七九三) 奈良	同 宇佐美 某	二六、一から五まで	一三一、〇八一
(七九四) 桜井	同 軒 某	二五、九から一〇まで	一〇六、七〇〇
(七九五) 唐津	庶務課 志賀某外一名	二四、一〇から一〇まで	二三四、三七三
(七九六) 八代	庶務課 山崎 某	二四、一一から一まで	一七六、五五九
(七九七) 兵庫県労働部	失業保険徴収課 松本某外一名	二四、九	四、四二七、五二一
(七九八) 熊本県労働部失業保険徴収課	事務補佐員 田某	二五、四	五三九、六九〇
計			六、四五七、一〇八

是正させた事項

未 收 金 (七九九)―(八三二)

(七九九) (八一四) 労働者災害補償保険料等の徴収不足を是正させたもの

(労働者災害補償保険特別会計) (款)労働者災害補償保険収入 (項)保険料収入 外一科目  
 労働者災害補償保険料及び追徴金の徴収不足をきたしたものに対し、本院会計実地検査の結果これを是正させたものが一四、五二七、五八九円あり、そのうち一事項五万円以上のものを労働基準局ごとに集計すると左のとおり一六件計一、一〇九、二九〇円である。

労働基準局	保 險 料	追 徴 金	不 足	納 付 義 務 者
(七九九) 北海道	九七、七八三円	九七、一七九	一、〇六八、九六二	輪西海陸作業株式会社外六事業場
(八〇〇) 岩手	二九九、二二六	二九、九三三	三二九、一四九	日本製鉄鉱業株式会社釜石鉱業所
(八〇一) 千葉	一四八、一六八	一四、八一七	一六二、九八五	野田醤油株式会社外一事業場
(八〇二) 東京	五〇九、二九九	五〇、九二九	五六〇、二二八	帝都高速交通営団
(八〇三) 神奈川	二五〇、三六三	二五、〇三六	二七五、三九九	三菱石油株式会社
(八〇四) 新潟	六二六、五四三	六二、六五三	六八九、一九六	昭和土木株式会社外四事業場
(八〇五) 長野	一七二、四二六	一七、二四一	一八九、六六七	日本通運株式会社
(八〇六) 静岡	二二九、四一七	二二、九四一	二五二、三五八	浜松市外二事業場
(八〇七) 愛知	六二九、四三六	四九、八八一	六七九、三一七	伊奈製陶株式会社外三事業場
(八〇八) 兵庫	五五、五六五	五、五五六	六一、一一一	株式会社大林組
(八〇九) 和歌山	七七、五三二	七、七五三	八五、二八五	和歌山県西牟婁郡周参見町
(八一〇) 岡山	一一九、七三七	一一、九七四	一一一、七一一	日本通運株式会社岡山支店
(八一〇) 高知	二六三、六七九	二六、三六八	二九〇、〇四七	株式会社嘉炭坑外二七
(八一二) 福岡	六、五一五、三七九	六五一、五四〇	七、一六六、九一九	田籠鉱業株式会社
(八一三) 大分	五九、七八九	五、九七九	六五、七六八	富士紡績株式会社大分工場
(八一四) 宮崎	九一、九八〇	九、一九八	一〇一、一七八	下田井堰水利組合
計	一、〇二〇、三三二	一〇八、九六八	一、一〇九、二九〇	

第二章 第四節 第十一 労働省 (七九九―八一四)



(八一五) 失業保険特別会計 (款) 失業保険収入 (項) 保険料収入 外一科目  
(八三二) 失業保険保険料等の徴収不足を是正させたもの

(失業保険特別会計) (款) 失業保険収入 (項) 保険料収入 外一科目  
失業保険保険料及び追徴金の徴収不足をきたしたものに対し、本院会計実地検査の結果これを是正させたものが二〇、六二五、一二九円あり、そのうち一事項五万円以上のものを都府県ごとに集計すると左のとおり一八件計一六、八五四、三二四円である。

都府県名	徴収不足		納付義務者
	保険料	追徴金	
(八一五) 青森県	二二八、二五一円	三七、〇四三円	青森銀行外一事業所
(八一六) 岩手県	六一、二五〇	六一、二〇〇	日本通運株式会社大船渡支店
(八一七) 宮城県	二七二、七五六	二七、一一〇	東北配電株式会社仙台営業所外二事業所
(八一八) 栃木県	一、〇九六、二六四	六二、九七〇	関東配電株式会社栃木支店外八事業所
(八一九) 千葉県	一、一二二、八六三	九四、五三〇	日本通運株式会社千葉支店外七事業所
(八二〇) 東京都	二、三三七、四〇九	二、三三三、四七〇	帝都高速度交通営団外八事業所
(八二一) 新潟県	八三二、四九一	六四、四〇四	日本通運株式会社高田支店外三事業所
(八二二) 岐阜県	二、二二〇、五八九	二二一、九七〇	大垣共立銀行外一六事業所
(八二三) 滋賀県	四八六、六四七	四八、六六〇	日本通運株式会社彦根支店外二事業所
(八二四) 大阪府	一八五、九四一	一八、五八〇	石原産業株式会社社外一事業所
(八二五) 兵庫県	六七二、八五六	七〇、八〇〇	尼崎製鉄株式会社社外二事業所
(八二六) 和歌山県	二〇八、九五八	二〇、八三〇	東亜燃料工業株式会社社外一事業所
計	一五、二九八、二八七	一、五五六、〇三七	

都府県名	徴収不足	納付義務者
(八二七) 岡山県	六〇〇、八三八	神島化学工業株式会社神島工場外一事業所
(八二八) 山口県	八八七、三六五	宇部興産株式会社社外四事業所
(八二九) 徳島県	二二二、三九五	阿波商業銀行外一事業所
(八三〇) 福岡県	二、六六五、五九〇	三井鉱山株式会社田川鉱業所外四事業所
(八三一) 大分県	五五二、六九二	日本通運株式会社佐伯支店外二事業所
(八三二) 宮崎県	六三三、一三二	日本バルブ工業株式会社日南工場
計	一五、二九八、二八七	

第十三 建設省

不当事項

(一) 一般会計

予算経理 (八三三) — (八七二)

(八三三) 直轄工事の経理が著しくびん乱しているもの  
(八六八)

(部) 公共事業費 (款) 一般公共事業費 (項) 河川事業費 外五科目  
建設省管下各地方建設局が直管施行する河川、道路の改修、災害復旧等の工事については、昭和二十六年中  
第二章 第四節 第十二 労働省 (八二七—八三二) 第十三 建設省



一三八工事事務所及び四工作事務所のうち四七事務所の会計実地検査を実施したが、東北外四地方建設局管内最上川下流外二九工事事務所及び松山工作事務所において正規の経理をすることなく工事費から架空の人夫賃、材料購入費等の名義により支拂に立て又は予算外に借入金をするなどの方法により総額四四七、九五四、七七六円の資金をねん出し、これを工事請負代金、労力費、材料購入費、給料諸手当及び超過勤務手当等に使用したものが四一、〇一五、二二三円に上り、本院会計実地検査当時その残額三五、九三九、五五二円をそれぞれ手元に保有していた状況である。

しかしして、各事務所においては、それぞれ資金前渡官吏が置かれ、工事に使用するため前渡資金を交付されているにもかかわらず、このように架空の経理を行い、多額の手元現金を保有し自由にこれを使用したもので、その現金はおおむね国の工事の労力費、材料購入費等に還元されているが、予算外の用途又は予算以上に使用したものに給料諸手当一四、六七五、九五二円、職員厚生費八、五四三、八五二円、食糧費三、一四四、三一〇円、本局送金二、三七三、一四三円、河川読本代一、二〇九、九三二円等がある。そのうち給料諸手当は主として定員外の職員に対するものであり、本局送金のうち二、〇〇〇、〇〇〇円は鬼怒川工事事務所から関東地方建設局に送付したもので、同局では二十三年度に株式会社松崎商会から購入した銅線を同商会に保管させたことに整理したもの(昭和二十三年年度決算検査報告第五八七号参照)のうち、結局未納となつた一三屯余を補うため同品を阪根産業株式会社から一、九二七、〇五〇円で購入し、残額を通信資材代及び食糧費に充てたものである。又、

河川読本代は、各地方建設局が売さばきを依頼された河川読本五十四万二千部単価二〇円(一事務所当り最高三万八千部割当)の一部の代金支拂に充てたものである。

又、二十六年五月鬼怒川工事事務所氏家出張所においては宿直職員が殺害されて保管中の現金八〇〇、〇〇〇円盗難にあり、信濃川工事事務所長岡出張所においては職員が四、四三七、〇四四円を自宅に保管中横領容疑をもつて起訴され、又、利根川下流工事事務所においては二十五年末に三、一五六、七八五円を各出張所長及び派出所主任に分割保管させ、その一部は私金と混用されていた状況である。

いま、本件不正規経理の事務所別内訳を示せば左のとおりである。

地方建設局 又は 工作事務所	ねん出		使途		実地検査年月
	金額	期間	金額	期間	
(八三三) 東北 最上川下流	二五、六九、二五円	三年度から五年度まで	二五、四三〇、五五円	三年度から四年度まで	二、三、六、四
(八三四) 同 阿賀川	四、一三、七四円	三、七から三、一〇まで	四、八二、一〇六	三、七から三、一〇まで	二、二、〇、六
(八三五) 同 最上川上流	三、五、四七、七二円	三年度から三、六まで	二、七、八、四、八、九	三、二から三、六まで	六、六、五、二、八、一



第二章 第四節 第十三 建設省 (八三六—八四七)

二七八

地方建設局	工事事務所	金額	方	法	期間	金額	使	途	期間	手元保有高	実地検査年月
(八三六)	東北 北上川下流	一五、七〇三、七五	架空	勞力費	三、七から 三、七まで	七、七三三、三三	勞力 材料 機械器具修理費等	費	三、七から 三、一まで	八三〇、九〇九	二、六 四
(八三七)	同 名取川	七五、一七七	架空	勞力費	三、五、八	七五、一七七	勞力 材料 河川疏本購入代	費	三、五、八	〇	〇
(八三八)	同 岩木川	一九九、九七五	架空	勞力費	三、五	一九九、九七五	勞力 材料 河川疏本購入代	費	三、五	〇	〇
(八三九)	同 江合、鳴瀬 兩川	一八四、六八〇	架空	勞力費	三、五	一八四、六八〇	勞力 材料 河川疏本購入代	費	三、五	〇	〇
(八四〇)	同 湯 沢	六五、〇〇〇	架空	勞力費	三、六	六五、〇〇〇	勞力 材料 河川疏本購入代	費	三、六	〇	〇
(八四一)	同 米代川	五八、七〇〇	架空	勞力費	三、五	五八、七〇〇	勞力 材料 河川疏本購入代	費	三、五	〇	〇
(八四二)	同 阿武隈川下 流	五七、六〇〇	架空	勞力費	三、七	五七、六〇〇	勞力 材料 河川疏本購入代	費	三、七	〇	〇
(八四三)	同 馬 溯 川	四六、一八五	架空	勞力費	三、一〇	四六、一八五	勞力 材料 河川疏本購入代	費	三、一〇	〇	〇
(八四四)	同 雄物川下流	一七、九四〇	架空	勞力費	三、五	一七、九四〇	勞力 材料 河川疏本購入代	費	三、五	〇	〇
	計	三、五九、四五一、六八〇				三、四二、九二五、七四				一、六、五、五、九〇六	
(八四五)	関東 鬼怒川	三、六二〇、一七〇	架空	勞力費	三、五、三から 三、五、三まで	二、九〇、九二、六九	勞力 材料 委託工事労力費等 本局送金等	費	三、五、三から 三、九、九まで	二、五、二、九、九〇一 (うち八〇、〇〇〇円盗難)	〇 〇 〇 〇
(八四六)	同 信濃川	六、七三三、一七	架空	勞力費	三、三、九から 三、三、三まで	八、九、七、七八	勞力 材料 超過勤務手当等	費	三、三、九から 三、三、三まで	五、九、二、三、九九	〇 〇
(八四七)	同 利根川下流	六、三二五、五五	架空	勞力費	三、五、一から 三、四、四まで	三、五、八、七、五〇	勞力 材料 工事請負代	費	三、五、一から 三、四、四まで	三、一、五、六、七、五	〇 〇

(八四八)	同 富士川	四、一七六、五〇五	架空	勞力費	三、六、三から 三、四、四	四、一、六、〇、五	勞力	費	三、六、三から 三、四、四	〇	〇
(八四九)	同 五十里	三、八八七、三六二	架空	勞力費	三、三	二、四、四、一、九四	勞力	費	三、三	一、四、五、三、〇、六八	〇 〇
(八五〇)	同 京 浜	二、五四六、〇〇〇	架空	勞力費	三、四	一、〇、一、一、七、七	勞力	費	三、四	一、五、三、四、一、三三	〇 〇
(八五一)	同 江戸川	六、四二一、一五四	架空	勞力費	三、四	一、九、七、三、四、一	勞力	費	三、四	四、四、四、八、二	〇 〇
(八五二)	同 荒川上流	五、七五〇、六二	架空	勞力費	三、五、四から 三、二、三まで	五、七、五、〇、五	借入金返済 河川疏本購入代 等	費	三、五、四から 三、二、三まで	八	〇 〇
(八五三)	同 利根川水系 砂防	四、〇、九、六〇	架空	勞力費	三、二、一から 三、四、三	六、〇、七、七〇	勞力	費	三、二、一から 三、四、三	四、〇、一、九〇	〇 〇
(八五四)	同 小貝川	三、〇、五、五七	架空	勞力費	三、四	五、三、三、三	勞力	費	三、四	二、五、三、一、二五五	〇 〇
	計	五、七、七、一、八〇				四、一、五、七、七、一、六一				一、五、六、九、四、六、四二	〇 〇
(八五五)	中部 金 沢	二、九、九、二、六六	架空	勞力費	三、五、一〇から 三、二、三まで	〇	材料 乗用自動車購入 費用 超過勤務手当等	費	三、五、一〇から 三、二、三まで	四、七、七、六、九	〇 〇
(八五六)	中国 渡 川	七、五、六、二、六〇	架空	勞力費	三、五、一から 三、八、八まで	七、一、四、八、四、九〇	材料 乗用自動車購入 費用 超過勤務手当等	費	三、五、一から 三、八、八まで	四、七、七、六、九	〇 〇
(八五七)	同 重信川	四、二、九、二、〇二六	架空	勞力費	三、三、四から 三、五、二まで	四、二、五、一、二〇六	借入金返済 費用	費	三、三、四から 三、五、二まで	三、九、八、一〇	〇 〇
(八五八)	同 肱 川	二、六、四、二、八一九	架空	勞力費	三、二、二から 三、二、三まで	二、六、三、二、三三	旅 超過勤務手当等 費用	費	三、二、二から 三、二、三まで	一、〇、二、八、六	〇 〇
(八五九)	同 岡山第二	二、三、六、一、七二	架空	勞力費	三、二、四から 三、二、八まで	二、一、四、〇、三、六〇	勞力 超過勤務手当等 費用	費	三、二、四から 三、二、八まで	三、三、五、八、一〇	〇 〇

第二章 第四節 第十三 建設省 (八四八—八五九)

二七九



地方建設局 又は 事務所	金額	方 法	出 期 間	使 用 途	手元保有高	実 地 査 地 年 月
(八六〇) 中国 四国 吉野川	二二八、六五五	架空修理費	二五、四から 二六、三まで	機械器具修理 超過勤務手当等	〇円	二六、二
(八六一) 同 松 山	一八五、二一八	架空修理費 架空労力費	二五年度	物品 超過勤務手当 旅費等	〇	〃 九
(八六二) 九州 八 代	四五三、九三三	架空労力費等	二四、五から 二六、三まで	労力費 食糧費等	二七〇	〃 七
(八六三) 同 大 淀 川	二八三、七三三	架空労力費 借入金等	二五、二から 二六、三まで	職員給料 借入金返済 物品費等	〇	〃 〃
計	一、〇〇八、六五五				七三六、六	
合 計	四、七九五、四七六				二、七〇一	
					三、九三九、五五二	

(八六四) なお、右の外事実にはならない経理を行い、借入金により工事を施行し又は多量の帳簿外物品を保有している  
(八六八) たものが次のとおりある。

(八六四) 荒川上流工事事務所で、改修工事の労力費として経理された二六二、〇〇〇円は、その実附帯工事に使用されたもので、事実にはならない経理をしたため附帯工事地元負担金八万七千余円を徴収することができなかつたものである。

(八六五) 高岡工事事務所で、昭和二十四年度中使用した労力費一、三二〇、四七〇円、地元からの借入金で購入した材料五四八、二九四円を二十五年度予算から支拂い又は返済している。

(八六六) 天神川工事事務所で、架空の移転補償費五一〇、一六五円を支拂に立て借入金の利子に充てている。

(八六七) 松山工事事務所で、予算を無視して物品を購入したため四、〇五〇、二二四円が支拂不能となり、翌年度予算から支拂つたものがあり、又、債権者に交付すべき小切手を現金化しこれを他の支拂に充てるなどしたものが四、〇二二、一六三円ある。

(八六八) 信濃川工事事務所で、コンクリートパイプ、鉄線等の工用資材総額一、四五六、六一二円を工事に使用したこととして帳簿外に保有し、又、渡川工事事務所で、帳簿外物品丸鋼等約十八万円を本院会計実地検査当時附近の農業協同組合倉庫外一箇所に移し替を保管していたものがある。

(八六九) 経費の年度区分をみだつたもの

(部) 公共事業費 (款) 一般公共事業費 (項) 河川事業費 外一科目  
関東地方建設局で、昭和二十五年中利根川下流及び鬼怒川両工事事務所において年度内に工事が未完成又は材料が未納入であるのに、その代金の全額を支出したものが左のとおり一〇、七三二、四一一円ある。

(1) 請 負 工 事



工事事務所	工 事	契約年月	契約金額	請 負 人	年度内 出来高	支出年月	完成年月	
利根川下流	取手堤防増補	二五、一一年	一、二五四、〇〇〇	株式会社間組	八七%	二六、四月	二六、七月	
	川原代第五号堤防増補	二六、二月	二、二四〇、〇〇〇	株木建設株式会社	八〇	二六、四月	二六、七月	
	第一号堤防増補	二六、三月	一、二〇〇、〇〇〇	株式会社康平組	七〇	二六、四月	二六、七月	
	押付堤防災害復旧	二六、三月	四五〇、〇〇〇	株木建設株式会社	五〇	二六、四月	二六、七月	
	加納新田堤防災害復旧	二六、三月	六二七、〇〇〇	扶桑土木株式会社	三〇	二六、四月	二六、七月	
	津之宮堤防災害復旧	二六、三月	七一九、八〇〇	相互土木株式会社	三〇	二六、四月	二六、七月	
	佐原見張小屋移改築	二六、三月	二九四、五〇〇	増成土木建築株式会社	二〇	二六、四月	二六、七月	
	計		六、七八五、三〇〇					
	計							

(2) 工事用材料

工事事務所	品 名	数 量	契約年月	契約金額	請 負 人	年度内 納入数	支出年月	完納年月
鬼怒川	砂	一、二〇二立米	二六、三月	一、三九八、七九六	株式会社大塩組	〇	二六、四月	二六、六月
	セメント	二、三二二屯	二六、三月	一、四九五、三二五	下野煉瓦工業株式会社	二五屯	二六、四月	二六、六月
	木材	松板一、〇八三枚	二六、三月	一、〇五二、〇〇〇	木場木材企業組合	〇	二六、四月	二六、六月
	外八件		二六、三月	三、九四六、一一一		〇	二六、四月	二六、六月
計								

(八七〇)  
(八七二)

北海道における河川事業費の使用当を得ないもの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)河川事業費 外一科目

(八七〇) 石狩川治水事務所で、昭和二十六年三月株式会社山田組に四、六〇〇、〇〇〇円で請け負わせた石狩川筋

空知郡北村地先護岸災害復旧工事は、年度内に完成したものととして四月請負金額の全額を支出しているが、その出来高は年度末約二〇%で、七月本院会計実地検査当時においても約八〇%に過ぎなかつたものである。

(八七二) 同所で、昭和二十五年七月小型解体式ポンプしゅんせつ船の改造を函館船渠株式会社に一、七〇〇、〇〇〇円で請け負わせたものがある。

右しゅんせつ船は、二十三年度中前記会社に九、一五〇、〇〇〇円で製作させ、二十四年三月検収したものであるが、六月旧美唄川改修工事において試運転の結果蒸気の発生が足りないためしゅんせつに使用することが不能で、二十五年七月に至りその補修を同会社に前記金額で請け負わせたものであるが、改造に当つても機関を強力にただけで、他の部分の改造を考慮しなかつたため、船の重量が約六屯増加してバラストウォーター、石炭等の搭載が不能となり、そのまま放置している状況である。

(八七二) 旭川土木現業所で、東光商事株式会社札幌支店に請け負わせたパワーショベル外一点輸送の代金として昭和二十六年二月四二〇、〇〇〇円を支出しているが、右は、前記機械を二十一年六月三菱商事株式会社小樽支店から価格一、八〇〇、〇〇〇円で購入し、二十二年三月日本開発機械製造株式会社鶴見工場において検収の上二十四年四月北海道江別機械工作所へ輸送した経費であるにかかわらず二十五年度所屬としたばかりでなく、二十六年八月本院会計実地検査の際調査したところ、右機械は購入以来か働の実績もなく大修理をしなれば使用不可能なものである。



工 事 (八七三)―(九八四)

(八七三) 警察予備隊管轄工事の施行に当り処置当を得ないもの

(総理府) (一般会計) (部)司法及警察費 (款)警察予備隊費 (項)警察予備隊費

九州地方建設局で、昭和二十六年三月東亜工業株式会社に請け負わせた警察予備隊第四管区本部水道本管改修工事の代金として一九、四五〇、〇〇〇円を支出したものがあつた。

右のうち、旧水道本管撤去等の工事費二、九七五、四七〇円は同月別途警察予備隊本部で福岡県から四二八、〇二六円で購入した旧水道本管撤去のための掘さく、埋もどし及び道路復旧を施工したものに對する工事費であり、発掘により発生するヒューム管及びエタニット管を他の排水工事に使用する計画のもとに実施したのであるが、右排水工事に必要な管材料は新規に購入しても二、三二〇、〇〇〇円に過ぎないものであるから、水道新設工事の施行上何ら必要もなく不経済な本件工事を施行したのはその処置当を得ない。

(八七四) 河川直轄工事の施行に当り処置当を得ないもの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)河川事業費 外一科目

関東、近畿、九州各地方建設局で、昭和二十五年中利根川外二直轄河川工事の施行に当り処置当を得ないものが次のとおりある。

(八七四) 関東地方建設局利根川下流工事事務所で、昭和二十六年三月阪神築港株式会社千葉県香取郡佐原町地先延長五四〇米土量一〇〇、〇〇〇立米のしゅんせつ工事を請け負わせ、年度内に完成したものととして契約代金の全額七、〇〇〇、〇〇〇円を支出している。

右は、三月指名競争によつて契約したこととしてゐるが、實際は随意契約により同年二月工事に着手し、年度末までには完成しなかつたものであるばかりでなく、しゅんせつを設計とありの深さに実施しない部分があつたため、有効しゅんせつ土量は当初の予定に對し八八、三六二立米に過ぎなかつたものであり、右不足分に對する工事費約八十一万四千円について二十六年度に別途の契約をもつて同一請負人に施行させてゐる。

(八七五) 近畿地方建設局淀川工事事務所で、直營により高槻市大塚町地先淀川右岸延長一、五〇〇米土量四七、九六九立米の築堤工事を前年度に引き続き工事費一〇、一二七、一三五円をもつて施行している。

右工事のうち、土砂運搬において、距離標二七籽五附近から二七籽六附近に至る間の運搬線路が堤敷の表法側に偏してゐた上、丁張等の準備が不十分であつたため、表法側に必要以上に多量の土砂をまき出した結果、右区間の裏法側約百五十米の間に四、九〇〇立米の土砂が不足するに至つたので、その不足量を既に施行済の表側から切返しをしなければならなくなり約五十三万八千円の手もとりをきたしたものである。

(八七六) 九州地方建設局遠賀川工事事務所で、直營により直方市古地先遠賀川筋の低水路掘さく工事を工事費二、九九九、五一一円をもつて施行してゐる。



右工事は、土量二四、一〇〇立米をすべてドラッグスクレーパーで掘さくする設計で、立米当り三五円四〇総額八五三、一四〇円と予定し工事に着手したが、ドラッグスクレーパーの使用が本件箇所不適当であつたため、その実績は立米当り六二円三七となり経費が著しくかさむばかりでなく、年度内に完成が困難と認められるに至つたので、ブルドーザー掘さくを併用することに變更し、年度末までに前記二、九九九、五一円をもつて完成したものである。このように本件掘さく箇所は土砂の流積がなく土質がたい積土である点からもドラッグスクレーパーが使用に適せずブルドーザーが最も適していたことは当初から容易に判明し得たものであるから、これを使用することとして設計施工したならば立米当り二八円程度の掘さく費で足りたものと認められ、工事費において約五十二万九千円、機材購入費において約七十万六千円を節減できたものである。

(八七七) 河川の改修及び原形超過工事を全額国庫負担の災害復旧工事として施行したもの  
(八八〇)

(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)河川災害復旧事業費 外一科目

関東及び中国四国両地方建設局で、昭和二十五年度中に松戸堤防外三災害復旧工事を一五、五六一、八〇五円で施行したものである。

右は、すべて被災箇所を原形に復旧する全額国庫負担の災害復旧工事として施行したものであるが、本院会計実地検査の際その現地について見ると、被災事実のないのに改修し又は原形をこえた工事が左のとおり一五、一八四、八〇五円あり、これらはいずれも改修工事として施行しなければならないのに災害復旧工事として

て実施したため、地元地方公共団体から河川改修工事費分担金、総工事費の三分の一相当額五、〇六一、六〇一円を徴収することができない結果となつてゐる。

工事事務所	工 事 区 分	工 事 費 総 額	改修工事費又は原形超過額	地元分担金相当額
(八七七)	江戸川 松戸堤防災害復旧	直 営	七九四、〇四〇 円	七九四、〇四〇 円
(八七八)	同 金町第三護岸災害復旧	同	一、八二七、七六五	一、四五〇、七六五
(八七九)	吉野川 大野島堤防災害復旧	負 請	八、六五〇、〇〇〇	八、六五〇、〇〇〇
(八八〇)	同 古川第二水制災害復旧	同	四、二九〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇
計			一五、五六一、八〇五	一五、一八四、八〇五

摘 要

毎年増水の都度堤防に漏水があり、特に災害により損傷を受けたものではなく、当然増補工事として施行すべきものを、災害復旧工事として集水開きよ及び排水暗きよ工事を実施した。

延長二〇米の根固水制工を八九米に増加した。

二十五年九月の出水により中洲の一部が流出したため堤防裏側の一部に漏水を生じたが、堤防護岸等には直接被害がないので、当然増補工事として施行すべきものを災害復旧工事として堤防護岸及び根固工事を実施した。

二十四年六月及び八月の出水により一部流失した中洲に新たに蛇籠水制を設けて寄洲を作り、再度被災の防止を目的として工事を実施した。



なお、古川第二水制災害復旧工事は盛土三、〇〇〇立米を実施したものととして代金を支拂つていますが、実際の盛土量は二、二二〇立米で、差引七八〇立米に対する工事費一八七、二〇〇円が過大に支拂われている。

(八八一) 北海道における河川工事の施行当を得ないもの  
(八八二)

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)河川事業費

(八八一) 旭川土木現業所で、昭和二十五年十一月秋島建設株式会社に請け負わせた上川郡東川村地先忠別川築堤護岸改修工事の代金として一三、一八三、〇〇〇円を支出したものである。

右は、二十六年二月設計どおり完成したものととして三月までに請負代金の全額を支拂つていますが、七月本院会計実地検査の際調査するに、築堤の盛土量は二八、二一〇立米で、設計に比べ八、一九三立米その金額一、五〇二、八三八円が不足しており、これに諸経費として工事費の二二%五に当る三三八、一三八円を加え総額一、八四〇、九七六円が過大に支拂われていたので注意したところ、前記過大支拂額相当分の工事を九月末完成した旨回答があつた。

(八八二) 同所で、昭和二十五年九月及び十一月株式会社山田組に請け負わせた上川郡東鷹栖村地先石狩川護岸改修工事の代金として八、四七〇、〇〇〇円を支出したものである。

右は、亜鉛引鉄線蛇籠一、二一〇本をもつて護岸延長六〇五米の改修等を施行するもので、十二月までに完成したものとして請負代金の全額を支拂つていますが、二十六年七月本院会計実地検査の際調査するに、設計書

によると蛇籠の網目は径一三糎とすべきものであるのに約二十糎に及ぶものが相当あり、又、実際使用した詰石には一〇糎程度のもも多く既に約二百八立米が脱落しており、これを補充するためには約三十三万円の工費を要する状況で注意したところ、八月手直しをした旨回答があつた。

(八八三) 使用不可能な機械類をしゅう集したものの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)河川事業費 外一科目

東北地方建設局で、富士建設株式会社にスチームシヨベル等機械類一四台のしゅう集に要した経費として一、七八五、五九九円(うち昭和二十四年度分四八八、六一九円)を支出したものである。

右は、二十三年度に同局で全国各建設工事事務所所属の遊休機械を集め、その活用を計ることを企図し、そのしゅう集を口頭で仙台地方建設工事事務所に依頼し、同工事事務所ではこれを富士建設株式会社に請け負わせ、スチームシヨベル外一三台をしゅう集したのに対しこれに要した経費として支拂つたものである。

しかし、本件支拂額の正否を確認する資料もなく、又、二十三年度中にしゅう集したにかかわらず後年度に行われたように関係書類を作製して支拂つたものであるばかりでなく、右機械類のうち七台は使用に耐えず放置されている状況であり、ことにそのうちのスチームシヨベル一台は二十四年七月同局で別途に七〇〇、〇〇〇円をもつて修理を行つたが、なお使用の見込がないものである。



(八八四)  
(九二八)

災害復旧工事の原形超過工事費を全額国庫負担の対象としたため負担金の超過交付をきたしたものの

(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)河川災害復旧事業費 外一科目

北海道外四五都府県で、昭和二十五年に公共団体である都道府県又は市町村に対して、二十五年指定に係る二十二年ないし二十五年災害復旧事業の工事箇所三万三千余箇所、その工事費三〇、〇四八、四三五、一四三円に対し交付した国庫負担金二九、一五七、八八八、一二六円のうち、原形を超過した工事を全額国庫負担の対象としたため国庫負担金の超過交付をきたしたものが、本院会計実地検査の結果判明したもので、道外四四都府県において計二一六、五七〇、六九六円ある。

本件国庫負担金については、昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律(昭和二十五年法律第百八十九号)の規定により、原形復旧工事費に対してはその全額を、又、原形超過工事費に対してはその三分の二相当額を国が負担することとなっているが、本院において北海道外四五都府県の三、四六五箇所の工事現場を実地に調査したところ、原形復旧工事として処理されているものうち、堤防の断面を拡大したもの、法面土羽を石張としたもの、堤防、護岸などの延長を増加したもの、根固木工沈床等を新設したもの又は木造橋を永久橋としたものなど原形を超過して施行したものが、香川県を除く全都道府県において五五六箇所、その工事費合計六四九、七二二、三〇九円に上り、これらの工事についても全額国庫負担の対象としていたため、前記のように多額の国庫負担金超過交付をきたしたもので、その内訳は左のとおりである。

都道府県名	二十五年事業費	同上に対する国庫負担金交付額	原形超過工事箇所数	原形超過工事費	国庫負担超過交付額
(八八四) 北海道	一一五、五七四、六七九円	一一五、三一五、三九八円	二五	二一、五五三、四五四円	七、一八四、四八四円
(八八五) 青森県	九、二〇九、一〇六	九、一一一、五七二	五	二、三一六、九七五	七七二、三二五
(八八六) 岩手県	二八〇、八九六、一〇六	二八〇、八九六、一〇六	二五	七二、六二八、八二八	二四、二〇九、六一四
(八八七) 宮城県	二三四、二二三、八七八	二二二、九〇〇、二七五	四三	六九、〇九五、九四一	二二、〇三一、九七七
(八八八) 秋田県	二一七、四八〇、八四八	二一七、四八〇、八四八	四一	五六、七八三、五三九	一八、九二七、八四五
(八八九) 山形県	八九、四二五、七六四	八九、四二五、七六四	二〇	二二、三九三、六五四	七、四六四、五五三
(八九〇) 福島県	五一、六六六、四二八	五一、七三五、二九四	一三	一四、二七五、二六四	四、七五八、四一八
(八九一) 茨城県	一九、三九二、二二〇	一八、八六〇、三五六	六	三、〇六六、一三九	一、〇二二、〇四四
(八九二) 栃木県	二二五、二六八、四三二	一一〇、七二七、五七一	一六	一三、七三七、七七八	四、五七九、二六一
(八九三) 群馬県	二六四、三七六、六一〇	二六二、六五四、一六五	二六	五〇、二三八、四六二	一六、七四六、一五五
(八九四) 埼玉県	五八、三二九、一七五	五八、三二九、一七五	二二	一一、九八七、三五〇	三、九九五、七八五
(八九五) 千葉県	一九、二五一、五〇八	一九、一〇〇、九八二	六	六、二二六、二五三	二、〇七五、四一七
(八九六) 東京都	六七、五九七、二三五	六七、五九七、二三五	一四	一一、一七三、三六〇	三、七二四、四五二
(八九七) 神奈川県	四九、九七二、八八〇	四九、九七二、八八〇	九	一一、二四二、八九九	四、〇八〇、九六七
(八九八) 新潟県	六四、〇一一、〇〇三	六四、〇一一、〇〇三	一九	一一、九〇六、二一一	三、九六八、七三七
(八九九) 富山県	四九、九三五、二二六	四九、九三五、二二六	一六	一四、〇一八、三九一	四、六七二、七九六
(九〇〇) 石川県	三三、五二五、一六一	三三、五二五、一六一	一〇	八、七八六、四二九	二、九二八、八一〇
(九〇一) 福井県	五三、八四二、四九九	五三、八四二、四九九	八	五、三五一、六九〇	一、七八三、八九六
(九〇二) 山梨県	四六、九七九、三四二	四二、二四五、三九四	六	八、七九八、二〇八	二、九三二、七三六
(九〇三) 長野県	四三、七五三、三二四	四三、六六三、三二四	一四	七、五二八、六三七	二、五〇九、五四七



都道府県名	二十五年 度事業費	同上に 対する 国庫負担金 交付額	原形超 過工事 箇所数	原形超 過工事費	国庫負担 超過交付 額
(九〇四) 岐阜県	二〇、六八七、九八〇	二〇、六八七、九八〇	二	四、三八〇、七二五	一、四六〇、二四一
(九〇五) 静岡県	五四、九〇〇、九〇九	五二、四三七、六四七	一〇	二二、〇九七、〇三三	七、三六五、六七八
(九〇六) 愛知県	一一、七三九、三〇五	一一、七五三、四二九	九	二、八二三、三三三	九四一、一一三
(九〇七) 三重県	一五、四六一、八五七	一五、二五二、八五七	六	四、八四六、七六八	一、六一五、五八九
(九〇八) 滋賀県	二、六五〇、七三二	二、五六四、六八〇	一	六一六、九二〇	二〇五、六四〇
(九〇九) 京都府	二、〇七五、〇〇〇	一、九八〇、〇四一	二	四四四、九八四	一四八、三二八
(九一〇) 大阪府	四一、五七一、八二九	四一、五七一、八二九	七	二〇、三〇五、一三七	六、七六八、三七八
(九一一) 兵庫県	五五、〇六四、七〇八	五四、六九五、四四二	一五	一一、八〇〇、五二四	三、九三三、五〇九
(九一二) 奈良県	四、八五〇、〇〇〇	四、七三七、七二〇	三	一、一一八、三九二	三七二、七九七
(九一三) 和歌山県	二二、六八八、三〇〇	二二、八四五、五〇〇	九	四、八二八、五二七	一、六〇九、四四三
(九一四) 鳥取県	二一、二六六、七二〇	二一、二六六、七二〇	九	二、四八二、九五一	八二七、六五一
(九一五) 島根県	四、四七八、九一七	四、四七八、九一七	四	九八四、二九五	三二八、〇九八
(九一六) 岡山県	一七、七五七、九六三	一六、八五六、一一八	八	六、四九六、三七一	二、一六五、四五七
(九一七) 広島県	五三、三三一、一五六	五三、〇四〇、四六〇	二二	一七、七二五、〇七四	五、九〇八、三六〇
(九一八) 山口県	二二、五二〇、一二九	一九、八七六、七四五	七	七、八六一、一二〇	二、六二〇、三七三
(九一九) 徳島県	一五、六四九、四五三	一五、六四九、四五三	六	六、〇二六、一七八	二、〇〇八、七二六
(九二〇) 愛媛県	二七、四六八、五四四	二七、四六八、五四四	一	一三、二六七、四六〇	四、四二二、四八六
(九二一) 高知県	六、六九五、六三八	六、六九五、六三八	二	二、二四〇、一四一	七四六、七一四
(九二二) 福岡県	五、四九三、五一五	五、四九三、五一五	二	八三六、七三四	二七八、九一一
(九二三) 佐賀県	二四六、八五四、四六九	二四六、八五四、四六九	二	七三、〇九八、四四三	二四、三六六、一四五

(九二四) 長崎県	一〇、八四八、四〇〇	一〇、六四一、五三三	五	二、五二一、五四六	八四〇、五一五
(九二五) 熊本県	一一、〇〇〇、四一四	一一、〇〇〇、四一四	五	三、四五六、一九四	一、一五二、〇六四
(九二六) 大分県	三、七六六、五〇〇	三、七六六、五〇〇	二	八五四、六二五	二八四、八七五
(九二七) 宮崎県	一五、三一七、二〇〇	一五、三一七、二〇〇	四	三、六二一、四三一	一、二〇七、一四三
(九二八) 鹿児島県	三五、四七三、九七五	三五、四七三、九七五	一四	一〇、八六七、九四一	三、六二二、六四三
計	二、六二五、三一五、〇三七	二、六〇二、三八三、三〇一	五五六	六四九、七二二、三〇九	二二六、五七〇、六九六

(九二九) (九八一) 災害復旧国庫負担の対象外とすべき工事に対して負担金を交付したものの

(部)公共事業費 (款)災害復旧公共事業費 (項)河川災害復旧事業費 外一科目  
 北海道外三一都府県で、公共団体である都道府県又は市町村に対して、昭和二十五年指定に係る一一〇件の災害復旧事業に対し交付した国庫負担金五二四、七〇三、七六七円(うち二十四年度分七、七四八、七八四円、二十六年度分一、七五九、四九六円)のうち、国庫負担の対象外とすべき工事に対して負担金を交付したものが九〇、二六二、二八四円(うち二十四年度分八九四、九一七円、二十六年度分一、七五九、四九六円)ある。

右は、本院会計実地検査の際各工事現場について調査した結果、架空の災害復旧工事、災害復旧とは認められない改良工事、設計に対して出来形の不足した工事又は設計当を得ないことによる不経済の工事等に対してその工事費の全額を国庫負担の対象として負担金を交付し又は二重に国庫負担金を交付していたことが判明したものであるが、その処置いづれも当を得ない。



都道府県名	架空の工事に 対し国庫負担 金を交付した もの	災害復旧に名 をかり改良工 事等を施行し たもの	出来形の不足又 は設計の過誤に 因り過拂の結果 をきたしている もの	災害復旧工事 の設計当を得 ないもの	未着手の工事 に国庫負担金 を交付したもの	二重に国庫 負担金を交 付したもの	件数	金額
北海道	円	三三三,000	三三,一五九	四三,八六五	円	円	三件	一〇八七,四六三
青森県		四,四九二,一〇七	一八七,四三四				二〇	四,四九二,一〇七
岩手県						二〇,七四〇,〇〇〇	六	一八七,四三四
宮城県			五三,五三一				九	二〇七,〇五三
秋田県			二五,九〇九				五	二五,九〇九
山形県		七,九六七			二,七〇〇,〇〇〇		三	三,四九九,六七五
栃木県			一三,三六二				四	一三,三六二
群馬県			一三,九九七				一	一三,九九七
埼玉県		一,六五〇,〇〇〇					二	一,六五〇,〇〇〇
東京都		一,七六〇,〇〇〇	三六,二七八				六	二,一四六,二七八
神奈川県		六,一五,三五四					一	六,一五,三五四
新潟県		五,三三,四八八					三	五,三三,四八八
富山県			一四,二六八				一	一四,二六八
石川県	一四八,〇七二				一四,五九,三九七		二	二,九四〇,一六九

福井県		一,六五八,三八八				二,八八五,三四二	一	一,六五八,三八八
山梨県			六,二九〇,九六				七	六,二九〇,九六
長野県				九,六八,六九八			二	九,六八,六九八
静岡県		一,六〇〇,〇〇〇					一	一,六〇〇,〇〇〇
愛知県		七,三五一,〇五六			四,六六六,〇三七		三	二,一〇七,〇九三
大阪府			二,八三,八七五				一	二,八三,八七五
和歌山県							一	二,九三,四一九
島根県	二,九三,四一九					一,六七七,四〇〇	二	一,六七七,四〇〇
岡山県		三,三三,三五四					二	一,一七五,五七一
山口県	七,四四二,二七			八〇四,六九二			一	八〇四,六九二
徳島県							一	四七七,九八六
愛媛県		四,七七,九八六				二,一九六,四七〇	五	三,一六五,九六六
佐賀県				一,七五九,四九六			一	四八四,八一六
長崎県		四,八四,八一六					一	四八四,八一六
熊本県			七,〇六,六五七				六	七,〇六,六五七
大分県			四,六五,七七〇				五	四,六五,七七〇



都道府県名	架空の工事に 対し国庫負担 金を交付した もの	災害復旧に名 をかり改良工 事等を施行し たもの	出来形の不足又 は設計の過誤に 因り過拂の結果 をきたしている もの	災害復旧工事 の設計当を得 ないもの	未着手の工事 に国庫負担金 を交付したもの	二重に国庫 負担金を交 付したもの	件数	金 額
宮崎県	円	円	1,063,353円	円	円	円	八件	1,063,353円
鹿児島県	円	5,940,966円	438,377円	円	円	円	六件	1,033,473円
計	2,584,008円	2,741,030円	1,091,730円	3,994,651円	885,434円	366,592円	110件	9,023,184円

いま、その内容を説明すれば次のとおりである。

(一) 架空の工事に対し国庫負担金を交付したもの

(九二九) 石川外二県で、左のとおり三工事に対し交付した全額国庫負担金計五、七八六、〇八二円のうちに、砂防

(九三二) えん堤及び道路の一部分を復旧したに過ぎないのにその全部を復旧したように装つたもの及び設計だけを作製

して実際には工事を施行しない架空のものに対し国庫負担金を交付したものが計二、五一八、四〇八円ある。

なお、これに関連し道路改良工事を施行し又は別項に記載した原形超過工事を施行したものがあり、これに  
対し四七五、七一六円の負担金が超過交付となつている。

県名 工事 工事費 国庫負担金交付額 同上のうち超過交付額 摘要

(九二九) 石川 石川郡尾口村、九  
石谷砂防えん堤二  
十三年災害復旧 二、九二二、五五七円 二、九二九、〇八二円 一、四八〇、七七二円  
砂防えん堤の水通し二五米だ  
けを復旧したのに、十八年以  
来現存している両袖二八米を  
もあわせて全体を復旧したこ  
とにしたもの

(九三〇) 島根 邑智郡市山村  
道、日貫江津線二  
十二年災害復旧 一、〇〇〇、〇〇〇円 一、〇〇〇、〇〇〇円  
二九三、四一九  
外に改良工事の  
分 二四五、九二円

(九三一) 山口 山口市嘉川県道下  
小野嘉川停車場線  
二十五年災害復旧 八五七、〇〇〇円 一、八五七、〇〇〇円  
七四四、二二七  
外に原形超過工  
事の分 三九、八五円

計 五、七七八、五五七円 五、七八六、〇八二円 二、五一八、四〇八円 (外に四七五、七六円)

(二) 災害復旧に名をかり改良工事等を施行したもの

(九三二) 北海道外一三都府県で、左のとおり二七工事に対し交付した国庫負担金七一、七五七、八七七円(うち昭和

(九四九) 二十四年度分七二七、八〇五円)のうちに、被災事実が認められないのに災害復旧に便乗したものの、維持工事として処理すべきもの、防災工事と認められるものなどをそれぞれ災害復旧工事として施行したため超過交付となつたものが計二七、四一〇、二六〇円ある。

なお、これに関連し別項に記載した原形超過工事を施行したものがあり、これに対し二、三二七、七九二円の負担金が超過交付となつている。

道路延長一三一米だけを復旧したのに異状のない道路延長八九米をもあわせて復旧したことにしたもの。なお、前記一三一米の間に災害復旧として認められない路側土留石垣の改良工事を実施  
A工事箇所一八〇米だけを復旧したのに、実施してないB工事箇所一〇米をもあわせて復旧したことにしたもの。なお、A箇所には別項記載の原形超過工事を施行



都道府県名	工 事	工 事 費	国庫負担金交付額	同上のうち超過交付額	摘 要
(九三二) 北海道	留萌郡小平村準地方費道留萌、達布線、釧路十七線、二十五年災害復旧	一、一七〇、〇〇〇 円	一、一七〇、〇〇〇 円	三、四二、〇〇〇 円	被災事実の認められない査定区域外に合掌杵工三〇米、粗朶床工一〇〇平米等の防災的工事を施行
(九三三) 青森県	上北郡十和田村、黒石、三本木線、二十二年災害復旧外九件	五、八三九、二〇〇	四、四九一、一〇七	四、四九一、一〇七	前後になお一四軒の交通と、絶区間があつて道路としての効用が復旧されないのに九九五米を施行
(九三四) 山形県	最上郡戸沢村、鮭川右岸、二十三年災害復旧	三、六〇五、三七八	三、五三二、一一八	四、四六、五七五 外に原形超過工事の分 三六、八三七円	災害復旧の範囲をこえて査定外に築堤延長七〇米の改良工事を施行
(九三五) 同	飽海郡内郷村、相沢川左岸、二十二年災害復旧	一、七一六、〇八二	一、七一六、〇八二	三五三、一〇〇	被災事実の認められない延長三〇米の張石工及び根固工を査定外に施行
(九三六) 埼玉	北葛飾郡松伏領村、北葛飾郡谷、野田線、二十二年災害復旧	一、一七〇、〇〇〇	一、一七〇、〇〇〇	一、一七〇、〇〇〇	補修工事として施行すべき路面改修を施行
(九三七) 同	児玉郡阿久原村、神流川右岸、二十五年災害復旧	四八〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	維持工事として処理すべきものを災害復旧として施行
(九三八) 東京都	大田区矢口町、調布、川崎線、二十四年災害復旧	一、七八〇、〇〇〇	一、七八〇、〇〇〇	一、七八〇、〇〇〇	同
(九三九) 神奈川県	足柄上郡中井村、中川左岸、二十三年災害復旧	二、二七一、九三九	二、二七一、九三九	六、一五、三五四 外に原形超過工事の分 一四、八三〇円	別途に改修工事の一部として施行すべき築堤工を災害復旧として施行

(九四〇) 新潟	中頸城郡直江津町、県道上、稲田、直江津線、直江津橋、二十三年災害復旧	二、九三九、〇〇〇	二、七四四、三三三	二、七四四、三三三	老朽し既に架換時期に至つていた橋りよの架換を施行
(九四一) 同	中蒲原郡五泉町、県道安田、五泉線、善願橋、二十三年災害復旧	二、〇五〇、〇〇〇	二、〇五〇、〇〇〇	二、〇五〇、〇〇〇	老朽し既に架換時期に至つていた橋りよの架換を被災の事実がないと認められるのに施行
(九四二) 同	三島郡寺泊町、県道寺泊、出雲崎線、二十三年災害復旧	一、三六三、〇〇〇	一、三六三、〇〇〇	四四〇、〇九五	延長二五米の部分改良を査定外に施行
(九四三) 福井	福井市、県道、松岡福井停車場線、二十三年災害復旧	七、六三五、七五七	七、六三五、七五七	一、六五八、三八八	査定箇所二〇二米に災害復旧工事を実施せず査定外の七三米を施行
(九四四) 愛知	海部郡蟹江町、日光川右岸、善太川左岸、二十四年災害復旧	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	防災工事と認められる築堤延長一、七〇〇米を施行
(九四五) 大阪府	西淀川区中島町、府道西島、中島線、十五年災害復旧	二一、二六一、〇〇〇	一八、六五一、三三三	七、三五一、〇五六	被災事実の認められない道路延長八三米を施行
(九四六) 山口県	玖珂郡御庄村、御庄川両岸、二十二年災害復旧	一一、八八五、六二七	一一、八七七、三二六	三、三一、三五四 外に原形超過工事の分 一、八〇七、七五五円	維持工事に属する旧堤取除及び河床整理を査定外に施行
(九四七) 愛媛	伊豫郡下灘村、県道長浜、中線、二十三年災害復旧	三、一四四、六七六	三、一四四、六七六	四七七、九八六	緊急査定を受けたのに二年余未着手のまま放置し季節風により増破した道路を災害復旧として施行
(九四八) 長崎	北松浦郡杵木村、相の浦川両岸、二十三年災害復旧	一、〇七九、〇〇〇	一、〇七九、〇〇〇	四八四、八一六	原形がなく経済効果も軽微と認められる築堤延長四六米を施行



都道府県名	工 事	工 事 費	国庫負担金交付額	同上のうち超 過交付額	摘 要
(九四九) 鹿兒島県	始良郡牧園町町村 道硫黄谷、新湯線 二十四年災害復旧	五、〇〇一、二二六円	五、〇〇一、二二六円	五九四、〇九六円	被災事実の認められない道路 延長六〇米を施行
計		七五、九九一、八七五	七一、七五七、八七七	二七、四二〇、二六〇 (外に三三七九円)	

(三) 出来形の不足又は設計の過誤に因り過拂の結果をきたしているもの

(九五〇) 北海道外一三都県で、左のとおり六〇工事に對し交付した国庫負担金二五三、三五一、九九〇円(うち昭和二十四年度分七、〇二〇、九七九円)のうちに、設計の粗漏、計算の過誤又は監督不十分のため設計どおり施行されなかつたことに因り請負代金の過拂を生じているのにこの過拂額を含めた工事費を国庫負担の対象としたため超過交付となつたものが計一〇、九〇二、二一九円ある。しかして、右のうち出来形が不足し又は施工が不良なものは災害復旧としての効果が十分でなく、ひいて後年災害を誘発する原因ともなると認められるので嚴重注意したところ、手直しをさせる旨回答のあつたものが一三都道県三八件計七、四〇六、五三〇円ある。

なお、これに関連し、河川改修工事を施行し又は別項に記載した原形超過工事を施行したものがあり、これに對し四、九二三、三八六円の負担金が超過交付となつている。

都道府県名	工 事	工 事 費	国庫負担金 交付額	過 拂 額	国庫負担金 超過交付額	摘 要
(九五〇) 北海道	空知郡三笠町幾春別川右岸 二十四年災害復旧	四、五三三、〇〇〇円	四、五三三、〇〇〇円	三三、五九六円	三三、五九六円	護岸法覆蛇籠垂長部分延 一、九二〇米に詰石を入 れなかつたもの
計		四、五三三、〇〇〇	四、五三三、〇〇〇	三三、五九六	三三、五九六	

(九五二) 同	上閉伊郡上郷村早瀬川兩岸 二十三年災害復旧	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	九四八、三八四	九四八、三八四	護岸石張の裏込礫が設計 より著しく不足し且つ礫 石に不適格材を使用 使用したものと
---------	--------------------------	-----------	-----------	---------	---------	----------------------------------------------------

(九五三) 宮城	仙台市岩切町七北田川右岸 二十三年災害復旧外四件	一三、六四二、二二六	一三、六四二、二二六	五三、五三一	五三、五三一	護岸石張の裏込礫が設計 より著しく不足し且つ礫 石に不適格材を使用 使用したものと
----------	-----------------------------	------------	------------	--------	--------	----------------------------------------------------

(九五四) 秋田	雄勝郡秋の宮村役内川左岸 二十三年災害復旧	三、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、四四五、三三三	一、四四五、三三三	築堤盛土五、七五〇立米 を過大に設計
(九五五) 同	平鹿郡十文字町及び三重村 皆瀬川右岸二十二年災害復 旧	四、七六五、〇〇〇	四、七六五、〇〇〇	四七、七三四	四七、七三四	築堤盛土一、六八一立米 出来形不足
(九五六) 同	雄勝郡院内町町村道湯の沢 線二十二年災害復旧外二件	三、三三五、五三六	三、三三五、五三六	八四、四三三	八四、四三三	築堤盛土、筋芝の出来形 不足等

(九五七) 栃木	塩谷郡喜連川町内川右岸二 十三年災害復旧	六、三二一、七六七	六、〇四七、七九	七六八、五四七	七四〇、九〇六	護岸の裏込礫が著しく不 足し且つ張石に不適格材 を使用
----------	-------------------------	-----------	----------	---------	---------	-----------------------------------

(九五八) 同	那須郡小川町那珂川右岸二 十三年災害復旧外二件	三、四一八、八六七	一、一三八、四六七	五二四、四六六	四八一、七〇六	護岸石張に不適格材を使 用し且つ蛇籠詰石が不足 したものと
---------	----------------------------	-----------	-----------	---------	---------	-------------------------------------

(九五九) 群馬	吾妻郡東村吾妻川右岸二十 三年災害復旧	八、一六三、一九〇	八、一六三、一九〇	一三九、九七五	一三九、九七五	築堤盛土五四一立米の出 来形不足
----------	------------------------	-----------	-----------	---------	---------	---------------------

(九六〇) 東京都	西多摩郡西秋留村秋川右岸 二十五年災害復旧外四件	一四、九七三、四〇三	一四、九七三、四〇三	三六六、二七八	三六六、二七八	蛇籠詰石の設計が過大で あり且つ出来形が著しく 不足したものと
-----------	-----------------------------	------------	------------	---------	---------	---------------------------------------



都道県名	工 事	工 事 費	国庫負担金 交付額	過 拂 額	国庫負担金 超過交付額	摘 要
(九六一) 富山県	婦負郡大長谷村大長谷川砂防えん堤二十三年災害復旧	二五七,九〇〇	二五七,九〇〇	一四三,六八四	一四三,六八四	えん堤水叩約六十二平米を過大に設計
(九六二) 長野	下高井郡夜間瀬村夜間瀬川兩岸二十五年災害復旧外六件	一八二,〇六二	一八二,〇六二	六二九,〇九六	六二九,〇九六	盛土、切取土及び蛇籠詰石を過大に設計したものなど
(九六三) 和歌山	田辺市上屋敷、大浜海岸二十三年災害復旧	二八七,〇〇〇	二二五,三八〇	三六一,四八八	二八三,八七五	セメント九、三〇二袋使用の設計に対し三、二二二一袋不足
(九六四) 熊本	阿蘇郡中通村町村道原口、片隅線二十四年災害復旧	二四六,九九七	二四六,九九七	二六六,〇五三	二六六,〇五三	路側石積を過大に設計
(九六五) 同	鹿本郡大道村菊池川右岸二十四年災害復旧外四件	八六八,六五〇	八六八,六五〇	四四〇,六〇四	四四〇,六〇四	蛇籠詰石の出来形不足等
(九六六) 大分	玖珠郡玖珠町玖珠川左岸二十三年災害復旧外四件	六八七,九〇〇	六八七,九〇〇	四六五,七七〇	四六五,七七〇	護岸石張の出来形不足等
(九六七) 宮崎	南那珂郡北郷村広渡川右岸二十四年災害復旧外七件	三,九一五,五〇〇	二,九三八,八六六	一,三四九,七五六	一,二〇六,三三三	護岸練石張を過大に設計したものなど
(九六八) 鹿児島	始良郡清水村国道北永野田国分停車場線二十四年災害復旧外四件	九一三,九〇〇	八九三,八四八	四四七,〇四三	四三八,三七七	盛土量を過大に設計したものなど
計		二五九,〇八三,四四四	二五三,三五一,九九〇	一一,一九二,三〇四	一〇,九〇二,二一九	(外に四、九三三,六六四)

備考 摘要欄には工事内容中主要なものを記載した。

(四) 災害復旧工事の設計当を得ないもの

(九六九) 北海道外三県で、左のとおり五工事に対し交付した国庫負担金一四、九五六、三七三円(うち昭和二十六年(九七三))

度分一、七五九、四九六円)のうち、設計が当を得ないため工事費が多額となり、ひいて国庫負担金の増大をきたしたと認められるものが計三、九四六、七五一円ある。

道県名	工 事	工 事 費	国庫負担金交付額	同上のうち負担増大額	摘 要
(九六九) 北海道	石狩郡浦臼村於札内川左岸二十四年災害復旧	一、三三三,〇〇〇	一、三三三,〇〇〇	四一三、八六五	鉄線蛇籠法覆工延長一七五米の全部にわたり川幅に比べ必要以上に長い蛇籠一〇米ものを使用したため河床の隆起をきたし河積を著しく狭くしている。捨石を立米当り三、四三〇円の高価に積算しているが、他の同種工事では二、一九二円程度で実施しているばかりでなく、請負人は採取及び運搬その単価二、五二二円を一、三四〇円で下請させている。
(九七〇) 静岡県	熱海市伊豆山浜線二十二年災害復旧	一、三三三,六四二	一、三三三,六四二	四九〇、八四二	下流にダムがあり、工事箇所の水位が高いことを事由として床掘の歩掛を特に三人と積算しているが、床掘に際してはあらかじめ放水し水位を下げて施行するものであるから通常の一人四程度で足りたものである。
(九七一) 同	駿東郡小山町鮎沢川右岸二十三年災害復旧	八、四七〇、二三五	八、四七〇、二三五	四七七、八五六	直営で人力掘き、することし国庫負担金を交付したが、実は請負により低価な機械掘きを施行している。
(九七二) 徳島	阿波郡伊沢村伊沢谷川二十五年災害復旧	三、四七八、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	八〇四、六九二	掘き土は築堤土として流用可能であるのにこれを放棄し別に築堤土採取工事を施行したため、工事費の増大をきたしている。
(九七三) 佐賀	小城郡三日月村祇園川右岸二十四年災害復旧	二、二一五、九九〇	一、七五九、四九六	一、七五九、四九六	
計		一六、八九〇、八六七	一四、九五六、三七三	三、九四六、七五一	

(五) 未着手の工事に国庫負担金を交付したもの

第二章 第四節 第十三 建設省 (九六九—九七三)



(九七四) 山形外二府県で、左のとおり四工事に対し交付した国庫負担金一二、九八四、四五七円のうちに、昭和二十(九七六) 五年度に着手しない工事に国庫負担金を交付し超過交付となつたものが計八、八二五、四三四円ある。  
 なお、これに関連し別項に記載した原形超過工事を施行したものがあり、これに対し一、〇八七、七六六円の負担金が超過交付となつてゐる。

府県名	工 事	工 事 費 額	国庫負担金交付額	同上のうち超過交付額	摘 要
(九七四) 山形 県	南置賜郡中津川村 泉停車場線通釜橋 二十二年災害復旧	二、七〇〇、〇〇〇円	二、七〇〇、〇〇〇円	二、七〇〇、〇〇〇円	二十五年にはほとんど未着手の工事であるのに国庫負担金を交付
(九七五) 石川 県	石川郡吉野谷村 湯谷砂防えん堤 二十四年災害復旧	一、四五九、三九七円	一、四五九、三九七円	一、四五九、三九七円	セメント七二屯外四点を購入したものとして国庫負担金を交付したが、その資材は他の工事に流用し、本件工事に使用していない
(九七六) 大阪 府	西淀川区大和田町 及び出来島町 大和田川右岸二十五 年災害復旧 外一件	九、三〇六、三九三円	八、八二五、〇六〇円	四、六六六、〇三七円 外に原形超過工事の分 一、〇七七、七六六円 (外に二、〇六七、七六六円)	二十六年以降で施行する分も含めて過大に指定
計		一三、四六五、七九〇円	一二、九八四、四五七円	八、八二五、四三四円	

(六) 二重に国庫負担金を交付したものは、  
 (九七七) 宮城外三県で、交付した国庫負担金一六五、八六六、九八八円のうち、昭和二十四年度中既に交付済であるのに重ねてこれを交付し、又、同年度末に多額の超過交付となつてゐるのにこれを差し引かないで漫然と

多額の国庫負担金を交付したため超過交付となつたものが、左のとおり計三六、六五九、二二二円ある。

県名	工 事	工 事 費 額	国庫負担金交付額	同上のうち超過交付額	摘 要
(九七七) 宮城 県	仙台市梅田川右岸 二十三年災害復旧 外二件	一〇、八四七、〇〇〇円	一〇、八四七、〇〇〇円	二、一七四、六五三円	二十四年度補助工事として施行し、国庫負担金を交付済であるのに、再び二十五年度工事として負担金を交付
(九七八) 同	刈田郡白石町白 石川右岸二十二年 災害復旧	二、五三二、五三五円	二六、九〇六、九四一円	一七、九九五、三四七円	二十四年度末において一七、九九五、三四七円が超過交付となつており、二十五年度においては同年度分負担金二六、九〇六、九四一円から右超過交付額を差し引いた八、九一五、五九四円を交付すれば足りたのに全額を交付
(九七九) 山梨 県	南巨摩郡身延町 富士川左岸二十三年 災害復旧	(蛇籠代) 二、八八五、三四二円	二、八八五、三四二円	二、八八五、三四二円	二十四年度購入の鉄線蛇籠代一八、九九一、四七四円に対し、既に国庫負担金を交付済であるのに、二十五年度に繰り越して使用した右蛇籠の一部その代金二、八八五、三四二円に対し再び負担金を交付
(九八〇) 岡 山 県	久米郡久米村吉 井川右岸二十三年 災害復旧 外一件	四、六一五、〇五〇円	四、六一五、〇五〇円	一、六七七、四〇〇円	二十四年度補助工事として施行し、国庫負担金を交付済であるのに、再び二十五年度工事として負担金を交付
(九八一) 佐 賀 県	小城郡小城町祇 園川両岸二十四 年災害復旧 外三件	一一〇、六一二、六五五円	一一〇、六一二、六五五円	一一、九二六、四七〇円	同
計		一六六、四九二、五八二円	一六五、八六六、九八八円	三六、六五九、二二二円	

(九八二) 中小河川改良工事費国庫負担金の交付に処置当を得ないもの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)河川事業費  
 和歌山県で、公共団体である県に対し、同県が昭和二十五年に事業費一三、〇〇〇、〇〇〇円で直営施行し



た市田川改良工事の国庫負担金として六、五〇〇、〇〇〇円を支出したものである。

右は、二十一年度において中小河川改良工事として起工以来同県新宮土木出張所が施工を担当したもので、二十五年度においては事業費一三、〇〇〇、〇〇〇円をもつて新宮市新宮地内右岸五三〇米、左岸三七三米に對し築堤護岸等を施行することとし二十五年六月着工したものであるが、二十六年六月本院會計実地検査の際調査したところ、二十五年七月以降架空人夫賃の付掛を行い検査当日までに一、五二〇、三五九円の現金をねん出し何ら出納を明らかにする帳簿も作製せず人夫賃、材料費、運搬費及び常よう人夫の賞與、手当等を支拂い残額として預金三六〇、〇〇〇円及び現金一、一三一円を保有しており、右使途は關係書類の一部が紛失又は焼却され領收証もないためこれを確認することができない状況で、右使途のうちには国庫負担の対象外とすべき人夫賞與等が少くとも一八五、五九一円あり、その二分の一相当額九二、七九五円はこれを国庫負担金から控除すべきものである。

#### (九八三) 道路改良工事費国庫負担金の交付に關し処置当を得ないもの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)道路事業費

和歌山県で、昭和二十五年に公共団体である県に對し、その施行に係る国道第四十一号線改良工事費に對する国庫負担金として三、〇五〇、〇〇〇円を支出したものである。

本件工事は、西牟婁郡朝来村地内延長一、三二五米に對し事業費六、一〇〇、〇〇〇円をもつて改良工事を施

行するもので、用地費等を除き工事の实地設計額を五、二五〇、〇〇〇円として二十六年一月随意契約により朝来村に同額をもつて請け負わせたところ、同村は二月更にこれを株式会社有紀組に下請させたもので、三月三十一日工事が完成したものとしている。しかし、六月本院會計実地検査の際調査したところ、その出来高は二六〇程度で年度末においては一二〇に過ぎなかつたものであるばかりでなく、同村においては本件工事に関し県に納付すべき地元負担金六〇〇、〇〇〇円を右下請業者に寄附させることとし、受領済の二〇〇、〇〇〇円を同年三月県に納入しており、下請業者は支拂を受けた八五〇、〇〇〇円に相当する工事を施行しただけで工事を放棄するに至り、その後西牟婁土建組合に請け負わせて十月ようやく完成した状況であるのに、二十五年中に国庫負担金の全額を交付したのはその処置当を得ない。

#### (九八四) 砂防事業費国庫負担金の交付に當り処置当を得ないもの

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)砂防事業費

香川県で、公共団体である県に對し、大川郡長尾町地内鴨部川支流切ノ川砂防事業費二、一三二、四六九円に對する国庫負担金(三分の一)として一、四二二、六四六円(うち昭和二十四年度までの分三八五、六四六円)を支出したものがある。

本件工事は、二十一年度から県が直營により延長四二米、直高一〇米、堤冠幅四米の土えん堤を築造し二十六年三月完成したものであるが、五月本院會計実地検査の際調査するに、本件工事は幅一米五程度の小けい



流を横切つて四二米の土えん堤を設けたものであるばかりでなく、その上流約百五十米の地点に小ため池があり、土えん堤附近には土砂たい積の跡もほとんど認められず、本件は砂防の目的というよりは現地の状況から前記小ため池だけではかんがい用水が不足するので、これを補足するため農業用利水を図るものと認められ、このような工事に対し本費より高率の国庫負担金を交付したのはその処置当を得ない。

不正行為

(九八五) 職員の不正行為に因り国に損害を與えたもの

(九八六) 中部、九州両地方建設局で、昭和二十四年六月から二十五年十月までの間に、関係職員により源泉徴収所得税相当額等をほしいまゝに領得されたものが、左のとおり二件計三、三四二、四三六円(うち二十六年十月末現在補てんされた額二、〇七七、四六一円)ある。

庁名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(九八五) 中部地方建設局	会計課長 建設事務官 出井某外五名	二四、六から 二五、一〇まで	三、二四七、四三六円
(九八六) 九州地方建設局	関門国道工事事務所電気出張所長 建設技官 米村某	二五、七六	九五、〇〇〇
計			三、三四二、四三六

是正させた事項

工 事

(九八七) 警察予備隊營繕工事の施行に当り処置当を得ないもの

(九八七) (総理府) (一般会計) (部)司法及警察費 (款)警察予備隊費 (項)警察予備隊費 建設省管理局營繕部外二箇所、警察予備隊營繕工事の施行に当り、設計どおり施行していなかつたり、施行が不良のため手直し又は減額させたものが次のとおり計五九四、六〇二円ある。

(九八七) 建設省管理局營繕部で、昭和二十五年十一月九州衛生工業株式会社に請け負わせた熊本警察予備隊第一回給汽給水工事の代金として一、五五五、〇〇〇円を支出したものが、右工事のうち、だん房用屋外配管の保温工事は、延長三〇七米の間をけいそう土、綿布及びルーフィングで巻き、更にその上にコールドールを塗布することとなつてゐるのに、二十六年四月現地について調査するに、施行不良のためけいそう土等が脱落してあり、更に通常この種工事に施行する鉄板巻きを行つていなかつたので注意したところ、工事費二〇〇、〇〇〇円に相当する手直しを行つた。

(九八八) 中部地方建設局で、昭和二十五年十二月安宅産業株式会社に請け負わせた金沢警察予備隊給水その他工事の代金として一二、九〇〇、〇〇〇円を支出したものが、右工事のうち、外部蒸気配管工事延長三六四米は、地下に深さ一米二二の木製ダクトを敷設し、その土被は地表から一〇糎の厚さで施行することとなつてゐるのに、二十六年七月現地について調査するに、ダクトの深さは平均八二糎に過ぎず、又、延長一八九米についてはダクトの土被が不足してゐたので注



意したところ、一〇四、〇〇〇円を請負額より減額した外五〇、八七〇円相当の手直しを行った。

(九八九) 中国四国地方建設局で、昭和二十五年十一月若山工業株式会社に請け負わせた広警察予備隊衛生だん房補修工事の代金として二、九五八、六一三円を支出したものがあつたが、右工事のうち、だん房用屋外配管保温工事は、延長約六百メートルの間をけいそう土、綿布及びブルーフィングで巻くこととなつてゐるのに、二十六年一月現地について調査するに約二百二十メートルの間は綿布を使用していなかつたので注意したところ、工事費二三九、七三二円に相当する手直しを行った。

第十四 経済安定本部

不当事項

(一般会計)

予算経理

(九九〇) 架空の名義により支出したもの

(九九二)

(部)物資及物価調整事務取扱費 (款)物資及物価調整事務取扱費 (項)経済調査費

東京外二地方経済調査局で、昭和二十三年十一月から二十六年八月までの間に、架空の自動車借上料、修繕料等の名義により七、三三八、五四〇円(うち二十三、二十四両年度分四、四五〇、二四一円、二十六年分四八八、

一三六円)を支出し、交際費等に計七、三二五、三六三円を使用したものが左のとおりある。

地方経済調査局	金額	名義	期間	金額	用途	期間	使用残額
(九九〇) 東京	四、四一〇、三〇一	自動車借上料	二四、五から八まで	四、四一〇、三〇一	交際費	二四、五から八まで	〇
		修繕料	二六、八まで		等	二六、八まで	
(九九一) 大阪	四二二、四九〇	自動車借上料	二五、九から九まで	四二二、一〇〇	交際費	二五、九から九まで	三九〇
		自動車借上料	二六、八まで		等	二六、八まで	
(九九二) 鹿児島	二、五一五、七四九	自動車借上料	二六、八まで	二、五〇二、九六二	交際費	二六、八まで	一一、七八七
		旅費等	二六、八まで		等	二六、八まで	
計	七、三三八、五四〇			七、三二五、三六三			一三、一七七

不正行為

(九九三) 職員の不正行為に因り国に損害を與えたもの

経済調査庁で、昭和二十五年九月長官官房会計課雇松戸某により歳出金をほしむままに領得されたものが一、〇一六、二八一円(うち二十六年十月末現在補てんされた額五六一、三〇〇円)ある。

第五節 会計事務職員に対する懲戒処分の要求

昭和二十六年一月から十二月までの間に、予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十号)第六條第一項の規定により予算執行職員の任命権者に対し懲戒処分を要求したものは次の一件である。

第二章 第四節 第十四 経済安定本部 (九九〇-九九三) 第五節 会計事務職員に対する懲戒処分の要求



電気通信省施設局建設部電気通信事務官資金前渡官吏檜崎某が、二十五年十二月から二十六年七月までの間に、出納官吏事務規程第三十八條の規定に違反し、貨物自動車備上料に付掛した額と架空の人夫賃を支拂い所得税額等を控除した額との合計八二二、五五五円(第二章第四節第七三七号参照)のうち、七四二、九八六円を打合せ費、超過勤務手当、現場職員激励費、人夫連越料等に使用し、うち一七二、〇五〇円は国の経費として認められないものに使用され、国に損害を與えたものと認められる。

右に対し、二箇月間本俸十分の一の減給の処分を適當と認め、二十六年十二月電気通信大臣に対し懲戒処分を要求した。

なお、国損額一七二、〇五〇円については別項(第二章第六節第二参照)のとおり弁償の責任あるものと検定した。

### 第六節 会計事務職員に対する検定

#### 第一 出納職員に対する検定

昭和二十五年十二月から二十六年十一月までの間に、出納職員が現金又は物品を亡失し損じた事実につき所管庁から報告を受理したものは、繰越分を含め六、二八四件二、二九三、七二〇、四七〇円で、これに対し弁

償責任の有無を検定したものは五、六〇一件一、四二六、六三九、八三九円で、その所管別内訳は左のとおりである。

なお、検定未済件数は六八三件八六七、〇七〇、六三〇円であるが、その大部分は所管庁との間に照会中の案件である。

所管	報告受理	検定		計
		有責任	無責任	
国裁	九一件	七千円	七一件	二、八七二
内閣	一二七	三三〇	六七	二、八七二
総務府	三三八	五、八二〇	三〇	二、九二〇
法務府	三七八	一、四二九	一七〇	二、九二〇
大蔵省	八五	一、〇九六	七四	二、九二〇
文部省	八九	一、〇九六	七四	二、九二〇
厚生省	三、一九	二、九二七	一、二二二	二、九二七
農林省	三、一九	二、九二七	一、二二二	二、九二七
通商産業省	九	二、九二七	一、二二二	二、九二七
運輸省	七五	二、九二七	一、二二二	二、九二七
郵政省	二、〇八六	二、九二七	一、二二二	二、九二七
電気通信省	一八一	二、九二七	一、二二二	二、九二七
労働省	三八	二、九二七	一、二二二	二、九二七
建設省	三八	二、九二七	一、二二二	二、九二七
経済安定本部	一〇	二、九二七	一、二二二	二、九二七
計	六、二八四	五、五三八	一、四〇六	六、九六四



前表の有責任と検定した六三件は、いずれも現金の亡失に対するもので、その内訳は、出納職員に犯罪に因るもの四七件二〇、二二三、〇〇六円、出納職員が善良な管理者の注意を怠つたことに因るもの一六件三六四、九四七円である。

現金については、大蔵省における収入金、郵政省における繰替拂現金、労働省における前渡資金について部内職員に犯罪に因るもの等が目立つ状況である。

物品については、有責任と検定したものはないが、農林省における食糧、薪炭等、郵政省における切手類、供用物品等の亡失、損が依然多く、その原因のおもなものは、盗難、火災、風水害等で、その処置、対策については各庁関係責任者に対し特に注意を促している。

## 第二 予算執行職員等に対する検定

予算執行職員が法令に準拠せず、又は予算で定めるところに従わないで、支出等の行為をした事実について所管庁から報告を受領したものは経済調査庁外二箇所計三件一、七八四、一六三円で、経済調査庁の件については無責任と検定し(第二章第四節第九三三号参照)、他の二件については現在審理中である。

又、本院で検査の結果違法の支出等の行為があると認められるものについては、大部分が現在調査中であるが、既に弁償責任があると検定したものは一件一七一、〇五〇円で、電気通信省施設局建設部職員が貨物自動

車備上料に付掛し国の経費と認められないものを使用したのに対し検定したものである。(第二章第四節第七三七号参照)

## 第七節 検察庁に対する通告

昭和二十六年一月から十二月までの間に、検査の結果、国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認め、その事件を検察庁に通告したものは二件で、その概要は次のとおりである。

(1) 国立療養所松籟荘雇小松某は、同荘収入官吏の補助者として勤務中、二十四年一月ごろから二十五年六月ごろまでの間に、医療費として収納した収入金合計一〇三、九一五円を不正に領得したと認められたので、二十六年四月三日検察庁に通告したところ、九月二十八日同人に対し公訴が提起された。(第二章第四節第五四九号参照)

(2) 大阪国税局管内東税務署大蔵事務官加登某は、同署資金前渡官吏の補助者として勤務中、二十五年六月二十一日から二十六年三月二十二日ごろまでの間に、資金前渡官吏が支拂のため振り出した小切手を変造行使するなどして預託金五五〇、〇〇〇円を不正に拂い出しこれを領得したと認められたので、八月三日検察庁に通告したところ、九月三日同人に対し公訴が提起された。(第二章第四節第一九一号参照)



### 第三章 政府関係機関その他の団体の会計

#### 第一節 決算の検査完了

##### 第一 政府関係機関の会計

政府関係機関名	決算額		同上のうち検査未了額	
	歳入(収入)	歳出(支出)	歳入(収入)	歳出(支出)
日本専売公社	一六〇,三三三,七三三,〇三三・五四	四六,四二二,四〇三,〇五〇・四二		
日本国有鉄道	一六,九〇六,七〇〇,四三七・九六	一六,二七三,七六二,二三・〇九		
価格調整公団	三三,七七七,五九一,〇七七・七七	三二,〇四八,八九七,九九・六九		
食糧配給公団	三五,七六二,三三七,六八九・四九	三四七,二九九,六九五,一七二・四六		
肥料配給公団	六,三三八,〇一一,六二七・二二	六,四三三,四三七,九九・二四		
飼料配給公団	一,四九九,七九一,四九二・七三	一,四七八,八九三,四七三・五〇		
食料品配給公団	七,八六八,三四三,五九三・八六	七,七六七,九二六,九七〇・四〇		
油糧砂糖配給公団	一七三,一九七,三六四,七五五・七一	一七二,〇六五,三五〇,五四九・三三		
産業復興公団	二,九四四,六〇〇,七四九・七二	一,七三六,〇三三,六〇八・〇三		
			三,七二八,七四七,四三三	三七,一八二,〇〇〇

鉱工業貿易公団	四一,五二二,〇九五,三八〇・九九	四〇,一五三,三六九,三四五・六三		
繊維貿易公団	五一,七八四,一四三,八三一・五三	五一,六七九,〇四二,二五五・八〇		
船舶公団	一,一〇三,七九四,三三三・三三	五七六,三〇五,一〇四・六〇		
配炭公団	一四,四三〇,〇四七,二五七・五一	一三,九九〇,一九一,一五七・一八		
復興金融公庫	二八,二六二,三三二,四九・八〇	二〇,〇七八,〇八九,〇三三・八八		
国民金融公庫	五,三三三,六三三,〇九三・九〇	四,九六二,一〇七,九二五・八五		
住宅金融公庫	一三,七六六,九五九,六三三・三六	一〇,一五〇,九八八,〇八二・三九		
船舶運営会	一七九,五〇八,〇〇〇・〇〇	一五七,一〇二,三三二・〇〇		
商船管理委員会	五,二九四,七四四,一〇七・七八	四,六〇九,二二七,九二一・九〇		
持株会社整理委員会	一一〇,八六五,九五二・〇〇	一一〇,八六五,九五二・〇〇		
閉鎖機関整理委員会	六九〇,〇六九,九五九・〇九	六九九,一六二,一六三・八三		
証券処理調整協議会	五〇,九〇六,三七八・〇〇	五〇,九〇六,三七八・〇〇		
連合国軍人等住宅公社	七,〇五九,一六〇,一七四・九〇	六,九五二,八〇七,七二〇・〇〇		
日本輸出銀行	一七,四六三,七三三・〇〇	一一,三三九,〇三六・〇〇		
計	一,一三五,一五〇,五五〇,四五九・九〇	九六七,五五七,六四四,四四六・三三	五,四二八,七四七,四三三	四三,五〇六,三八四

右各政府関係機関決算額は、検査未了額を除いてこれを検査完了した。検査未了額の内訳は

政府関係機関名	事由	歳入(収入)	歳出(支出)	金額
日本国有鉄道	証明済調査中	歳	出	四五,三二四,三八四
	証明済済済	収	入	五,四一八,七四七,四二三
肥料配給公団	証明済済済	支	出	三八七,一八二,〇〇〇
	証明未済	支	出	三二七



であり、その款項の金額は附表第五のとおりである。

## 第二 昭和二十四年度検査未完了額の検査完了

昭和二十四年度各政府関係機関の収入支出決算のうち、検査未完了にしていたものは、その後附表第六のとおり全部検査を完了した。

### 第二節 各団体別の不当事項及び是正事項

#### 第一 日本専売公社

不当事項

予算経理

(九九四) 代金の支拂に当り事実に合致しない経理をしたもの  
(九九五)

(款)専売公社事業費 (項)たばこ事業費 外一科目

年度末において、請負工事でまだ完成していないもの又は購入物品等でまだ納入等がされていないものがある。

るのに、書面上は完成又は納入等がされたようにして小切手を振り出し、これを別途に預金し、工事の出来高又は完成、物品の納入等に従って別途預金から支拂をするなど、経理をみだる処置をした事例が次のとおりである。

(九九四) 日本専売公社広島地方局で、昭和二十五年度中藤川某外一八名に請負施行させた萩出張所塩倉庫新築工事外二七件の請負代金等二一、一三九、八三三円及び泰野某外四名から購入したたばこ引換書等の代金三、三八五、四六一円計二四、五二五、二九四円については、いずれも年度内に契約の完全履行がないのに二十六年三月末小切手を振り出し、これを請負人その他の名義で預金し、二十六年度に至り履行の都度支拂っていた。

(九九五) 同福岡地方局で、昭和二十五年度中東日本重工業株式会社外一九名に請負施行させた乾燥機補修工事外二六件の請負代金等一四、七八四、六五〇円及び株式会社大阪レントゲン製作所から購入したX線装置(部品を含む)代金一、〇〇三、八〇〇円計一五、七八八、四五〇円については、いずれも年度内に契約の完全履行がないのに二十六年三月末小切手を振り出し、これを別途預金し、二十六年度に至り履行の都度支拂っていた。

物 件 (九九六)―(九九八)

(九九六) 不急の物品を購入したもの  
(九九七)



(款) 専売公社事業費 (項) たばこ事業費

(九九六) 日本専売公社で、昭和二十五年五月株式会社三條機械製作所外三会社から随意契約により製造たばこ(新生及びゴールデンバット)二十本包か詰用としてU字型包装機七五台を単価一、二九三、〇〇〇円で購入し、その代金として九六、九七五、〇〇〇円を支拂つたものがある。

右は、製造たばこ工場の復旧計画に基き調達したものであるが、購入当時各工場における同種包装機のすえ付台数は三一七台で、このうち用途廃止の見込台数一五台を差し引くとか働できる台数は三〇二台となり、この台数をもつて包装できる能力を算定すれば、公社の標準としている一億五千万本(本機の一年一台当り能力一億九千万本から各工場ごとの予備台数二割一分を差し引いたもの)を採用しても四百五十三億本となり、一方、包装予定数量について見ると、二十五年度計画数量は四百九億五千万本であつて、これに要する包装機の所要台数は二七三台で、なお、これに包装増加量などを考慮して増備するもの二割を見込んで合計三二八台で足りる計算である。

したがつて、七五台のうち約五十台については包装しなければならぬ製造たばこの数量が前記の二割増で見込んだ台数で処理できない程増加するかどうかのすう勢が明らかになつた際発注したとしても、製作所要期間は四、五箇月であるから十分対応できるものであり、結局、これだけの台数を二十五年度に一括購入しなければならぬ緊要性があつたものとはいひ難い。

(九九七) 日本専売公社京都工場で、昭和二十六年三月中に大日本インキ製造株式会社外四会社から亜麻仁油四

一、七四五疋を九、七六四、四三二円で購入したものがある。

右は、本社が朝鮮動乱によつて亜麻仁油の原料である亜麻仁の輸入が困難になるとの見通しの下に、同工場所要のインキ原料を確保する必要があるとして三月に至り購入の指示をしたもので、その数量は約二年分の所要量である。

しかし、当時の亜麻仁の供給量を調査すると、二十五年十二月ごろ品薄となつたことはあるが、二十六年二月までの間に約二万七千屯(亜麻仁油換算約九百二十万疋)が輸入され、三月には既に製油業者はほとんど国外からの買付を中止しており、亜麻仁油の価格も下り気味であつた。

したがつて、本件購入は、需給の見通しについての検討が十分でなかつたばかりでなく、現に、その後本品を製造業者に支給することなく多量の各種インキを購入しているのであるから、結局不急の物品を購入したものと認められその処置当を得ない。

(九九八) 不急の物品を購入し検収処置も当を得ないもの

(款) 専売公社事業費 (項) たばこ事業費

日本専売公社で、具体的使用計画もないのに事業運営上必要な備蓄用資材の名義で年度末に不急の物品総額一二七、五四二、二五〇円のものを購入したものが次のとおりあるが、そのうち(1)及び(2)は検収処置について



も当を得ていない。

(1) 新光鋼材株式会社外三会社から購入した鋼材(小形棒鋼、山形鋼、厚板)一、六二〇屯価額八〇、三九四、二五〇円のもの及び株式会社森川商店から購入した亜鉛鍍鉄板五〇屯価額六、九八二、五〇〇円のものはいずれも年度末に指定場所に納入されたこととして昭和二十六年四月に代金の全額を支拂つてはいるが、実際現品が指定納入場所に納入されたのは五月以降であり、そのうち、新光鋼材株式会社から納入分の鋼材一、〇九〇屯のうち不等辺山形鋼八九屯三八五価額四、六六五、八九七円のもは、九月本院会計実地検査の際まだ納入されていなかった。

(2) 日興産業株式会社から購入した床板五、〇〇〇坪価額八、九五〇、〇〇〇円のもの及び秩父セメント株式会社外三会社から購入したセメント三、〇〇〇屯価額二一、二〇〇、〇〇〇円のもは、全量納入の取扱をして代金を支拂つてはいるが、現品については契約者から預り証を徴しただけで二十六年九月現在まだ引き取つていない。

(3) 鉄道用品工業株式会社から購入したりノリウム三、三〇〇坪価額一〇、〇一五、五〇〇円のもは二十六年十一月現在まだ使用されていない。

### 役 務 (九九九)―(一〇〇五)

### (九九九) 倉庫の利用よろしきを得ないもの

(一〇〇〇) 日本専売公社における倉庫は、まだその全需要を満たすに足りず、勢い寄託をしなくてはならない状況であるが、公社倉庫及び借入倉庫を利用すれば、なお保管経費を節約できる余地があると認められる事態が次のとおりある。

(款) 専売公社事業費 (項) たばこ事業費

(九九九) 日本専売公社東京地方局及び本所出張所で、昭和二十五年六月下期から二十六年三月下期までの間に、澁沢倉庫株式会社に対し販売用製造たばこの保管料として一、七二二、四七五円を支拂つたものがある。

右は、本所出張所における製造たばこ保管用の公社倉庫が不足であるため、同出張所で各月最低三九三木箱から最高三、九七三木箱を寄託したものであるが、一方、東京地方局所属の芝四国町所在製造たばこ保管用公社倉庫四〇〇坪の利用状況を見ると、貯蔵力一二、〇〇〇木箱であるのに対し、各半月最低三、三五七木箱から最高八、九八八木箱の貯蔵余力を有していた状況であるから、この倉庫を十分に利用したならば右保管料の全額は節約することができたものと認められる。

(一〇〇〇) 同旭川出張所で、昭和二十五年年度中に、日本通運株式会社旭川支店に対し製造たばこの保管料及び同移送料として八八四、八二二円を支拂つたものがある。



右は、二十五年四月から二十六年三月までの間に、製造たばこ月当り最低八〇木箱から最高一、一七四木箱を旭川駅から直接公社倉庫又は借入倉庫に荷受けしないで、中継倉庫として日本通運株式会社の倉庫へ寄託しその保管料としての七〇四、五一八円及びその寄託倉庫から公社倉庫又は借入倉庫に倉移しをしその移送料としての一八〇、三〇三円の合計額であるが、当時同出張所は、製造たばこ保管用倉庫として公社倉庫二棟延八八坪の外に借入倉庫三棟延一一九坪七五計二〇七坪七五を有しており、その収容力は最低二、〇四五木箱程度であるから、同出張所の各月の実績在庫木箱数から見ても、右中継倉庫を使用しないでも、公社倉庫と借入倉庫をもつて十分収容できた計算であり、したがって前記保管料及び移送料八八四、八二二円の全額は節約することができたものと認められる。

(款) 専売公社事業費 (項) 塩事業費

(一〇〇一) 同尾道出張所で、二十五年六月下期から二十六年三月下期までの間に、三原市福田某に対し内地塩六、八三六屯の保管料として二、六三九、三七七円を支拂つたものがある。

右は、高松地方局から六月七二屯、七月六、一四四屯、八月六二〇屯の回送を受けて寄託したものであるが、一方、受入当時における尾道出張所所属の公社倉庫及び借入倉庫の利用状況を見ると三、三〇〇屯から五、四〇〇屯の貯蔵余力があつたのであるから、同出張所における収納塩(月約千四百屯)の貯蔵用を考慮しても、寄託したもののうち六月分の七二屯及び七月分のうち二、〇〇〇屯程度は、公社倉庫及び借入倉庫に収容できたもの

と認められ、したがって、保管料において約九十三万円は節約することができたものである。

(一〇〇二) 塩の回送費で不経済と認められるもの

(款) 専売公社事業費 (項) 塩事業費

(一〇〇二) 日本専売公社札幌地方局で、昭和二十六年三月日本塩回送株式会社をして函館支局から大阪地方局及び同管内七箇所等へ仕向けて粉碎塩二、三五〇屯を回送させ、その代金として四、六〇六、九三〇円を支拂つたものがある。

右回送を受けた大阪地方局では、同年二月末現在で粉碎塩は五、〇六五屯の在庫があつて、これは同局管内全体の三箇月分余の売渡数量に相当するものであるから、特に高価な回送費をかけて補充を受けるまでの緊要性はなかつたものと認められるが、仮に同局管内で粉碎塩の必要に迫られたとしても粉碎に適する輸入塩は神戸におけるものを含め同月末現在で一一、四二九屯の在庫があつたものであり、これから他の管内に仕向けるべき回送未済の輸入塩一、三二〇屯を差し引いても一〇、一〇九屯があり、三月の原塩輸入見込量約二万二千屯を加えるときは三月中の回送拂出数量一八、二二四屯を差し引いても同月末輸入塩在庫量は約一万三千屯となる計算であるから、大阪で原塩を粉碎すれば足り、別に本件回送の必要はなかつたものである。

したがって、大阪で粉碎し各所要地へ回送する所要回送費五九二、九五五円と前記回送費との差額四、〇二三、



九七五円は節減することができたものである。

(一〇〇三) 同高松地方局及び坂出支局で、昭和二十五年度中に、日本塩回送株式会社塩の回送費として八、八九七、八二〇円を支拂つたものがある。

右は、本社からの回送命令により、二十五年六月及び七月に同地方局及び坂出支局から、札幌地方局管内の釧路外三箇所に内地包装塩三、七六〇、三二〇疋を回送した回送費であるが、

(1) 坂出から釧路へ回送した八一三、一二〇疋は、汽船で室蘭又は小樽へ回送し、そこで陸揚げして釧路まで貨車輸送によつてゐるが、釧路へ直送しそこで陸揚げしたならば、その回送費は前者二、〇〇三、四五〇円に対し後者一、五〇〇、八〇九円で足りた計算であり、又、前記回送と同日附命令で北見へ回送した二〇一、六〇〇疋も、室蘭で陸揚げして北見まで貨車輸送によつてゐるが、前記汽船に積み合わせ釧路陸揚げによれば、回送費は前者四四七、六七三円に対し後者四二七、八〇四円で足りた計算である。

(2) 高松及び坂出から新帯広及び帯広へ回送した二、七四五、六〇〇疋は、前記同様室蘭又は小樽で陸揚げし、新帯広及び帯広まで貨車輸送によつてゐるが、釧路陸揚げによれば、回送費は前者六、四四六、六九七円に対し後者五、八六七、一〇六円で足りた計算である。

したがつて、回送計画が適切であつたならば、回送費において計一、二〇二、一〇一円を節約することができたものと認められる。

(一〇〇四) 塩回送賃率の算出が当を得ないもの

(款) 専売公社事業費 (項) 塩事業費

日本専売公社東京地方局及び横浜支局で、昭和二十五年度中に、日本塩回送株式会社に横浜、横須賀及び川崎を発送元とし九二、二七〇屯(散塩機帆船直積込分を除く。)の塩を回送させ、その発送元小運搬賃として左のとおり二六、六四六、一五八円を支拂つたものがある。

発送元小運搬賃	取 扱	実 績 数 量	屯当り単価	金 額	個 別 単 価
		屯	円	円	円
散塩倉出機帆船積込	横 浜	二四、九〇三	三二二・一〇	七、七七二、二二六	横 浜 二二五・七〇 横 須 賀 三三三・七〇
散塩倉出汽車積込	横 浜	一七、〇四七	二七〇・〇〇	四、六〇二、六九〇	横 浜 一九九・二〇 横 須 賀 三三四・〇〇
散塩汽車直積込	横 浜	二二、八二二	二九八・一〇	六、八〇〇、二五七	横 浜 二二二・九〇 横 須 賀 三三三・四〇
包装塩倉出機帆船積込	横 浜	三、三二〇	三二七・六〇	一、〇五一、二五六	横 浜 二一九・七〇 横 須 賀 三三四・六〇
包装塩倉出汽車積込	横 浜	二四、一九八	二六五・三〇	六、四一九、七二九	横 浜 一七八・九〇 横 須 賀 三一九・三〇
計		九二、二七〇		二六、六四六、一五八	川 崎 三四三・四〇

右支拂の基本となつた契約単価の算出を見ると、前記三箇所の個別単価を算定し箇所別に二十五年度の塩取扱見込数量を乗じたものによりプール単価を決定したものであるが、このプール単価は個別の単価に対し横浜においては著しく高価となつていてことさらプール単価で契約する強い事由も認められないし、又、これを容



認ずるとしても横浜の取扱数量が見込数量に比べ著しく増加するときは個別単価を採用した場合に対し著しい不利をきたす事態であつたから、本年度のように取扱実績が見込とはなはだしく相違を生ずる状況下においては、塩運送契約の附属協定に従つて支拂額を改訂すべきものであつたと認められる。

いま仮に、年間取扱実績量を各箇所個別単価で改算すれば支拂額との間に約三百七十万円の開差を生ずるものである。

(一〇〇五) 回送経費の不経済と認められるもの

(款)専売公社事業費 (項)たばこ事業費

日本専売公社大阪地方局及び富士宮出張所で、昭和二十五年度中に、日本通運株式会社に製造たばこ用巻紙二一、〇九六木箱を各たばこ製造工場へ回送させ、この鉄道賃として五、九六八、三四〇円を支拂つたものがある。

右回送は、一五屯積貨車一車に五〇木箱を標準として積載しているが、積卸作業に必要な空積を考慮して計算して見ても六〇木箱は積載できたものであり、これによると鉄道賃で約八十八万円は節減することができたものと認められる。

なお、公社においては本院の注意により六〇木箱積を目途とし実行している。

資 金 管 理

(一〇〇六) 製造たばこ売渡代金の経理当を得ないもの

(款)専売公社事業収入 (項)たばこ事業収入

製造たばこの売渡については、日本専売公社地方局管下の支局、出張所が、本社の指示する販売計画数量を固執する結果、経理上當を得ない処置をした事例が次のとおりある。

(1) 小売人のたばこ買受希望数量が、販売計画数量に達しない場合に、その不足数量を手持させ、このためたばこ販売協同組合が銀行から借り入れた買受資金の返済に充てさせるため、別途たばこ売渡代金として収納した現金を一時(三日間から三〇日間位)組合に融通していた事例が、岡山地方局管内の倉敷、津山、西大寺、玉島、笠岡各出張所及び福岡地方局管内の門司支局で計二二、六二三、六二〇円ある。

又、同様の場合にその不足数量を銀行からの融資により買い受けさせることとし、小売人にたばこの現物を年末に引き渡したが、融資が得られなかつたためその代金の納入が翌月となつたのに、年末に代金が納入されたように経理した事例が、東京地方局管内の芝出張所で一一二、一〇五、六六九円ある。

(2) 小売人のたばこ買受数量が、販売計画数量をこえた場合に、小売人にたばこの現物を年末又は年度末に引き渡しその代金を受領しながら、たばこの売渡及びその代金の納入が翌月又は翌年度初めになされたように



經理した事例が、郡山地方局管内の若松出張所、札幌地方局管内の函館支局及び札幌出張所並びに広島地方局管内の下関支局及び福山出張所で計二一、三三五、〇八六円ある。

財務諸表 (二〇〇七)―(二〇〇九)

日本専売公社の昭和二十五年度末の決算整理に当り、貸借対照表中資産の部、固定資産及びたな卸資産において、又、資本及び負債の部、引当金において過少計上又は過大計上となつてゐるものが次のとおりある。

(一〇〇七) 資産の部 固定資産

- (1) 本社で、建設用資材(鋼材、床板、リノリウム等)七、七九九、一三三三円を昭和二十五年十月から建設仮勘定で整理する取扱となつたのにかかわらず従来のまま資産外物品としていたため、建設仮勘定から脱漏して  
520。
- (2) 仙台地方局で、二十五年度中に新築、増築、改築など施行した盛岡支局たばこ倉庫新築その他工事外六三件二四、九三六、二九七円の計上を脱漏したのと、集計の際における誤算に因り七二、一〇二円計二五、〇〇八、四〇〇円が建物及構築物勘定に過少計上となつてゐる。
- (3) 大阪地方局で、同年度中に施行した赤穂支局構内軽便軌道修繕工事外一件二、六九八、一九五円のうち、建

物及構築物勘定に計上した二〇一、六〇〇円を差し引いた額二、四九六、五九五円が同勘定に計上もれとなつてゐる。

右は、既設老朽軌道の全部を更新したものと、新たにほ床及び盛土工事を施行したものであるから固定資産の増として計理すべきものである。

- (4) 岡山地方局で、同年度中に施行した鳥取支局庁舎新築その他工事外一件について公社で支給した資材(ルーフィング、亜鉛鍍鉄板等)の価額八四〇、八四五円は、建設仮勘定に受け入れていなかったのに、工事完成の際誤つて建設仮勘定から建物及構築物勘定に振替整理をしたため、同額だけ建設仮勘定において過少計上の結果となつてゐる。

- (5) 水戸地方局で、建設仮勘定に六、〇〇二、七三四円が過大計上となつてゐる。

右は、下館出張所庁舎新築工事外四件の工事が二十五年度末まだ施行中であり、債務未確定のため二十六年年度へ予算繰越をしてゐるのに繰越工事費五、八三九、九〇〇円を建設仮勘定に計上したのと、右工事用公社支給品(金網、丸釘等)の価額一六二、八三四円を重複計上したなどに因るものである。

(一〇〇八) 資産の部 たな卸資産

- (1) 本社で、中央研究所からの提出資料が誤つていたため香素及び香料三、五五九、五四三円が材料品勘定から脱漏したものである。



(2) 大阪地方局で、神戸支局取扱の輸入原塩の回送拂出又は包装塩に組替の際判明した貯蔵中の減耗又は購入の際における受入数量の過不足分についての処理が適切にされていなかったため、輸入原塩一、四二八、七三八疋価額七、〇五七、九六五円のものゝ簿外品となつてあり、したがつて、それだけ塩勘定に計上もれとなつてゐる。

(3) 同地方局で、神戸支局取扱の輸入原塩を包装したもののうち、一、一八三、二〇〇疋分について組替整理をしなかつたため、価額一、〇六四、八八〇円が塩勘定から脱漏してゐた。

(4) 本社で、中央研究所からの提出資料が誤つてゐたため、香素四六〇、〇〇〇円を材料品勘定に重複計上してゐたものがある。

(5) 仙台地方局で、昭和二十五年八月水害のため汚損した保管中の内地塩及び輸入塩一七七、一一〇疋について評価損の整理をしていなかったため、塩勘定において四四五、七七二円が過大計上となつてゐる。

(6) 福岡地方局で、仕掛品勘定において、二十四年度末仕掛品を誤つて加算したなどのため、一一、四二六、七〇六円が過大計上となつてゐる。

(二〇〇九) 資本及び負債の部 引当金

(1) 防府工場で、広島地方局から保管替となつた製塩工場施設に対する減価償却引当金については既に広島地方局において計上済のものゝと誤認したため、一、九四三、三九二円の計上を脱漏してゐたものがある。

(2) 大阪地方局で、船舶勘定の減価償却引当金九七、八七五円の計上を脱漏したものがあつて、又、建物及構築物勘定の減価償却引当金に装置勘定引当金一、三七一、〇九〇円を誤つて計上したため、過大計上となつてゐるものがある。

不正行為

(二〇一〇) 職員の不作為に因り公社に損害を與えたもの

(二〇一四) 日本専売公社東京病院外四箇所で、昭和二十四年一月から二十六年三月までの間に、関係職員により診療料金等をほしいままに領得されたものが、左のとおり五件計三、〇八四、七九七円(うち二十六年十一月末現在補てんされた額六五一、四八四円)ある。

所名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(二〇一〇) 日本専売公社 東京病院	経理係社員 篠原 某	二四年一月から二五年、一二まで	九四四、七三三円
(二〇一一) 宇都宮出張所	支拂職 馬場 某	二六、三	六五四、六一二
(二〇一二) 千厩出張所	支拂職 金野 某	二四、二から二五、六まで	七五八、二二〇
(二〇一三) 羽咋出張所	販売業務員 小島 某	二四、四から二五、九まで	五六一、二七〇



所 名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(一〇一四) 日本専売公社	経理部用度課	二四年五月	一六五、九六一円
福岡地方局	社員	二六年一まで	
計	長野某外三名		三、〇八四、七九七

その他の他

(一〇一五) 輸入塩の購入価額算定に当り輸入諸掛の見積当を得ないもの

(款) 専売公社事業費 (項) 塩事業費

日本専売公社で、外塩貿易株式会社外二二会社に塩の輸入を委託して購入した一、四三六、四七二、九一一疋(昭和二十五年五三九、〇五四、四八五疋、二十六年八九七、四一八、四二六疋)の代金として二十五年八月から二十六年八月までの間に九、一九〇、四三五、〇三六円(うち二十六年の支拂額七、三三六、三二二、四〇五円)を支拂つたものがある。

右購入代金は、公社が塩の代金に輸入関係諸費用を加算して支拂つたものであるが、輸入関係諸費用のうち、銀行諸掛について本院で右受託者の銀行に対する支拂実績のうち実費相当額を調査したところ、左のとおり公社で支拂つたものをはるかに下回っている。

年度	公社の支拂額	実費相当額	差額
二五	五〇、五九〇、一四〇円	三九、四九六、八〇九	一一、〇九三、三三一
二六	一四四、三二四、六五九	一〇五、〇〇八、七七七	三九、三二五、八八二
計	一九四、九一四、七九九	一四四、五〇五、五八六	五〇、四〇九、二一三

備考 実費相当額は銀行諸掛の実費を算出したもので、そのうちユーザンス貿易手形等の金利については、輸入手形が公社支拂日前に到着した場合は支拂日の翌日まで、支拂日以後に到着した場合は同手形到着の日までの金利を査定して計算したものである。

このような開差を生ずるのは、公社が支拂つた銀行諸掛分のうちには、信用状開設から公社の代金支拂までの日数について、左のとおり

区分	決済勘定	輸入数量	公社の計算日数	実績平均日数	差引日数
近海塩	現金勘定	六七千屯	九六日	一一〇日	△一四日
	現金勘定(エスクロ)	一四五	三三日	一四日	一九日
遠海塩	現金勘定	一、一六九	一一日	七〇日	四一日
	清算勘定	四九	五一日	二〇日	三一日
計	貨物	一、四三六	金利関係なし		

備考 (イ) 実績平均日数は積算平均  
(ロ) 近海塩の現金勘定において実績日数が公社の見込日数より超過しているのは中共地区からの輸入によつたためである。  
(ハ) 清算勘定は輸入手形到着から代金支拂までの日数である。

実際所要以上の日数が見込まれ、これに基いて銀行金利が算出されたため、三三三、五五五、三六〇円(うち二十六年度二二、四六二、〇二八円)だけ余分に含まれているのと、又、輸入物品の外貨代金決済方式が現金



勘定による場合において、信用状開設から輸入手形到着までの金利が従前年利5%であつたものが、二十六年三月十九日以降その半額の2%5になつた(外国為替銀行が外国為替管理委員会勘定に預入れを要するマージンマナーは従前信用状金額の100%相当であつたものが、50%に引き下げられた。)のに、従前のとおり年利5%で算出されたため2%5の金利相当額一六、八五三、八五三円(二十六年度)だけ余分に含まれていることに因るものである。

前者の信用状開設から公社の代金支拂までの所要日数の見込が実際の所要日数に比べ相当ゆるやかに過ぎたことは輸入実績を点検すれば判明することであるから、これによりすみやかに見込日数を適宜調整の上銀行諸掛を改算し、又、後者の金利半減は外国為替管理委員会の決定による公の取扱であるから、直ちに銀行諸掛を減算すべき事態であつたのに、当初の諸費用の算定のまま輸入代金を支拂つていたのは処置ゆるやかに過ぎたものといわなければならぬ。

### 是正させた事項

その他

(二〇一六) 塩の包装費を過拂したなどを是正させたもの  
(二〇一九)

(款)専売公社事業収入 (項)たばこ事業収入 外一科目

(款)専売公社事業費 (項)たばこ事業費 外一科目

日本専売公社において、輸入塩の包装費等の過拂又は社有財産の貸付料が低価に失していたものなどがあつたので注意し是正させた事例が次のとおりある。

(二〇一六) 日本専売公社熊本地方局で、昭和二十五年度中に、日本塩回送株式会社に対し輸入塩四、一〇三、二三〇匁の包装費として四、〇八八、四九〇円を支拂つたものがあるが、二十六年七月本院会計実地検査の際調査したところ、支拂の対象となるべき輸入塩は三、八八七、六八〇匁で、その包装費は三、八七三、〇一二円が正当であることが判明したので注意したところ、直ちに過拂分二二五、四七八円を返納させた。

(二〇一七) 同仙台地方局で、昭和二十五年度中に、社有財産を東北電気通信局外四名に貸し付けていたが、貸付料の算定に当り二十五年八月地代家賃等統制令の改正があつたのにかかわらず、従来のまま低価で貸し付けていたので注意したところ、貸付料を改訂し差額一八六、四〇四円を収納した。

(二〇一八) 同富士宮出張所で、昭和二十五年四月から十一月までの間に、富士川製紙株式会社が使用していた公社所有のアルミはく裏紙回送用の古木箱九一〇箱についての売渡処理がされていなかったので注意したところ、前記古木箱に対し売渡手続をとり代金一六九、五〇〇円を収納した。

(二〇一九) 同磐田葉たばこ再乾燥工場で、昭和二十五年度中に永谷某から新たるの仕組板九、六六〇組を購入し、これを同入に組み立てさせ、その代金として一五、八八二、七〇〇円、又、古たる七、七一〇組を修理組み立てさせ、その代金として二二、



〇三八、五一〇円を支拂つたものがあるが、二十六年七月本院会計実地検査の際調査したところ、新たるの納入は九、五四九組価額一五、六七九、二九二円、古たるの修理組立は七、八二一組価額二、〇六七、七〇三円が正当であることが判明したので注意したところ、差額一七四、二二五円を返納させた。

## 第二 日本国有鉄道

昭和二十五年度的における日本国有鉄道の会計検査の結果判明した不当又は過誤と認められた事項、是正させた事項等は別項記述のとおりであるが、なお留意を要すると認められるおもな事項を概説すれば次のとおりである。

(1) 当年度の営業収入等の収納状況はおおむね良好と認められるが、日本通運株式会社に対し後納運賃の延滞償金の一部を免除したり、又は日本交通公社に対し乗車券等の代売による収入金につき、公社取扱量の約四〇％に当る東京鉄道管理局分について二十五年六月以降所定の納期よりも一箇月の延納を認め、二十六年一月以降更にこれを二箇月にするなど処理が適切でないものがある。

(2)(イ) 建設工事について見ると、東京操機工事事務所は、ブルトーザー、タインナブル等の土木機械を保有し、これを使用して土木工事を直営する部門であるが、独自に工事指定を受けず、工事担当の他の部局がその指定された工事のうちで機械土工を有利とする工程があると認めるとき初めてその部分だけが同事務所

に委託される取扱で、あたかも切投工事を請け負う業者のような立場にあるので、結局同事務所の関係した工事の後始末をまた他の機関が行わなければならず、その連絡の困難さから工事全体として不利をきたした事例が見受けられる。工事の大部分が機械土工によることが有利と認められる場合には、その工事全体を一貫して同事務所に指定するような運用が望ましい。

なお、技術研究所は漸次現場進出の体制となつてきたが、二十五年中の工事施行状況を見ると、工事担当部門では、その施行計画に当つてなお一層技術研究所を活用することが必要な事例があり、又、研究所もその研究成果を現場に活用して、公共企業体の経費の節減と収入の増大に役立つことが望ましい。

(ロ) 請負工事費の積算に当り、実績記録を検討し、これを利用することについては前年度においても注意してきたところであるが、二十五年でも、信濃川工事事務所で、信濃川発電第三期水路ずい道掘さくその三及びその四工事の電気料金の積算に当り、その二工事の実績により積算の基礎資料を修正しないままに、予定価格を一九、八六六、七〇〇円(実績は二三、〇八六、五五九円)として積算した事例もあつて、なお一層その趣旨を徹底する必要がある。

(ハ) 工務施設のうち、工事区建物は、当該工事現場を監理するものであるから当該工事期間に償却される程度のものであるのが相当であり、場合によつては解体移築を考慮して設計すべきものと思料されるのに、当初から有姿のままに他の工事にも充てることとして耐久力をもつた建物を新築している事例があ



る。しかし、これらの工務施設は必ずしも工事終了後当初計画した他の工事に十分活用されていない状況であつて、工事ごとに、遊休化する虞のある建物が増加する事態については今後改善が望ましい。

(3) 直営工事の施行に当り、使用しない人夫を使用したこととして人夫賃を現金化し、これを他の工事に使用したり、又は未入手の工事材料を使用したこととして繰上決算したものがあり、請負工事の施行に当り認証以前に特定業者に施行させた修理工事を後日競争手続によつた契約のように処理したり、又、未完成のものを完成したることとして代金の全額を支拂つたものがあり、あるいは工場で、自動車の直営修繕に当り、修繕しない車両を修繕したこととしてその経費で予定外の修繕を行つたり、又、車両修繕に要した人工を工場の間接工事に使用したこととして経理したり、又は部外修繕をしたこととして物品を購入したものなど、事実合致しない経理をしている事例が見受けられる。これらのうちには予算の示達や事業計画の設定が事実の要求に該当しなかつたことに因るものもあると認められるが、経理の担当者においても特に真実にして適正な取扱を期する要がある。

又、経理事務所に納付すべき請願工事の予納金を工事担当者が保管し、これを他の経費に使用したものや、委託工事代金の予納を受けながら、別に工事担当者が委託者から現金を預り、これを委託工事の経費に使用した事例がある。

右の外、少額の工事で、現場機関の長が随意契約を行つているものについては、設計どおりに施行されな

かつたり、工事に手抜きがあつたりしているのに、手直しも減額も行わず、請負費全額を支拂うなど検収の不十分な事例が各所に見受けられ、工事現場監督の常駐しない小工事の検収は特に格段の注意が望ましい。

(4) 石炭の消費成績は、炭質の向上や消費節約の努力により逐年良好となつてはいるが、石炭費は事業費の一六%余を占めてあり、石炭の生産購入、輸送等についても次のとおり考慮を要するものがある。

(イ) 志免鉱業所で、二十五年七月から二十六年一月までの間に産出した洗粉炭の分析カロリーは各月平均六、三〇〇カロリー以上で、総平均六、三二八カロリーとなつてはいる。

しかして、同鉱業所における洗粉炭の保証品位は六、二〇〇カロリーとなつていて、部分的には六、二〇〇カロリー以下のものがあつても、平均六、二〇〇カロリーならば日本国有鉄道の要請に應ずることができるといふわけにはならない。

したがつて、前記の期間中も平均六、二〇〇カロリーで選炭したとすれば、二%選炭収率が増加し、出炭量において計算上約四百屯増加となるものであるから、原炭の種類によつては選炭上の困難はあるとしても、このように長期にわたつて各月平均六、三〇〇カロリー以上の出炭となつた事態に対しては一層の配意が望ましい。

(ロ) ピッチれん炭は、戦後塊炭代用としてその購入量も逐年増加し、二十五年度は九十余万屯に及んでいて、その消費効率率は石炭に対し七%から一〇%程度良好であるとして、購入価格は同一カロリーの塊炭価



格の七%から一〇%相当額を加算したものとなっているが、れん炭使用の実際について見ると、重量列車、勾配線区等の重作業に使用する分についてはともかく、その他の一般運転使用分については右と同一の効率を予定することは困難と認めべきもので、現に、日本国有鉄道調査に係る指定線区の成績は五%であることが判明しているが、結局全量から見れば石炭に対しておおむね割高な計算となる。又、全れん炭業者が採算上引き合う価格で全数量を購入しているので、銘柄による良否や発熱量による効率の開差は、しんしやく、されていぬ結果となつてゐる。二十五年年度においては各期の石炭入札数量は購入予定量を三割余から八割も上回つていた状況であるから、日本国有鉄道が輸送上れん炭使用を採算上有利と認める限度内の数量に基いて品質と業者を選択したならば、この購入価格は全般的に見て低減の余地があつたと認められる。

(ハ) 臨港貯炭場納により購入する石炭は船荷証券面の数量により受渡をする立前となつており、又、海送による保管転換石炭についても秤量受渡が行われなぬため、用品庫、機関区等で過剰炭を簿外に保有し、あるいは帳簿上保有しながら貯炭がこれに伴わぬ結果をきたしている実情であり、海送炭の秤量受渡については若干の経費の増大を伴うとしてもなお考慮の余地がある。

右の外、検收設備が不十分なため、購入炭銘柄のうち相当数が未検收のまま受け入れられている事例や、仕様書の規格と相違するものについて値引、排却等の処置をとつていない事例もあり、石炭の検收は

必ずしも十分とはいひ難い。

(ニ) 海送による保管転換石炭等の積卸荷役は、延約四百万屯に及ぶ全量を一業者が請け負うことを條件として二十四年四月以降公開競争入札に付しているため、日本国有鉄道事業用炭の荷役を目的として設立された日本海陸運輸株式会社以外には入札参加者がなく、同会社に十七年度以降一手にこれを請け負わせているが、全国の事業用炭荷役を一業者に請け負わせることを必要とする強い事由は認められぬばかりでなく、同会社はその取扱量の約半数を地元港湾荷役業者に下請させている状況であるから、広く各港湾荷役業者にも入札の機会を興え、実質上の公開競争入札により石炭荷役費の低減を図るのが相当と認められる。

(五) 車両局及び自動車局管下の工場における発成品の管理は、二十五年年度本院会計実地検査の結果によれば、一般に不十分であつて現品と帳簿は符合していない状況であつた。

右は、事故誘発の虞もあるので発生現場において日日の発生報告を作成し、又、しゆく集現場においてしゆく集報告を作成し、これを照合する処置をとる必要があると認め二十六年八月注意したところ、この趣旨により改善の手段が講ぜられた。

(六) 自動車局管下の工場及び自動車営業所で、自動車修繕に必要な部品の入手が遅れ、ひいては自動車修繕日数が増加し、自動車の運行成績が悪化することをあそれ、部品入手の方法として日本国有鉄道部外との間にみ



だりに交換したり、借用したり、又、修繕車相互の部品取はずし、付換、逆施行の手もどり等をする事例がある外、自動車修理について労務の繁簡の差が著しいの使用人工を書面上調整して、事実合致しない経理を行つてゐるものなどがあつた。

右については、修繕部品が必要に応じ早急に入手できるような体制をとることが望ましい。

不 当 事 項

未 收 金 (一〇二一〇)―(一〇二二三)

(一〇二一〇) 収納処置緩漫に失すると認められるもの

日本国有鉄道札幌地方経理事務所で、滝川化学工業株式会社外二会社に対する昭和二十四年度徴収決定済の貨物後納運賃及びその延滞償金の年度末未收分五三、九三二、八三二円のうち、二十六年九月末においてなお収納されていないものが三九、八三六、〇四九円ある。

(一〇二二一) 徴収決定が遅れていたもの  
(一〇二二二)

(款)事業収入 (項)営業収入

日本国有鉄道が関係私設鉄道会社から収納すべき線路踏切經常費は年度当初に前納させることになつてゐる

のに、その徴収決定が遅れていたものが次のとおりあつた。

(一〇二二一) 日本国有鉄道仙台地方経理事務所で、福島電気鉄道株式会社から収納すべき川前街道外二箇所の会社側分担額昭和二十三年十月から二十六年三月までの分一、九五四、四七一円を二十六年七月に至りようやく徴収決定し、うち一、五〇〇、〇〇〇円を十月に至り収納した。

(一〇二二三) 同熊本地方経理事務所で、西日本鉄道株式会社から収納すべき銀水、大牟田間の会社側分担額昭和二十五年分一、三〇二、九九八円を二十六年八月に至りようやく徴収決定し、二十三年十月から二十五年三月までの分一、五五二、一〇六円については二十六年三月に至り徴収決定し、うち一、〇〇〇、〇〇〇円を同月末収納した。

(一〇二二三) 正規の手続によらないで自動車運送料を収納しているもの

(款)自動車収入 (項)貨物収入

日本国有鉄道関東自動車営業事務所長野原営業所で、正規の手続によらないで貨物自動車収入を収納しているものがある。

右は、貨物運送料金について便宜分割納付を認め荷主からの納付額が全額に達するまでは徴収手続をとらないうでいたため、昭和二十五年度末において三三九、九六七円の徴収未済分を生じていることになつてゐるが、その計算の基礎も確認できない状況であり、又、分割納付金は仮受金にも計上されていない。



予 算 経 理

(一〇二四) 会計経理をみだつたもの

(款)事業費 (項)営業費

日本国有鉄道青函鉄道管理局青森建築区で、昭和二十三年十月ごろから二十五年十二月ごろまでの間に、予算によらないで工事を施行したり、修繕用資材を購入したり又は部外者から現金を借り受けこれを会議費等に充て、これらの経費一、〇六三、七六四円を支弁するため、二十四年六月から二十六年二月までの間に、仙台鉄道工業株式会社外一〇会社に浪打駅本屋壁修繕工事外五〇件の工事を請負施行させたことに不正に係る書類を作製して、函館地方経理事務所に同金額を支出させたものがある。

工 事 (一〇二五)―(一〇二九)

(一〇二五) 工事計画当を得ないもの

(款)建設改良費 (項)建設改良費

(一〇二五) 日本国有鉄道四国鉄道管理局及び同東京操機工事事務所で、昭和二十五年度中に、予讃線下灘、喜多灘間法改良工事を工事費一七、八一八、五四六円で施行したものがあつた。

右は、四国鉄道管理局が予讃線二二四軒四五附近(下灘、喜多灘間)の土質が悪いため生ずる法面の移動及び崩

壊の防止対策として、同所の法面の緩和を計画し、当初直営及び請負で切取工事量二二、三七八立米及びその他附帯工事を施行し、その後切取土量の関係上機械土工を適当と認め、残工事を東京操機工事事務所へ委託し、同工事事務所が切取作業三〇、六〇〇立米を直営し、これに附帯するよう壁、開き、工事等を請負で施行したものである。

しかるに、二十六年八月本院会計実地検査の際右工事現場を調査したところ、土圧のためよう壁及び開きよは破壊されその用をなさず、又、切取箇所は土の移動によつて工事完成時の原型は全く失われている。

当箇所は、本州中部より連なる主要断層帯に属し、従前から法面が移動し、崩壊の虞が多分に存し、十八年以降数回にわたり補修工事を行つてきた地区であり、その法面の移動に対しては類似の事態にあつた篠井線姥捨駅構内における地すべり、災害復旧工事と同様特殊の対策を要するものと認められるのに、通常の斜面に対すると同様に法面の緩和を目途として表土を切り取つたためますます雨水の浸透を増し、かえつて崩壊の虞も生じていて、二十五年工事はその意図する効果をあげ得なかつた状況である。

(一〇二六) 日本国有鉄道岐阜工事事務所で、昭和二十五年八月第三浜名橋梁応急補強工事を浜松市袴田某に三、五二二、八四二円で請け負わせ十一月しゅん功したものがある。

本補強工事は、強度が減じ振動が増大した八橋脚にそれぞれの工法で補強するためのものであるが、そのう



ち四橋脚分は工費一、二五二、一〇〇円で捨石工法によつたものである。

右捨石工法は、比較的簡單で低価という理由で施行したものであるが、その効果を検討すると、洗掘と臨時的な制動その他の衝撃に対しては有効であるとしても、本件工事の意図する反覆的な振動の防止には適合しないものである。もし仮に、橋脚周囲の杭打工法を施行したとすれば、前記工費をもつてはるかに有効な補強ができたものである。

（一〇二七） 工事の施行当を得ないもの

（款）建設改良費 （項）建設改良費

日本国有鉄道大阪工事事務所（昭和二十五年七月以前大阪鉄道局大阪工事部）で、二十五年に東海道本線四九八号一五附近（草津、石山間）から新設瀬田川橋梁に至る約三百四十米の路盤建設工事の一部として、鉄道建設興業株式会社に高橋函渠築造その他工事を請け負わせ、五、一五六、一八六円（支給材料一、〇六六、七三三円を含む。）を支出したものである。

右は、瀬田川橋梁改良に伴う同地帯線路変更による路盤新設のための築堤の仕上げその他の工事であるが、東京操機工事事務所が二十五年三月から七月までの間に盛土をしたものに対し、八月から十二月までに仕上工事を施行したものである。

しかるに、本築堤は、二十六年二月及び四月の本院会計実地検査当時、既に築堤の諸所に降雨による溝状の崩落を生じており、その後七月各所があるいはらみ出し、あるいは崩壊したため、減速運転を実施する一方同月これが災害に対する応急工事を大阪鉄道工業株式会社及び鉄道建設興業株式会社に計四、一二五、〇〇〇円で請け負わせ施行するに至つてゐる。

右は、日本国有鉄道においては豪雨による被害であるとしているが、同時期に施行した対岸京都側築堤についてはこのような事故は発生しておらず、結局本件は、築堤の仕上工事を施行するに当り盛土締めを均等に行わず、且つ、筋芝、土羽打等の施工が不十分であつたことに因るものと認められ、請負工事についての施行監督上の注意が足りなかつたといわなければならないものである。

（一〇二八） 坑道開さくについてその緊要性を認め難いもの

（款）建設改良費 （項）建設改良費

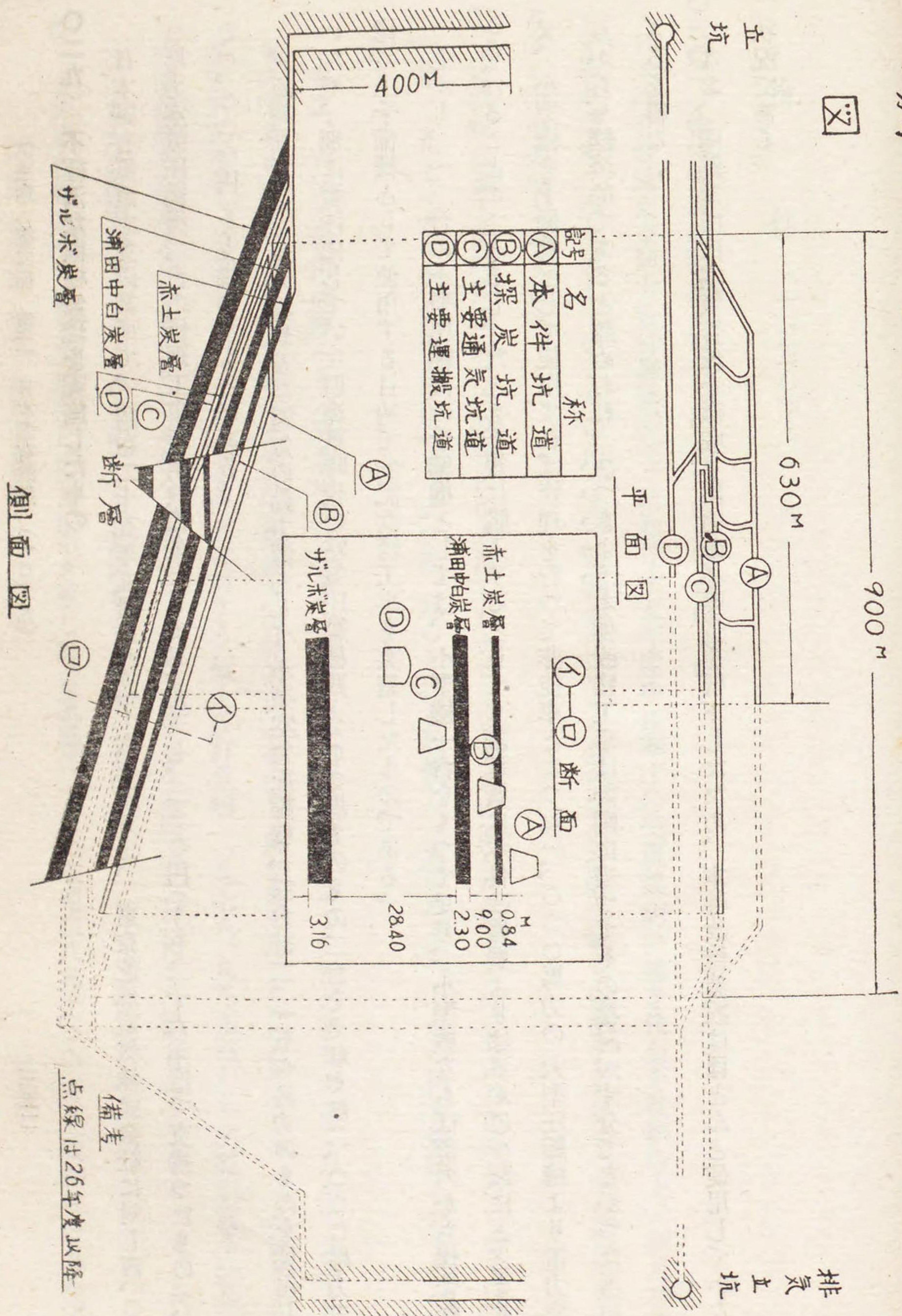
日本国有鉄道志免鉱業所で、昭和二十四年九月以来延長約九百米の岩盤坑道（以下Aと称する。別図参照）を開さくする目的で、赤土卸第一目抜坑道開さく工事等一連の工事を株式会社間組に請け負わせ、二十五年末までに約六百三十米を開さくし交付材料費及び割掛費を含め一三、四八三、〇二〇円（うち二十四年度分四、六九九、〇五五円）を支出しているものがある。



同鉱業所では、本炭鉱の下層群層の採炭のため、立坑より主要運搬坑道(以下Dと称する。)及び主要通気坑道(以下Cと称する。)を浦田中白炭層とザルボ炭層との間の岩盤に開さくするとともに採炭のための坑道(以下Bと称する。)を赤土炭層に沿って開さくした外、このBの排気のため必要であるとして本件Aを赤土炭層の上部の岩盤に開さくしたものであつて、このAは将来別に計画中の排気立坑完成の後は排気坑道として使用する必要がないので、赤土炭層採炭分の一部を運搬するための坑道として使用するとされているものである。

一般に炭坑では、現に隣接の第八坑でもそうであるが、運搬坑道とその排気坑道の二本立で採炭することが普通で、この坑道を炭層に沿って開さくすれば採炭もできるとされているものである。しかし、炭層に沿つた坑道は将来維持費がかかるため、この二本を岩盤に開さくし、別に採炭坑道を先進させることも一つの方法であるので、前記のように同鉱業所でD及びCを岩盤内に、又、Bを赤土炭層に沿って開さくしたことは、本炭鉱の特殊条件にかんがみて了解のできるところであるが、もしCをBの排気坑道として連進させる方法をとつたとすれば、Aを開さくしなくても採炭時の排気は十分できるし、又、赤土炭層の送炭には必ずしもAによらなくてもよいから、結局Aはあるにこしたことはないが、なくてはならぬ緊要なものであるとは考えられず、A開さくのため前記のような多額の経費支出の合理的根拠に乏しいものと認められる。

別川





(一〇二九) 不経済な機械修理を実施したもの

日本国有鉄道志免鉱業所で、昭和二十五年五月及び二十六年四月に、東京芝浦電気株式会社に対し四、〇〇〇馬力空気圧縮機二台の修理工事の請負代金として二、九三七、三〇〇円(うち二十六年で支拂つたもの一、六〇〇、〇〇〇円)を支拂つたものがある。

同鉱業所では、坑内採炭及び通気の動力源として小型空気圧縮機一三台計二、一五〇馬力のものを使用していたが、別に遊休化していた旧海軍時代の空気圧縮機四、〇〇〇馬力のもの二台をそれぞれ二、〇〇〇馬力に改修の上予備機として使用する目的で前記改修工事を実施したものである。

しかし、一三台の小型圧縮機の予備機としては、小型機一台をもつて足り、小型機ならば部内から保管転換を受けることができるし、たとえ新規に購入するとしても調達費は本件改修費よりはるかに少額にとどまり、又、小型機を予備機として使用すれば修理を行つて非効率となつた二、〇〇〇馬力の大型圧縮機より電力費の点からも経済的であると認められ、ひつきよう、本件改修工事は計画に當つてその検討が十分でなかつたといわざるを得ない。

なお、同鉱業所は空気管理を徹底し出力の必要量を低下したため、本件改修施設はほとんど使用していない状況である。

物 件 (一〇三〇)―(一〇四一)

(一〇三〇) 物件売渡の数量及び代金の算定当を得ないもの

日本国有鉄道東京地方資材事務所で、昭和二十五年度中に本庁の売渡契約に基き代金を収納の上、鋼及び鉄くず等を業者に引き渡しているもののうち、契約條項による統制額の改訂差額を追徴するに當つて処置当を得ないものが次のとおりある。

- (1) 新扶桑金属工業株式会社外六会社に引き渡した大宮工場発生の鋼及び鉄くず一、九六八屯八については、当初一、九七一屯を売り渡す予定で六、六二四、八〇〇円を収納し、更に八五三、七〇〇円を追徴したものである。

右は、大宮工場用品庫から六五九屯だけは値上改訂後の引渡数量であつた旨の報告があつたので追徴したものであるが、二十六年九月本院会計実地検査の結果によれば、統制額改訂後の引渡数量は一、八四四屯七四五が正当で、この差一、一八五屯七四五に対する値上改訂差額一、九七六、九三九円から実際引渡全数量が売渡契約全数量より少かつたため代金を減額すべき計算となる四、三三三円を控除した一、九七二、六一六円は、なお追徴すべきものであるのにその処置がとられていない。

- (2) 日本車輛株式会社東京支店外三会社に引き渡した古軌條外一点九七屯二八八についても収納代金九八六、



三七六円の外に統制額の改訂差額四三二、六〇一円を追徴すべきものであるのにその処置がとられていない

5。

(一〇三三) 物品売渡に当り処置当を得ないもの

(一〇三三二)

物品売渡に当り現品について引渡数量を確認する処置がとられていないため、ひいて日本国有鉄道に不利をきたしていると認められる事例が次のとおりある。

(一〇三三一) 日本国有鉄道広島地方資材事務所で、昭和二十五年度中に、富士製鉄株式会社外二会社に広島工場用品庫所在の鋼及び鉄くずを売り渡し、その代金として五、二六七、五九九円(うち二十六年分五二〇、九七七円)を収納したものである。

この売渡契約においては、現品の引渡は発生箇所置場積込渡となつてはいるが、同用品庫では引渡数量を確認する処置がとられていないで、買受人の代行業者が申し出た受領数量をもつて引渡数量としているのは当を得ない。

しかして、前記代金は一、四一六屯〇八五相当分となつてはいるが、これは積載貨車屯数二、一九一屯に対しては六四%六の比率となつていて、これを同年度中に現品について引渡数量を確認して売渡の処置をとつた釧路、秋田、松任、後藤の各工場用品庫における貨車積載比率が八一%から九七%となつてはいるのに比べ、本件

の場合は著しい開差を生じている状況である。

(一〇三三二) 同志免鋳業所で、昭和二十五年度中に国鉄共済組合外五名に沈でん微粉炭を売り渡し、その代金として二、九六八、七二五円を収納したものである。

この売渡契約においては、現品の引渡は巻上炭車を貯炭場であけた時に完了し、又、その引渡数量は、あけた車数で算出することとしているが、引渡数量を確認すべき処置がとられていないで、買受人の申し出た受領数量をもつて引渡数量としているのは当を得ない。

いま仮に、炭車巻上人夫の記入した数量記録により引渡数量を計算すると一一、九〇四屯となるのに、前記収納代金は一一、四〇三屯相当分となつていて、五〇一屯だけ過渡となつた計算となる。

(一〇三三三) 賃貸料の低価なもの

(款)事業収入 (項)営業収入

日本国有鉄道高崎鉄道管理局で、昭和二十四、二十五両年度中に、小山合同砂利株式会社敷地内に碎石機その他の施設計四、九二五、〇八三円のを建設し、これを二十五年十一月同会社に年額二五〇、九八三円で貸し付けているものがある。

右賃貸料年額二五〇、九八三円は、財産価額の五%に過ぎないばかりでなく、逐年遞減する契約となつてはいるが、右施設についての各耐用年数を基準に年六分の元利均等償還額を算出して見ても、年額五十二万余円と



なるもので、前記の貸付料は低額に過ぎるばかりでなく、同会社から購入する碎石の代金を見ても、一般市場価格によつていて、賃貸料の低額である事情はしんしゃくしてはいない。

(一〇三四) 随意契約により物件を高価に購入したもの

日本国有鉄道東京地方資材事務所で、昭和二十五年五月から二十六年一月までの間に、山口鉄道紙工株式会社社外五会社から随意契約により補充券発売日報外三点を購入し、その代金として二、七二二、〇一七円を支拂つたものがある。

右は、随意契約によらなければならない特別の事由はなかつたものと認められるのに、ことさらに多くの口数に細分して随意契約により購入したものであるが、その購入単価は同資材事務所が二十五年十月から二十六年三月までの間に山口鉄道紙工株式会社社外四会社から一般競争入札により購入した同種品の単価に比べ、左のとおりいずれも著しく高価となつてゐる。

品名	随意契約			一般競争契約		
	品質	単価	数量	品質	単価	数量
補充券発売日報	ウス二号中質	140.00円	10,000冊	ウス二号上質	66.69円	15,000冊
定期乗車券申込書	上質六〇斤	(100枚当り) 29.90	400,000枚	上更五〇斤	(100枚当り) 74.6	10,000,000枚
同	同	29.95	2,100,000	同	78.5	10,000,000
同	同	36.00	10,000	中質五〇斤	14.55	11,000,000
金額			1,400,000円			1,133,350円

同	同	45.00	12,500	同	56.75	
同	同	63.00	11,500	同	14.11	
貨物収入日報	ウス二号中質	29.00	1,000冊	ウス一号上質	33.00	1,800冊
旅客	ウス一号上質	14.00	1,100	同	74.6	1,000
金額			29,000			134,600

(一〇三五) 資材の管理当を得ないため損害を招いたもの

(一〇四一)

日本国有鉄道東京地方資材事務所外一箇所、関係職員が資材をほしきままに領得して売却処分したり、用品庫間で簿外品等を正規の手續によらず相互融通の上これを部外者と交換したり、支給材料を水増ししてこれを不正処分したり、あるいは業者のため詐取されたなどのため、日本国有鉄道に損害を與えたものが昭和二十六年十一月までに判明したものだけでも次のとおりあつて、そのうちには関係職員多数について業務上横領の被疑事件を生じているものがある。

右は、用品庫における貯蔵品の現品は、握が不完全であつたり、物品の仮渡整理が粗漏であつたり、又、工場における決算品、発生品の受拂処理が適確でないなど資材に関する管理が当を得ないことに基因するものと認められる。

(一〇三五) 東京地方資材事務所新小岩工場用品庫で、昭和二十二年秋ごろから二十六年四月ごろまでの間に、ガラス一〇二箱、屋根布五〇本、パイプ一〇屯等合計推定金額二、〇〇八、〇〇〇円のものゝ不正に処分されてゐる。